エゼキエル預言書

預言者エゼキエルは司祭族の出であつた。父の名はブジ。彼は西紀前五百九十八年ヨアキン王と共に、ナブコドノソルにバビロンへ捕虜として引かれた人々の一人で、そこではコバル河北岸の一小都市に置かれた。

彼は捕らわれてから五年目に、本書の第一章に詳述している如く、天主から預言者の召命を受け、捕囚のユデア人の中で、少なくとも二十二年の間活動した。そして度々僞予言者らに妨害されたけれども、同胞には大いに重んじられた。

本書には解し難い啓視や象徴的動作や譬喩などが多数出てくる。それで聖ヒエロニモはこれを「主の玄義の迷路」と言つている。しかし本書はユデア教会にもキリスト教会にも非常に尊重され、始終聖書の正典の中に数えられて来た。

第一章

エゼキエルが預言したる時—その見たる異象

二 三十年[1]第四月[2]に入りて、その月の五日のことなりき、我、コ

第一章 1)三十年とは、ある解釈者たちの説では、エゼキエルの年齢。他の説では、西紀前六百二十五年ナボポラツサルから始まつたバビロン時代の三十年目。—2)第四月とはタムズの月で、今の六月半ばから七月半ばまでに相当する。故にエゼキエルが召命を受けたのは、西紀前五百

二　バル河3)の畔なる捕虜等の中に居りしに、天開けて天主の御啓視を見たり。4)三そはヨアキン王が捕え移されてより五年目なりしが、その月の五
三　日に、5)三カルデア人の地なるコバル河の畔において、主の御言ブジの子
四　司祭エゼキエルに下り、そこにて主の御手6)彼に臨めり。四我乃ち見しに、看よ北より旋風と、大なる雲と、そを包む火と来りぬ。その周囲に
五　は光輝あり、その中、即ち火の中よりは琥珀金7)の類の如きもの出たり。五またその只中には四つの生物に似たる姿あり。その様次の如し、即ち
六　是等は人に似たる形を具え、六その一つ毎に四つの面あり、また一つ毎
七　に四つの翼あり、8)七その足は直き足にして、その足の平は犢の足の平
八　の如く、白熱せられたる青銅の状に似て燦けり。八なおその四方には翼
九　の下に人の手あり、彼等はまた四方に面と翼とを具えたり。9)九その翼は
一〇　互に相接せり。彼等の歩むに当りては、後を振り向くことなく、各々その面の真直前をさして進めり。一〇さてその面の貌は、人の面なれども、

九十三年六月二十日のこと。
3) コバル河はエウフラト河の一運河。―4) 本一〇・二〇。四三・三。―5) ユデア人には重要な年月日。―6) 力の象徴。―7) 古代の琥珀金とは金銀の合金。
8) 以下の記述には、アッシリアの彫像にやや似ている点がある
9) 默四・八参照

一一　この四つの者それぞれの右にあるは獅子の面、この四つの者それぞれの左にあるは牡牛の面、この四つの者それぞれの上にあるは鷲の面なり。10）一二その面は上に向き、その翼も上に展べられたり。いずれの者も二つの翼相接し、その二つはその身を覆えり。11）一三彼等は各々その面の真直前をさして歩み、霊12）の好む方へ進み行き、その歩むに当りては、後を振り向くことなかりき。一三その生物の貌は、これを見るに熾れる炭火の如く、また松明を見るが如し。生物の間を彼方此方に馳せ交うもの見えしが、そは輝ける火、及びその火より出る電光、是なりき。13）一四その生物は電光の閃く如く、往復せり。一五我なお生物を観たるに、生物の傍の地上に、四つの面を具えたる車輪一つ宛あり、一六その車輪の状とその作とは、宛ら海14）を見るが如く、四つ共みな同一の形にして、その見かけと作とは、車輪の中に車輪の

10）この四つの生物とはケルビム即ち智天使で（本一〇・二〇）、その現われた外形は、理性を有すること（人の姿と人の顔）、高貴（獅子の顔）、力（牡牛）、迅速（鷲）の象徴。これにマテオ、マルコ、ルカ、ヨハネ四福音史家のシンボルを思い合わせよ。―11）身を覆うているのは畏敬のしるし。蓑六・二参照。
12）天主の。―13）人間は火の中では生きていられないから、これらの者は人間以上。―14）海の美しい青色。

一七　あるが如し。一七彼等行く時は四方に行き、その歩むに当りては、15)
一八　後を振り向くことなかりき。一八その車輪の大いさも高さも、見るだ
に恐ろしきばかりにして、16)四つ共みなその全体にわたり周囲に目
一九　充ち満てり。17)一九生物の進む時は車輪もまたその傍に従いて共に進
二〇　み、生物の地より上る時は、車輪もまた同じく上れり。二〇凡そ霊の
行く処には霊の行くままに、車輪もまた共に上りて之に従えり。蓋
二一　は生命の霊18)車輪の中に宿りたればなり。二一彼等の行く時は是等も
行き、彼等の留まる時は是等も留まり、彼等の地より上る時は、車
輪もまた共に上りて之に従えり、そは生命の霊車輪の中に宿りたれ
二二　ばなり。二二生物の頭の上には、恐ろしき水晶を見るが如き蒼穹の形
二三　ありて、彼等の頭の上に展がれり。二三その蒼穹の下に彼等の翼彼と
二四　此と相向かいて開きたり。各々二つの翼もてその軀を覆い、他の者
もまた同様に身を覆えり。19)二四我その羽音を聞きしが、大水の音の

15) 智天使の車が四方に動くことができるのは、天主の御力がどこにでも及ぶことを表わす。―16) 恐ろしい理由二つ。(一)異常な大きさ。(二)目が沢山あること。17) これは一説では人間の目、また一説では孔雀の尾にある目のようなものであつたと。―18) 天主の霊

19) 本章一一節と同様

二五　如く、20）至高き天主の御声の如く、その歩むに当りては、
　　夥しき群衆の足音の如く、陣営の物音の如くなりき。留
　　まる時には、その翼垂れ下れり。二五実に彼等の頭の上にあ
二六　る蒼穹の彼方より声する時は、21）彼等留まりてその翼を垂
　　れたり。二六彼等の頭の上にある蒼穹の彼方に、恰も青玉22）
二七　を見るが如き、玉座に似たるもの23）あり、その玉座に似た
　　るものの上に、宛ら人を見るが如き姿ありき。24）二七我また
二八　その内の周囲に、琥珀金を見るが如く、火の状に似たるも
　　のを見たり。その腰より上、及びその腰より下までは、我
　　見しに、恰も周囲に輝き渡る火を見るが如く、二八雨の日に
　　雲間にかかる虹を見るが如し。周囲に洽き光輝を見れば、
　　則ち是の如くなりき。25）

20）本四三・二。默一・一五など参照。―21）天主の御命令。
22）天主の御威光の象徴。哀四・七参照。―23）智天使たちは蒼穹と共に天主の玉座を成していた賽六・一以下参照。―24）天主が人の姿で、即ち人の如く現われ給う。但七・九参照。―25）神秘家達はこの啓視の記事に、天主と人間との神秘的関係などについての いろいろな説明を附けている。但しこの説明は実に種々雑多でフイリョンが opinionum silva「森の木々ほど多い説」と言っているくらいである。

第二章

エゼキエル召命を受く

一　主の栄光の御姿の顕現是の如くなりしかば、我見て平伏したるに、語り給う者の御声を聞けり、即ちその我に曰いけらく、人の子[2]よ、汝の足を踏みしめて立ち上れ、いざ、我汝と共に語らん、と。二　かく我に語り給いし後、その霊我に入りて、わが足を立たしめ給いぬ。是において我その語り給うを聴きしに、三　曰いけるは、人の子よ、我汝をイスラエルの子等の許、即ち我を離れ去りたる背信者の国民の許に遣す。彼等及びその父祖は、わが契約を破りて今日に及べり。四　さて、わが汝を遣すかの者等は、厚顔にして度し難き心の子等[3]なれば、汝彼等に向かいて、主なる天主かく曰う、と云うべし。五　彼等或は聞くことあらん、或は等閑にすること

第二章　[1]第二章には、第一章の異象に対してエゼキエルがどういう態度を取つたかが述べてある。―[2]この言葉は旧約では二つの予言書にしか出て来ない。エゼキエル書には百回近く、ダニエル書にはただ一回、（但八・一七）。人性の弱さを表わす。新約においてはキリストが謙遜からこう自称された。―[3]出三二・九。三三・三―五。賽四八・四など参照。

六　あらん、4) そは反抗をなす一家5) なればなり。されどいずれにせよ、彼等は己等の中に、預言者ありしことを知るべし。6) 六されば汝人の子よ、信ぜざる者等、滅ぼす者等汝と共にあり、7) 汝蝎と共に住むとも、怖るるなかれ、また彼等の言に臆するなかれ。

七　彼等の言に怯むなかれ、またその顔を恐るるなかれ、彼等は反抗をなす一家なればなり。七されば汝彼等にわが言を告ぐべし、彼等或は聞くことあらん、或は閑にすることあらん、そは反抗をなす者等なればなり。

八　八さて汝人の子よ、凡てわが汝に語る所を聴け、かの家が反抗をなす如く、反抗をなすなかれ、汝の口を開きて、凡てわが汝に与うるものを食せよ。

九　九折しも我見しに、視よ、我に向かいて差出されたる手あり、その中に巻きたる書ありき。彼之をわが前に開き給いしが、その内外に文字ありて、嘆き哀歌と憂苦と之に録されたり。8)

4) 天主はどの人にも聖寵を提供し給う。

5) ヘブレオ語本「叛逆の一家」。エゼキエル書に十一回使われている言い方。―6) 天罰から、彼らに語つたのが真の神の予言者であつたことを、イスラエルは悟るであろう。

7) ヘブレオ語本「あざみといばらと汝のまわりにあり」。即ちとげのある植物や毒のある動物のように他人を悩ます。―8) 默五・一。―本節の説明は第三章にある。

第三章

エゼキエル巻物を食して更に教を受く―監視の役

一 彼また我に曰いけるは、人の子よ、凡て汝の目にせんほどの物は之を
二 食せよ、この巻物[1]を食し、往きてイスラエルの子等に告げよ、と。
三 我乃ち口を開きしに、彼我にその巻物を食せしめ、さて我に曰いけ
るは、人の子よ、わが汝に与うるこの巻物をば、汝の腹に食し、汝の
腸に満たすべし、と。是において我之を食せしが、そはわが口に蜜の
四 如く甘かりき。[2] 彼また我に曰いけるは、人の子よ、イスラエルの家に
行け、しかして汝彼等にわが言を告ぐべし。五 抑々汝が遣さるるは、解
し得ぬ物言い、知らぬ言語の民の許にあらずして、イスラエルの家にこ
六 そ。六 そはまた汝がその語る所を聞き取る能わざる、解し得ぬ物言い、
知らぬ言語の多くの国人の許にもあらず。汝もし彼等の許に遣さるとせ
七 ば、彼等汝に聴くべし。七 されどイスラエルの家は汝に聴くことを欲ま

第三章　1) エゼキエルが捕囚の人々に告げるべき予言の内容。2) それにはかれにとつて喜ばしい天主の御言葉が書いてあるから。その上告げられた天罰さえイスラエルの救いに役立つから―默一〇・九。

ざらん、3）彼等は我に聴くことを欲まざればなり。実にイスラエルの家は全て厚顔にして頑固なる心の者等なり。八看よ、我汝の面を
九彼等の面よりも強くし、汝の額を彼等の額よりも固くせり。我汝の面を金剛石の如く硅石の如く4）にせり。彼等を怖るるなかれ、また彼等の面前にて臆するなかれ、そは反抗をなす一家なればなり。
一〇彼また我に曰いけるは、人の子よ、わが汝に語る言を悉く汝の心に納め、汝の耳に聴け。一一往きて、捕え移されたる者等の許に、汝の民の子等の許に赴き、汝彼等に語りて、主なる天主かく云い給う、と云うべし。彼等或は聴くことあらん、或は等閑にすることあらん。一二折しも霊5）我を挙げ給いしが、6）我あたりを揺るがすばかりの大声がその在処7）より出で、わが後にて、「主の御栄光は賛うべきかな」と云うを聞けり。一三また生物の彼此互に羽叩く翼の音と、生物に従う車輪の音と、あたりをも揺るがすばかりの大音とを

3）彼らは天主に聴き従わないから、その予言者の言葉にも耳を貸すまい。―4）ヘブレオ語本「硅石よりも固き金剛石の如く」。―5）天主の御力。6）これは体を持ちあげられたことをさすのか、異象を示された場所を去ることができるように霊魂を強められたことをさすのか、明らかでない。―7）神秘的玉座、または天。

一四　聞けり。8）一四霊なおも我を挙げ我を伴い行き給いければ、我わが霊の悲憤に駆られつつ9）往きしが、主の御手我と共にありて、我に力を添え給えり。一五さて我は新穀の堆積10）に来り、捕え移されたる者等の許、即ちコバル河の畔に住める者等の許に至りて、その坐せる処に坐し、七日の間そこに留まり彼等の中に居りて嘆き悲しめり。11）

一六　然るに七日過ぎし時主の御言我に下れり、曰く、一七人の子よ、我汝を立ててイスラエルの家に対する監視者となす。されば汝わが口より言を聴きて、我より彼等に之を伝うべし。12）一八我が不敬なる者に、汝死すべし、と云う時、汝もし彼がその不敬なる道を離れて生きんために彼にかく伝え、かく語らずば、その不敬なる者は己が不義により死せんも、我その血を汝の手より求むべし。13）一九されどもし汝不敬なる者にかく警め告げたるに、彼その不敬とその不敬なる道とを離れて立ち帰らざるならば、実にその者は己が不義により

8）智天使たちがエゼキエルの予言者に選出されたことと、それによつて天主の新たに光栄を得給うこととを喜んでいるのである。―9）頑固なイスラエル人に対する主の御憤りに共感して。―10）テル・アビブ。流謫者の開拓地であつた所。
11）天主から命ぜらるべきことに対し、祈りつつ準備をして。
12）本三三・一。
13）創九・五参照。

二〇 て死せんも、汝は己が霊魂を救えるなり。二〇なおまた義人の義を離れて不義
をなすことあらんか、我その前に躓く物を置かん。14) その者は汝の彼に警め
二一 告げざりしが故に、己が罪によりて死し、そのなしたる義しき業も記憶に存
せざるに至るべし。さりながら我その血を汝の手より求めん。二一されど汝も
し義人の罪を犯すことなからしめん為に、義人に警告し、彼罪を犯さざるな
らば、汝の之に警め告げたるが故に、彼生くべく、汝また己が霊魂を救える
二二 なり。二二時に主の御手我に臨みて、彼我に曰いけらく、起ちて野に出よ、15)
二三 我彼処にて汝と語らん、と。二三されば我起ちて野に出たるに、視よ、そこに
主の御栄光立てり、わが曾てコバル河の畔にて見し御栄光の如し、我すなわ
二四 ち平伏せり。二四然るに霊我に入りてわが足を立たしめ、我に語りて曰いける
二五 は、入りて汝の家の中に閉じこもれ、二五汝、人の子よ、見よ、彼等汝に繩か
二六 け、汝をそれもて縛めん、よりて汝彼等の中より出るを得じ。二六我汝の舌を
口蓋に密着せしめん、されば汝唖となりて、責め譴むる人の如くにはあらざ

14) 天主は人間に自由をお与えになつたので、その罪を犯すのをもお止めにならない。

15) エゼキエルは人のいない所によれ、そこで天主のお告げを聞く。

二七　るべし。そは反抗をなす一家なればなり、16）二七されど我汝に語るべき時は、汝の口を開かん、汝乃ち彼等に云うべし、主なる天主かく云い給う、聴く者は聴け、等閑にする者は等閑にせよ、そは反抗をなす一家なればなり。

第四章

イエルサレムの包囲と饑饉との預言

一　一さて汝人の子よ、煉瓦1）を取りて汝の前に置き、之に

二　イエルサレムの城市を描け。2）しかして之に向かいて包

三　囲陣を張り、足場を建て、塁を築き、また之に対して営を設け、その周囲に破城槌を置け。三更に汝鉄の鍋を取り、之を汝と城市との間に置きて鉄の墻となし、汝の面を之に向けて脇目もふらざれ。かくの如くそは囲まれ、汝そを囲むべし。是、イスラエルの家に対する徴なり。3）

16）ただ象徴的動作によつてしか彼らの注意をひくことが出来ない。

第四章　1）バビロニアやアッシリアで字を書くのに使つたのは、陶土の板か粘土の煉瓦。まだ軟らかい陶土に鉄筆で文字を彫りつけたのである。—2）この予言の時にはただ第一回の捕虜移送があつたばかりで、イエルサレムはまだ破壊されていなかつた。—3）この徴によつてエゼキエルをして、イエル

四　四汝また左脇を下にして眠り、汝が横になりて眠るべき日数だけ、イスラエルの家の不義をその上に置き、彼等の不義を己が身に負うべし。

五　五我彼等の不義の年数を日数に換え、三百九十日を汝に課したり、その間汝イスラエルの家の不義を身に負うべし。

六　六さて汝之を果たしたる時は、また右脇を下にして眠り、四十日の間イスラエルの家の不義を身に負うべし。我云う、茲に一日は一年に当り、一年は一日に当るべし。

七　七汝イエルサレムの包囲の方に面を向け、腕を伸べ、之に対して預言すべし。

八　八見よ、我汝を縄もて巻けり、されば汝の包囲の日を終うるまで、汝此方より彼方に身を転らすこと能わざるべし。

九　九汝、小麦、大麦、豆、扁豆、粟、及び矢筈豌豆を取りて之を一つの容器に入れ、汝が横になりて眠るべき日数に用うるだけのパンを作れ。即

サレムがどういう目に会うかを、ユデア人達に示させようというのである。

4) イスラエルはユダの北にあつたから、左脇とは北を意味する。即ちこゝは、北方王国イスラエルの人々が捕われ引かれることをさす

5) 右脇を下にして臥すとはユダ王国の人々の捕われ引かれることを言う。エゼキエルは始終一方の脇を下にして臥さなければならなかつたわけではなく、ただ捕囚の人々が彼の家に来る時だけ、そうしたのらしい。

—民一四・三四。

一〇　ち三百八十日6)の間汝之を食すべし。一〇汝の食すべき糧は日に重量二十スタテル7)なるべし。時々之を食せよ。一一また水も量りて、一ヒンの六分の一8)ずつ飲むべし。時々之を飲め。一二汝大麦のパンを灰の下に入れて焼く如くにして之を食すべし、即ち彼等9)の眼前にて之を人より出る糞もて覆うべし。10)

一三　主曰いけらく、イスラエルの子等はかくの如く、わが彼等を逐いやらんとする国々の民の間にて、その汚れたるパンを食すべし。11)

一四　時に我云いけるは、ああ、ああ、主なる天主よ、見給え、わが霊魂は未だ曾て汚れたることなし、我は幼き時より今に至るまで、自ずから死せるものや獣に裂き殺されたるものを食したることなく、また凡て汚らわ

6) 七十人訳では「百九十日」。―7) この一日分の糧食は非常に少ない。二十スタテルは三二七・四グラム。―8) 一ヒンの六分の一は約一リットル。暑い近東の国では極めて少量の水である。―9) 捕囚の人々。―10) パン焼きがまには石を用い、薪、または困っている時などのようにそれがない場合には、家畜の糞をたいて熱した。まずその灰を取り除いてから、円くて平たいパンの薄片を熱い石にのせ、その上にまた灰をかけた。後、裏も同様にして焼くと、食べられる。イスラエル人が異教徒の国で、不浄な食物を食べるようになるべきことを示すために、パン菓子製造に人糞を燃料に用いよとエゼキエルに命じ給うのである。―11) 何九・四。

一五 しき肉12)のわが口に入りたることなし。一五彼我に曰いけるは、見よ、我人の糞の代りに、牛の糞を汝に与えたり、されば汝それによりて汝のパンを作るべし。一六また我に曰いけるは、人の子よ、見よ、我イエルサレムにあるパンの杖13)を打ち砕かん、彼等はパンを秤にかけて気遣いつつ食し、水をも量りて患みつつ飲むべし、14)一七かくパンと水と欠乏するに至らば、人々各々その兄弟に重なり仆れ、己が不義ゆえに、衰うべし。

第五章

ユデア人に下る天罰

一さて汝人の子よ、鋭き刃1)の毛を剃るものを執り、之を手にして汝の頭と鬚とを剃り、次に計量器を執りてその毛を分けよ。二包囲の日の果つる時、汝城市の中央にてその三分の一を火もて焼き、また三分の一を取り小刀もて城市の周囲を切り落とし、な

12) 利五・二、三。徒一〇・一四参照。—13) パンは人の命の杖である一説では、これは固く焼いたパンを掛けて保存するため、それに穴をあける杖をさすと。14) 本五・一六。一四・一三。

第五章 1) ヴルガタ gladius「剣」。普通の剃刀ではなく、戦いに使う剣。

三　お残る三分の一を風に散らすべし、我剣を抜きてその後を追わん。2) 三 汝更にその中より少数を取りて、汝の袍の裾に結びつけ、

四　四 またその中より取りて、之を火の中に投げ入れ、火もて之を焼くべし。さらば之より火出でて、イスラエルの全家に向かわん。3)

五　五 主なる天主かく云い給う、是イエルサレムなり。我之を万の国民の只中に4) 置き、その国々を之が周囲に置けり。六 そはわが掟を軽んじて、異邦人等よりもなお不敬になり、わが誡命を侮りて、その周囲にある国々よりも更に悪しくなれり。実に彼等はわが掟を棄て、わが誡命のままに歩まざるなり。七 この故に主なる天主かく云い給う、それ、汝等は汝等の周囲にある異邦人等に優りて、わが誡命のままに歩まず、わが掟を行わず、汝等の周囲にある異邦人等の掟によることだにせざるなり、八 是に由りて主なる天主かく云い給う、見よ、我汝に至り、異邦人等の目の前、5) 汝の中

2) イエルサレムの住民の三分の一は同市が占領されて後すぐ殺される。他の三分の一は同市の周囲に逃げて殺され、残りの三分の一だけが四方八方に逃げ散つて助かる。しかしこの人達もつらい目に会うだろう。―3) 多くの解釈者はこれを、チトが司祭やファリザイ人の叛逆のために全イスラエルに下した罰と解している。―4) 彼らを照らす灯として。

5) ユダの罪犯す所を目撃した異邦人等は、ま

九　にて、我自ら審判を行い、九わが未だ曾てなしたることなく、またこの先もかくの如くは再びなすことなからんようなる事を、汝の数々の憎む

一〇　べき業ゆえに、汝になさん。一〇是に由り、汝の中にて父は子を啖い、子はその父を啖うに至らん。6) 我汝に審判を行い、汝の残れる者等を悉く

一一　風のまにまに散らしやらん。7) 一一この故に、主なる天主云い給う、我は活く、汝その諸々の罪科とその諸々の憎むべき事とを以て、わが聖所を

一二　流したるに由り、8) 我もまた汝を打ち挫がん、わが目見遁すことをせず、我憐むことをせじ。一二汝の三分の一は汝の中にて疫病に死し、飢餓に滅び尽さん。また汝の三分の一は汝の周囲にて剣に殪れん。更に汝の三分

一三　の一は、我之を風のまにまに散らしやり、剣を抜きてその後を追わん。一三我かくわが激怒を悉く泄らして、彼等に対するわが義憤を鎮め、わが

一四　心を晴らさん。9) しかして彼等に対するわが義憤を、我の泄らし終らん時、彼等主たる我が熱心に之を告げたることを知るに至るべし。一四我汝

たその罰せられる所をも見るだろう。―6) 耶一九・九。哀四・二〇参照。

7) 農業から採った喩。箴二九・五。耶四九・三六参照。―8) この冒瀆がいかにして行われたかは、第八章に詳述してある。

9) そうしなければ天主の御正義が満足されない

を荒野となし、汝の周囲にある国々の民の間に、物笑いとなして、路行く
一五 すべての人の眼前に曝さん。わが猛り立ち憤り、怒り責めて汝に審判を
行いたらん暁には、汝その周囲にある国々の民の物笑いとなり、呪いの的
一六 となり、見せしめとなり、驚きとなるべし。[10] 一六主なる我之を告げたるぞ。
我汝等を滅ぼさん為に放たんとする、死を齎すべき、凶しき饑饉の矢を彼
等に放たん時は、汝等の上に饑饉を集中し、汝等の間にあるパンの杖[11]
一七 を打ち砕かん。一七実に、我饑饉と悪しき獣とを汝等に遣して、汝等を全く
滅ぶるに至らしめん。また疾病と血と、汝の中に遍く及ぶべし。我汝の上
に剣を来らしめん。主なる我之を告げたるぞ。

第六章

イスラエルが偶像礼拝の故に蒙る天罰

一 主の御言またわれに下れり、曰く、二人の子よ、汝の面をイスラ
二 エルの山に向けよ、し
三 かして汝之に預言すべし、三即ち云え、イスラエルの山よ、主なる天主の御言を聴け。

10) 天主が悪を罰せずにおき給わぬことをこの民らは思い知るだろう
11) 本四・一六とその註参照

主なる天主、山と丘と、岩と谷とにかく云い給う、見よ、我汝等の上に剣を来らしめ、汝等の高き処1)を滅ぼし、四汝等の祭壇を毀たん。汝等の偶像は砕かるべし。我汝等の殺さるる者を、汝等の偶像の前に倒れしめ、五イスラエルの子等の屍体を汝等の偶像に付し、汝等の骨を汝等の祭壇の周囲に散らし、六凡て汝等の住める処において然なさん。諸邑は荒れ果て、高き処は崩されて滅び、汝等の祭壇は毀ち砕かれ、汝等の偶像は失せ、汝等の社は取り払われ、汝等の作りしものは絶やされ、七殺さるる者汝等の中に仆るべし。かくて汝等我が主なることを知るに至らん。八然れども我汝等の中の或人々を遺さん。即ち彼等は剣を遁れて、わが汝等を国々に散らしやらん時、異邦人の間に入らん。九汝等の中の救われたる者は、その捕われ引き行かれたる国々の民のなかにて、我を思い出さん、そは私通を行いて2)我を離れたる彼等の心と、その偶像を慕いて秋波を送りたる彼等の目とを、我打ち挫きたればなり。且彼等もその数々の憎むべき事により

第六章　1)偶像神の祭祀を行う場所であつた処。2)天主との関係を夫婦仲に譬えた言い方は旧約聖書に度々出てくるが、その考えから偶像礼拝を私通と言う

一〇 てなしたる悪ゆえに、自ら愉しまざるべし。一〇是において彼等、主たる我が、この災厄を彼等に下さんと告げたることの空しからざるを知らん。一一主なる天主かく云い給う、汝手を拍ち、足を踏み鳴らして3)云え、ああ悲しいかな、イスラエルの家の諸々の憎むべき悪事、そは彼等

一二 剣、饑饉、及び疫病に仆るべければなり。一二遠くにある者は疫病に死し、近くにある者は剣に仆れ、生き残りて囲まるる者は饑饉に死すべし。かくの如く我彼等に向かいてわが義憤を晴らさん。一三しかして汝等

一三 のうちの殺さるる者が汝等の偶像の中に、汝等の祭壇の周囲に、あらゆる高き丘に、すべての山の頂上に、あらゆる森の木の下に、あらゆる樫樹の下に、彼等がその諸々の偶像に匂わしき香を焚きし処にあら

一四 ん時、4)汝等我が主なることを知るべし。一四我彼等の上にわが手を伸べ、凡て彼等の住める処において、デブラタの荒野より5)此方は、荒れ廃れたる地となさん。かくて彼等は我が主なることを知るに至るべし。

3)手を打ち足をふみならすは、恐怖と苦しみのしるし。―4)聖所は、死人の屍や骨を触れると汚れるとされていた。―5)ヘブレオ語本「荒野よりリブラに至るまで」。リブラはオロンテス河畔の町でナブコドノソルが最後のユダ征討の時に大本営を置いた所。

第七章

イスラエル最後の滅亡より逃るる者は少なかるべし

一 主の御言また我に下れり、曰く、 二 汝人の子よ、主なる天主、イスラエルの国にかく云う、終末来れり、終末来りて国の四方に臨めり。 三 今汝に終末臨めり。我わが忿怒を汝に注ぎ、汝の行状によりて汝を裁き、汝の諸々の憎むべき物[1]を汝と対決せしめん。 四 わが目汝を見遁さず、我憐憫をかけずして、汝にその行為を負わせん。汝の憎むべきもの汝の中にあるべし。かくて汝等我が主なることを知るに至らん。 五 主なる天主かく云い給う、一つとなき[2]災厄あり、見よ、その災厄来れり。 六 終末来れり、終末来れり。そは目覚めて汝に向かえり、見よ、来れり。 七 この地に住む者よ、汝に破滅来り臨めり。時は来れり、日は近し、されどそは殺戮の日にして、山々の栄光の日にあらず。 八 今少時にして我汝にわが忿怒を注ぎ、汝にわが憤激を晴らし、汝の行状によりて汝を裁き、汝の罪科を悉く汝に負わせん。 九 わが目見逃す

第七章

1) 偶像。

2) ヴルガタ原文 una「一つの」。二度目の一を下す必要がないほど大きい災厄。

3) 耶三・二三参照

一〇　ことをせず、我憐むことをせずして、汝にその行為を負わせん。汝の憎むべきもの汝の中にあるべし。かくて汝等我が主にして撃ち懲らすことを知るに至らん。一〇見よ、その日を、見よ、そは来れり。破滅出たり、笞杖花咲き[4]傲慢芽ばえたり。一一不義起りて不敬への笞杖[5]となるべし。彼等も、その民衆も、その殷賑も、何一つ残らず、彼等には安きことなからん。一二時は来れり、日は近づけり、買う者は悦ぶべからず、売る者は哀しむべからず、そは忿怒そのすべての民に臨めばなり。一三即ち売る者なおその命ありて生ける人々の中に居ると雖も、その売りたる物の所に帰ることなからん、[6]実にそのすべての群衆に関る啓視は取り消されず、人その生活の不義によりては栄ゆべからざるなり。一四喇叭を吹き鳴らして、一切の準備を調えよ。されど戦闘に行かんとする者なし、蓋はわが忿怒そのすべての民に臨めばなり。一五外には剣あり、内には疫病と饑饉とあり、田園におる者は剣に死すべく、都市におる者は疫病と饑饉とに蝕み尽さるべし。一六彼等の中の逃げ去らん者はその身を全うして、谷の鳩の如く山

4) 即ち敵が国内に現われ。
5) バビロンの王をさす。
6) この商売のことは利二五・二五の引用

一七　中に居り、皆いずれも己が不義ゆえに震い慄かん。7）一七手は皆萎え、
一八　膝は皆水となりて流るべし。8）一八彼等は毛衣を身に纏わん、恐怖彼
等を包み、いずれの面にも狼狽あり、そのすべての頭は禿となるべ
一九　し。9）一九彼等の銀は外に棄てられ、彼等の金は肥堆とならん。主の
御激怒の日には、その銀もその金も、彼等を救う力なかるべし。是
二〇　等はその霊魂を飽き足らしむることなく、その腹を満たすことなか
らん、そは彼等の不義への躓きとなりたればなり。10）二〇彼等はその
頸飾を傲る為の具となし、且之を以てその憎むべきものの像、似姿
二一　を作れり。この故に我之を彼等にとりて穢らわしき物とならしめた
二二　り。二一我之を外国人の手に付してその奪うに任せ、地の悪漢に付し
てその掠むるに任せん、彼等は之を涜すべし。11）二二我彼等にわが面
二三　を背向けん、されば彼等わが奥の院を侵し、強盗等そこに押し入り
て之を涜すべし。二三汝錠前を造れ、12）そは国に血の裁き満ち、都

7）逃亡者達は、ねぐらから追われた鳩のように、嘆きつつ山中をさまよう。
8）水の流れ去るように、膝の力がぬけてしまう。―9）服喪のしるしに、粗衣を纏い、頭髪を剃って貰った（米一・一六）。
10）箴一一・四。集五・一〇。智一・一八。
11）天主は御民に授け給うた装飾品を、今度はカルデア人に分捕物として与え給う
12）ヘブレオ語本「鎖を造れ」。彼らを縛

二四　市に不義満ちたればなり。二四我諸々の国民の中最も兇悪なる者等を来らしめん、是等は彼等の家を奪い取るべし。我権勢ある者13)の驕慢を止めん、
二五　かの者等は彼等の聖所を奪い取るべし。二五彼等は患難の不意にその身に至る時、平安を求めん、されどそはあらざるべし。二六混乱の上にも混乱起り、
二六　流言の上にも流言生じ、彼等預言者に啓視を求めん。律法は司祭より、
二七　分別は長老等より失せ去るべし。二七王は哭き、侯は悲愁に包まれ、国の民の手は顫えん。我彼等の行為に応じて彼等になす所あり、義によりて彼等を裁くべし。14)かくて彼等我が主なることを知るに至らん。

第八章

イエルサレムの聖殿に行われし偶像礼拝

一　一爰に六年第六月のことなりき、その月の五日に、1)我わが家に坐
二　し、ユダの長老等わが前に坐し居りしに、2)主なる天主の御手そこ
　　においてわが上に下れり。三時に我観しに、見よ、宛ら火を見るが

第八章　1)エゼキエルの召命以来一年二カ月。本一・一―二参照。―2)捕われているため。13)ユデア人の中の。―14)その業に応じて報いる。

三　如き形3)あり、その腰より下の様は火なれども、その腰より上は恰も光輝を見るが如く、琥珀金を見るが如し。三その形の者、手を伸べて、わが頭の毛髪を捉うるや、霊我を地と天との間に揚げ、天主の幻象の中に我を伴いイエルサレムに行き、北に向きたる内門のほとり、猜みを起さしむる嫉妬の神の像の立てる処に至りぬ。4)四折しも見よ、そこにイスラエルの天主の栄光あり、わが曽て野にて見たりし幻象の如し。五彼我に曰いけるは、人の子よ、汝の眼をあげて北の方を見やれ、と。よりて我眼をあげて北の方を見やりたるに、見よ、祭壇の門の北に当りて、5)その入口の所にかの嫉妬の神の像あり。六彼また我に曰いけらく、人の子よ、汝彼等イスラエルの家のなす所を見、また彼等が

るユデア人達は、自分らの運命が、まだイエルサレムに残つているユデア人達の成行きによつて左右されることを知つていたので、長老達はイエルサレムがどうなるかを問いに、しばしばエゼキエルの所へ来た。

3) 前に（本一・二六以下、及び三・二二以下）彼が見たのと同様なお姿の天主。―4) エゼキエルはアスタルテの像を見たのらしい。マナツセ族はかかる像を聖殿に安置した（王下二一・五、七。代下三三・七）。これは後に除去されたが（代下三三・一五）、セデキアがまた安置したのであろう。―但一四・三五。―5) 北側内部の戸。偶像は外の前庭の司祭や人々に見えやすい所にあつた。

七　此処にて行い、我をしてわが聖所より遠く離れしめんとする大なる憎むべき事を見るや。されど汝目を転ずる時は、なお大なる憎むべき事を見るべし。

八　次いで彼我を伴いて庭の戸口に入り給えり。我乃ち観しに、見よ、その壁に一つの穴あり。

九　彼我に曰いけるは、人の子よ、壁を掘りぬけ、と。よりて我その壁を掘りぬきけるに、見よ、一つの戸現れたり。[6] 九時に彼我に曰いけるは、汝入りて、彼等が此処にて行う最悪しき憎むべき事を見よ、と。

一〇　我乃ち入りて見しに、看よ、爬虫類や厭わしき獣[7]の諸種の形、ならびにイスラエルの家の一切の偶像、普く周囲の壁に描かれたり。

一一　絵の前にはイスラエルの家の長老等の中七十人が立ち、またその立てる者等の中央にはサフアンの子イェゾニア立ちて、各々その手に香炉を持ちおりしが、その香炉よりは雲なす香烟立ち上れり。

一二　彼我に曰いけるは、人の子よ、汝がイスラエルの家の長老等の、暗黒にありて、即ち各々その隠れたる室において、[8] 行うことを見るは、疑いを容れず。実に彼等は云

6) 偶像礼拝の秘密に行われたことを示す

7) 「はらもの」及び「獣」とは、エジプトの偶像礼拝をさす。

8) 偶像礼拝はヨシア王が禁じたので、公然と行うことは出来なかつた。

一三　う、主は我等を見ず、主はこの国を棄てたり、
と。9）　一三彼また我に曰いけるは、汝目を転ずる時
は、彼等が行うなお大なる憎むべき事を見るべし、
と。一四かくて彼、我を伴いて主の家の北に向かえ
る門口より入り給いしに、見よ、そこに女等坐し
一五てアドーニスの為に嘆き居たり。10）　一五彼乃ち我に
曰いけるは、人の子よ、汝正に見たるならん、さ
れど汝目を転ずる時は、これよりなお大なる憎む
一六べき事を見るべし、と。一六彼更に我を伴いて主の
家の内庭に入り給いしに、見よ、主の聖殿の入口
において、前庭と祭壇との間に、二十五人ばかり
の男、11）背を主の聖殿に向け、面を東に向け、日
一七出る方に向かいて礼拝し居たり。12）　一七時に彼我に

9）ヤーヴェはもはやこの国を守り給わぬ。だから我らはほかの神々の助けを仰がなければならぬ、と。こうして彼らは天主の全知を否定する。―10）もとスメル人に、後バビロニア人やフェニキア人（これはアドーニスとよんだ）に崇められたタムズは、春の草木の成長をつかさどる神とされていた。炎暑ですべての植物が枯死する六月七月の盛夏の候には、この神が「よみ」に下つたとして、人々は嘆き悲しんだ。女性にももてはやされた神である。―11）司祭の二十四組の各組長と大司祭をさすものと思われる。12）太陽崇拝は、すでにヨシア王が禁止したが（王下二三・一一、後にはイェレミアが熱心にこれに反対した（耶七・一七以下）。この太陽崇拝が始まつたのはバビロニア人の影響によるらしい。

一八

曰いけるは、人の子よ、汝正に見たるならん。彼等が此処にて行える
かかる憎むべき事をなさんこと、また国に不義を満たして、重ねがさ
ね我を怒らしめたること、是ユダの家には軽きことなりや。見よ、彼
等はその鼻に枝を挿すなり。13) 一八されば我もまた激しく怒りて事をな
さん。わが目見遁すことをせず、我憐むことをせじ。たとい彼等声を
大にしてわが耳に叫ぶとも、我彼等に応えじ。

第九章

イエルサレムに対する天罰の予言

一 次いで彼わが耳許にて大声に叫びて曰いけるは、邑の天罰は近づきたり、人各々殺戮
の武器をその手にもてり、と。 二 然るに見よ、北に向かえる上の門の道より、六人の男
来れり、各々殺戮の武器を手にす。またその中央に一人の男あり、亜麻布を衣て、書記
の矢立をその腰につけたり。彼等入りて青銅の祭壇の辺に立てり。 三 折しもイスラエル
の主の栄光、その載りてありし智天使を離れて上り、家の敷居に至りて、かの亜麻布を

13) 真の神を侮辱するひどい偶像礼拝の風習。しかしそれがどういうものであつたかは説明し難い。

四　纏い書記の矢立を腰に佩びたる男を召べり。四主乃ち彼に曰いけるは、汝城市の中、イエルサレムの中を経歴りて、その中に行われたる諸種の憎むべき事の為に嘆き悲しむ人々の額に、タウの字を記せ、と。[1]五彼またわが聞ける所にて、他の人々に曰いけるは、汝等彼に従いて城市を経歴り、討ち取れよ。汝等の目見逃すことなく、汝等憐むことなかれ、六老いも若きも、処女も、小児も、婦人も屠りて鏖殺しにせよ、ただ汝等誰にても之にタウの字あるを見ば、そを殺すべからず。いざ、わが聖所より始めよ、と。是において彼等家の前にありし老人等[2]より始めたり。七彼なお彼等に曰いけらく、汝等家を流し、殺されたる者等もて庭を満たせ。いざ出で行けよ、と。されば彼等出で行きて、城市における人々を討ち取れり。八さて殺戮終りたる時、我遺されしかば、すなわち平伏し叫びて云いけるは、ああ、ああ、ああ、主なる天主よ、抑々汝御激怒をイエルサレムに注ぎて、イスラエルの残れる者を悉く亡ぼさんとし給うや、と。九その時彼我に曰いけ

第九章　1) 出一二・七。默七・三。
2) まつ先にとがを犯した司祭達が、まつ先に罰せられる筈であつた。それで彼らはここに老人達という世俗的な名称で記されている。

るは、イスラエル及びユダの家の不義は、大なること甚だしきを極めたり。即ち国には血充ち、市には背信行為充ち満てり、実に彼等は云えらく、主はこの国を棄てたり、主は見ざるなり、と。一〇故にまたわが目見遁すことをせず、我憐むことをせじ。我彼等の行状をその頭上に報いん、と。

一一 ニ折しも見よ、かの亜麻布を纏いて[3]書記の矢立を背後に佩びたる男、復命して云いけらく、我汝の我に命じ給える如くなしたり、と。

第十章

智天使の下なる車輪の中より火を取りて町の上にまき散らす——智天使の描写

一 さて我見しに、看よ、智天使等の頭の上にある蒼穹に、青玉の如く、玉座の形に見ゆる如きもの、彼等の上に現れたり。二 時に彼、かの亜麻布を纏える人[1]に語りて曰いけるは、智天使等の下にある車輪の間に入りて、智天使等の間にある炭火を汝の手に満たし、町[2]の上にまき散らせ、と。三 その人の入りし時、智天使等は家[3]の右によりて彼わが眼前にて入りぬ。

3) 軍服でなく司祭の服を纏つて。すなわちこれは天使

第十章 1) 天使。前章一一節参照。 2) イエルサレム。—3) 聖殿。

四 に立ち、雲内庭に充満ちたりき。四 折しも主の栄光智天使の上より昇りて家の敷居に至
五 りたるに、家に雲満ち、庭に主の栄光の輝き満ちたり。五 しかして智天使等の羽音外庭
六 までも聞えしが、宛ら全能の天主の語り給う声の如し。六 さて彼かの亜麻布を纏える人
に命じて、智天使等の間にある車輪の中央より火を取れ、と曰うや、彼入りて車輪の
七 傍に立てり。七 その時智天使等の中より一位の智天使、智天使等の間にありし火の方
に手をさし伸べ、之を取りて、かの亜麻布を纏える者の手に渡しければ、彼受け取りて
八 立ち出でたり。八 智天使等には、人の手の如きものありて、その翼の下に見えたり。
九 我また見しに、看よ、智天使等の傍に四つの車輪あり、甲の智天使の傍に一つの車輪
一〇 あれば、乙の智天使の傍にもまた一つの車輪あり、その車輪の状は宛ら貴橄欖石を見る
が如し。一〇 そは四つ共同一の形にして、車輪の中に車輪のあるが如し。一一 彼等行く時は
四方に進み、その行くに当りては、後を振り向くことなかりき。ただ頭首なる者の向か
一二 い行く処に、他の者も亦従い行き、後を振り向くことなかりき。一二 彼等の全身、頸、手、
一三 翼、及び四つの車の周囲にある大輪には、目充ち満てり。一三 我聞けるに、彼是等の車を

一四 回転物と称び給えり。一四さてそれは各々四つの面を具えたり、一つの面は智天使の面、第二の面は人の面、第三なるは獅子の面、第四なるは鷲の面なり。

一五 一五智天使等は昇れり、是すなわちわがコバル河の畔にて見たることありし生物なり。4)

一六 一六智天使等が進む時は車輪もまたその傍に従いて共に行き、智天使等がその翼をあげて地より昇らんとする時は、車輪もまた後に留まることなく、

一七 その傍に従えり。一七彼等の停まる時は是等も停まり、彼等の上る時は是等もまた上れり、蓋は生命の霊その中に宿りたればなり。

一八 一八折しも主の栄光聖殿の敷居より出でて、智天使等の上に止まりけるに、

一九 一九智天使等その翼をあげて、わが前なる地より昇れり。彼等の出る時には、車輪もまた従えり。かくて主の家の東門の入口に止まりしが、彼等の上にはイスラエルの天主の栄光ありき。5)

二〇 二〇是すなわち我がコバル河の畔においてイスラエルの天主の下に見し生物にして、我その智天使なることを了れり。

二一 二一その一つ毎に四つの顔あり、また一つ毎に四つの翼あり、その翼の下には人の手の如きものあり。

二二 二二その顔の貌は我

4) 智天使について新たに述べる。第一章参照。

5) 天主の栄光が、汚されたる聖所から次第に外の東門へと退く

がコバル河の畔に見たりしと同じ顔にして、その様も、各々その面の真直前をさして進まんとする動き方も、また然りき。

第十一章

諸侯に対する天罰の予言—遺れる者は救われて新なる心を受けん

一 一 折しも霊我を挙げ、我を伴いて、主の家の東にあり、日出る方に向かえる門に至り給いしに、看よ、門の入口に二十五人の男在り、我その中に民の諸侯アズルの子イエゾニアとバナヤの子フェルチアとを見たり。1) 二 彼乃ち我に曰いけるは、人の子よ、是はこの邑に在りて不義を考え奸計をめぐらす人々なり。2) 三 彼等は曰く、家々はすでに建てられたるにあらずや。この邑は鍋にして我等は肉なり、3) と。四 されば彼等に就きて預言せよ、預言せよ、人の子よ、預言せよ。五 忽ち主の霊我に下りて、我に曰いけるは、主かく云う と告げよ。イスラエルの家よ、汝等はかく語れり、汝等の心の思

第十一章　1) 本八・一一など参照。—2) 以前イエコニアの時代カルデア人にいためられた所はすでに修繕してあるから、バビロンを恐れる理由など少しもない。—3) 肉を鍋に入れておくと、よくもつように、我々も自分の家に居れば安全。

六　念は我之を知る。
六　汝等はこの邑において多くの者を屠り、殺されし者をもてその街路を埋めたり。4) 七　この故に主なる天主かく云う、汝等が殺してその中に置きたる者等は、是すなわち肉にして、この邑は鍋なり。また汝等は、我その中より連れ出さん。八　汝等は剣を怖れたり、されば我汝等の上に剣を招き来さん、主なる天主しか云う。九　我汝等をその中より逐い出して、敵の手に付し、汝等に審判を行わん。一〇　汝等は剣に仆るべし。5) 我イスラエルの境において汝等を裁かん、6) かくて汝等我が主なることを知るべし。一一　この邑は汝等に対する鍋とならず、汝等はその中にて肉とならじ。我イスラエルの境において汝等を裁かん。一二　かくて汝等我が主なることを知るべし、そは汝等わが命令のままに歩まず、わが掟を行わず、汝等の周囲にある異邦人等の掟に遵いて事をなしたればなり。一三　然るにわが預言し居たる時のことなりき、バナヤの子フェルチア死したれば、7) 我平伏して大声に叫びて

4) 不当の殺人という一つの罪を、例として挙げる。
5) 他人の血を流した償いを、自分の血で果たさねばならぬ。―6) この予言は恐ろしくも適中した。ナブコドノソルはパレスチナの北の国境、オロンテス河畔のレブラで、ユダの諸侯を悉く処刑した耶五二・九―一一参照。―7) エゼキエルがバビロンでこの啓視に接して

一四　云いけるは、ああ、ああ、ああ、主なる天主よ、汝イスラエルの
遺れる者等を滅ぼし尽さんとし給うや、と。一四時に主の御言我に
一五　下れり、曰く、一五人の子よ、汝の兄弟、汝の兄弟、汝の親戚の人
々、即ちイスラエルの全家、之に向かいてイエルサレムに住むす
べての者は云えり、汝等主より遠ざかれ、この地は我等に所領と
して与えられたり、と。8）一六この故に主なる天主かく云う、我彼
一六　等を遠く逐いやりて異邦人等の間に入れ、国々に散らしたるに由
り、その至りたる国々において彼等の為に少時の間9）聖所とな
一七　ん、と。一七この故に告げよ、主なる天主かく云う、我汝等を諸々
の民の中より集め、汝等の散在せる国々より糾合して、イスラエ
一八　ルの土地を汝等に与えん。一八彼等は彼処に入りて、すべての厭わ
しきものと、あらゆる憎むべきもの10）とを、其処より除き去るべ
一九　し。一九我また彼等に同一の心を与え、彼等の心腸に新しき霊を授

いる間に、イエルサレムでは君侯フェルチアが死んだ。予言者は彼の急死を見たのであるが、後日その死の時と事情とを聞く捕囚の人々にとつては、この出来事はエゼキエルが予言した事の真実であるという一つの証拠になつた。―8）これは残れる者即ち汝と共に捕われている人々のもの。9）神政政治の全期間に比べれば捕囚は少時の間に過ぎない。―10）偽神の偶像。

二〇 け、彼等の身より石の心を取り除きて、彼等に肉の心を与えん、[11] 二〇是、彼等のわが誡命のままに歩み、わが掟を守り行わん為、かくて彼等わが民となり、我彼等の天主とならん為なり。[12] 二一されどその心にかの厭わしきもの憎むべきものを慕う者等に対しては、我その行為をその頭に報いん、

二二 主なる天主しか云う。二三時に智天使等その翼を挙げしが、車輪は彼等に伴い、イスラエルの天主の栄光は彼等の上にありき。二三やがて主の栄光は城市の中より昇りて、邑の東にある山[13]の上に降り立てり。二四折しも霊我を挙げ、天主の霊によりて幻象の裡に、カルデアなる捕え移されし人々の許に伴い行きぬ。かくてわが見たりし幻象、我より取り上げられたり。二五我乃ち主の我に示し給いしすべての御言を、捕え移されたる人々に告げぬ。

第十二章

エゼキエル象徴によりてセデキアの捕囚とその民の滅亡とを予示す

二一 一主の御言また我に下れり、曰く、二人の子よ、汝は反抗をなす一家の中に住む、彼等

11) 悔い改めぬ心の代りに、天主に愛着する人間らしい心になる。—耶三一・三三。本三六・二六。

12) この言葉は出六・七から採ったもの。耶七・二三など参照。

13) 橄欖山。

三 は見る眼あるに見ず、聞く耳あるに聞かず、1) そは反抗をなす一家なればなり。三 されば、人の子よ、汝己が為に移住の道具を準備し、彼等の前にて昼の間に引移るべし。即ち彼等の眼前にて、汝の処より他の処に引移るべし。彼等或は反省することもやあらん、そは反抗をなす一家なればなり。四 移住する者の道具の如く、汝の道具を彼等の眼前にて昼の間に搬び出せ。しかして汝は移る者の出で行く如く、彼等の前にて晩に出で行くべし。五 汝彼等の目の前にて壁を穿ち、さて之より出で行くべし。2) 六 汝彼等の眼前にて、肩に負い、3) 闇の中に搬び出すべし。汝の面は覆うべし、地は見るべからず、そは我汝をイスラエルの家に対する前表となしたればなり、と。七 是において我主の我に命じ給いし如くになし、移る者の道具の如く、わが道具を昼の間に搬び、晩にわが手もて壁を穿ち、闇の中に出で、彼等の眼前にて肩に負い行きたり。八 然るに翌朝主の御言我に下れ

第十二章　1) 箴六・九。耶五・二一。詩一一三・五。可八・一八参照。―2) 出るのは本来戸口からなすべきであるが、そうせずに、わざわざ壁を破つてするというのは、通常の方法では通れることが出来ないのを示すため　3) 近東の旅仕度は、杖、食糧を入れた袋、衣服の包み、少数の手まわり道具、それに水を入れた革袋など。

九　り、曰く、
人の子よ、イスラエルの家、かの反抗をなす一家は、汝に向かいて、汝何をかなす、と云えるにあらずや。4)
一〇　彼等に云え、主なる天主かく云い給う、この重荷5)はイエルサレムに居る君、並にその中に居るイスラエルの全家に関係あるものなり6)、と。
一一　また云え、我は汝等に対する前表なり。わがなしたる如く、彼等にもなるべし、即ち彼等移されて囚われの身となるに至らん。
一二　彼等の中なる君は肩に負われて、闇の中に出づべし。人々彼を連れ出さんとて、壁を穿たん。彼眼に地の見えざるよう、その面を覆わるべし。7)
一三　我彼に向かいて網を張らん、彼はわが網にかかるべし。我彼を引き行きてカルデア人の地バビロンに置かん。されど彼はそを見ることなく、其処にて死すべし。8)
一四　また凡て彼の周

4) 予言に捕囚の人々の注意を引くために、天主はエゼキエルに前記の異常なことを命じ給うた。
5) ヘブレオ語ではマッサー。凶報。賽一三・一とその註など参照。
6) 彼らがイエルサレムにいる限り目から逃げなければならなくなるだろう。耶三九・四によれば、王は都の東南にある門から逃れ出たこの出口は石垣でふさいであつて秘密にされていたのらしい。
7) セデキア王は闇夜に石垣の破れ
8) セデキアはバビロンに連れ行かれるでろう。しかしナブコドノソルに目をくりぬかれるので（王下二五・七参照）、その地を見ぬであろう。―本一七・二〇。

囲にある者、その護衛兵、及びその軍隊は、我之を風のまにまに散らしやり、
一五 剣を抜きてその後を追わん。かくわが彼等を諸々の民の中に散らしやり、諸
一六 々の国に振り撒きたらん暁には、彼等我が主なることを知るに至るべし。我
彼等の中より少数の人を、剣や饑饉や疫病より救いて遺さん、是、彼等をして
その至るべき国々の民の中に、己が諸々の悪行を叙べしめん為なり。9) かくて
一七 彼等我が主なることを知るに至るべし。主の御言また我に下れり、曰く、
一八 人の子よ、怖じ惑える状にて汝のパンを食し、慌て且悲しげなる状にて汝の
一九 水を飲め。しかしてこの地の民に云えかし、主なる天主、イスラエルの地、
イエルサレムに住む者等にかく云い給う、彼等は憂いつつそのパンを食し、嘆
きつつその水を飲まん、かくてその地は凡てそこに住める者の不義ゆえに、そ
二〇 の豊饒を失いて荒れ廃るべし。また今人の住める諸市も寂れて、地は荒れ果
三一 つるに至らん、その時汝等我が主なることを知るべし。主の御言また我に下
三二 れり、曰く、人の子よ、汝等がイスラエルの国にて、「その日は遠く繰り延

9) 天主のご正義の証人として。

二三　べられ、啓視は悉く空しくならん[10]」と云う、この云いぶりは何ぞや。
二三　されば彼等に云え、主なる天主かく云い給う、我かかる云いぶりを止むべければ、最早イスラエルの中にて平民の之を云うことなからん。
二四　汝彼等に云え、その日、及びあらゆる啓視の成就は近づけり、[11] と。
二四　蓋しイスラエルの子等の中には、最早空しき啓視も、曖昧なる降神
二五　も、あらずなるべし。二五そは主たる我語るべく、しかも凡てわが語ら
ん所の事は必ず成りてまた繰り延べとなることなかるべければなり。
反抗をなす一家よ、我汝等の日に、言を出して之をなしとげん、主な
二六　る天主しか云う。二六主の御言また我に下れり、曰く、二七人の子よ、看
二七　よ、イスラエルの家は云う、この者の見る啓視は日久しくして成り、
二八　その預言するは遠き将来のことのみ、と。二八この故に彼等に云え、主
なる天主かく云い給う、わが云う所はいずれも最早延ばさるることな
く、わが告げん言は必ず成るべし、主なる天主しか云う。[12]

10) 予言がすぐにあたらないので、彼らはそれが全然適中せぬものと決めてしまう。―11) 天主の授け給うた予言が悉く成就する

12) 二二、二七両節に言われたことに対するお答え。ある予言は条件による。例えばニニヴェ滅亡に関するヨナの予言などがそれ。こういうのは条件がなくなれば成就されない。しかしイエルサレム

滅亡に関するわが予言はそうではない。

第十三章

偽預言者等に対する天罰の予言

一　主の御言また我に下れり、曰く　二　人の子よ、イスラエルの預言者の預言する者等に向かいて預言せよ。即ち己が心任せに預言する者等[1]に云えかし、汝等主の御言を聴け。　三　主なる天主かく云い給う、禍なるかな、己が意に随いて何をも見ざる愚なる預言者等。[2]　四　イスラエルよ、汝の預言者等は荒野にある狐の如くなりき。[3]　五　汝等は敵に抵らんとて[4]上りたることなく、主の日に戦いて支えんと、イスラエルの家の為に石垣を築きたることもなし。[5]　六　彼等は主が己を遣し給えるにもあらざるに、空しき事を見、虚偽の神託を告げて、主云い給う、と云い、剰え己が云える事を確実なりと飽くまで云い張るなり。　七　汝等は空しき幻象を見、虚偽の神託を告げたるにあら

第十三章　1)召命を受けていない予言者達。―2)耶二三・一以下。本一四・九。3)狐が土を掘るように、彼らも家が倒れるまで、ひそかにその下を掘る。―4)ヘブレオ語本「くずれ口に」。―5)ヘブレオ語本「石垣をめぐらすこともせざるなり」。

ずや。しかも汝等は、わが語りたるにもあらざるに、主云い給う、と云う。八この故に主なる天主かく云い給う、汝等空しき事を語り、虚偽のものを見たれば、看よ、我是によりて汝等の許に至る、是主なる天主の云う所なり。九かくてわが手は、空しき事を見、虚偽の神託を告ぐる預言者等の上に下らん。彼等はわが民の集会に加わらず、イスラエルの家の籍に録されずして、イスラエルの地に入ることなかるべし。かくて汝等我が主なる天主たることを知るに至らん。一〇そは彼等わが民を欺きたれば、即ち彼等平和なりと云えるに、平和あらず。民壁を築きしが、彼等は藁を混えざる粘土もて之を塗りにき。6) 一一混ぜ物せずして粘土を塗る者等に、そは崩るべし、と云え。蓋は滝なす豪雨至るべければなり。我また上より大粒の雹を激しく降らしめ、そを倒すべき疾風を吹かしめん。一二実にも看よ、壁は崩れたり。その時人々汝等に云わざらんや、汝等が塗るに用いたる塗料何処にかある、7) と。一三この故に主なる天主

6) 民は天主が都の滅亡と聖殿の破壊されるのとを黙視し給うはずがないと思いこんでいた。この誤れる期待こそ民の築いた壁である。偽予言者達は偽りの予言をして民の安想を助長した。それで彼らは言わば壁の上に土を塗つて真相を隠したのである

7) 汝らが民の気に入ることを言

一四　かく云い給う、我憤りて暴風を吹き起らしめ、猛り立ちて滝なす雨を至らしめ、怒りて大粒の雹を降らしめ、以て之を毀ち尽さん。一四我汝等が混ぜ物せずして塗りたる8)壁を毀ち、地上に之を平に倒さん、その基礎は露になるべし。かく壁は倒れて、人々その中にて滅びん。

一五　かくて汝等我が主なることを知るべし。一五我その壁と混ぜ物せずして之を塗りたる者等とに向かいてわが憤慣を晴らし、汝等に云わん、壁最早あらず、之を塗る者もまたあらず、と。一六是イスラエルの預言者等9)にして、彼等はイエルサレムに向かいて預言し、その為に平和の幻象を見る、されど平和あらざるなり、主なる天主然云う。一七さて、人の子よ、汝は汝の民の娘等にして己が心任せに預言する者に、汝の面を向け、10)之に対して預言せよ。一八即ち云え、主なる天主かく云い給う、禍なるかな、誰の肘にも敷かるる褥11)を縫い、幾歳の人の頭にも当たるつたのは、なんの役に立つたか。―8)無条件によい事ばかりを約束した。―9)一七節のEliasからわかる如く女予言者達。―10)例えばアンナのように、天王から遣わされた本当の女予言者たちもあつた。天主のご宣告はこういう人々にではなく偽女予言者らに向かつてである。―11)肘つきや枕を作るのは女の仕事であつたが、これらは人を柔弱にするのに役立つた。ここでは偽女予言者のすることを

一九　枕を造りて、その霊魂を捉えんとする者等。彼等はわが民の霊魂を捉うる時、その霊魂に生命を約束したり。[12] 一九 彼等は一握りの大麦や一片のパンの為に、[13] わが民に向かいて我を冒涜し、虚偽を信ずるわが民に虚偽を述べて、死すべからざる霊魂を殺し、生くべからざる霊魂を生かさんとせり。二〇 この故に主なる天主かく云い給う、看よ、我汝等が霊魂を鳥の如く捕うるに用うるその褥に対し、汝等の腕より之をもぎ取りて、汝等が捕うる霊魂を放ちやり、以てその霊魂を飛び去らしめん。二一 我また汝等の枕を裂きて、汝等の手よりわが民を救い出さん。彼等は最早汝等の手に陥りてその餌食となることなかるべし。かくて汝等我が主なることを知るに至らん。二二 汝等は我が悲しましめたることなき義人の心を憂えしめ、且不敬なる者の手を強くし、之がその悪しき道より立帰りて生くることなからしめんとしたれば、二三 是によりて汝等最早空しきもの[14]を見ることなく、神託を告ぐることもあ

そういう仕事に譬えてある。―[12] 罪悪を行う人々に媚びるために、幸福を約束した。[13] 枕や肘つきを縫う賃金は安いが、それでもその仕事をする女のように これらの女予言者は偽予言を売り物にした。―[14] この空しきものとは偶像。この言い方は予言書に度々出て来る。

らずなるべし。我汝等の手よりわが民を助け出さん。かくて汝等我が主なることを知るべし。[1]

第十四章

密かに偶像を礼拝せる者が神託を求むるに対しての答

一 爰にイスラエルの長老等[1]の中、数人わが許に来りて、わが前に坐せり。

二 時に主の御言我に下れり、曰く、

三 人の子よ、この人々は己が心の裡にその穢らわしきもの[2]を奉じ、己が面前にその不義の躓き[3]を置きたり。されば我彼等に問われても答うべけんや。

四 この故に汝彼等に告げて云え、主なる天主かく云い給う、己が心の裡にその穢らわしきもの[4]を奉じ、己が面前にその不義の躓きを置きて、預言者の許に来り、之により て我に問わんとする、イスラエルの家の人には、誰にもあれ、主なる我、その穢れの多寡に応じて答えん。

五 これイスラエル

15) 何度も反復されている天罰によつて天主を悟らずにいられなくなる。

第十四章　1) ひそかに偶像礼拝を行なつていた人々。三節など参照。　2) 彼らの汚らわしい偶像　3) しば本六・二参照。—　4) しばしばユデア人に躓きとなつた僞の神々。本七・一九の後半参照。—　4) 三節参照。

の家が、その諸々の偶像によりて我を離れ去りたることを、己が心に思い知らんためなり。

六 この故にイスラエルの家に云え、主なる天主かく云い給う、汝等立帰れ、即ち汝等の偶像を離れ、汝等の面を一切の穢らわしきものに背向けよ。

七 そは誰にもあれイスラエルの家の人、又はイスラエルにある改宗者なる異邦人[5]にして、我を離れ己が心の裡にその偶像を奉じ己が面前にその不義の躓きを置きながら、預言者の許に来り、之によりて我に問うあらば、主たる我自ら之に応えて、

八 わが面をその人に向け、之を見せしめとなし、誹りぐさとなし、わが民の中より之を亡し去るべければなり。その時汝等我が主なることを知るに至らん。

九 また預言者ありて、謬りて言を告げたりとせんか、主たる我その預言者を欺きたるなり。我彼に向かいてわが手を伸べ、之をわが民イスラエルの中より滅ぼし去らん。[6]

一〇 彼等その不義を負うべし。その預言者の不義は、問う者の不義の如くならん。

一一 これ、イスラエルの家が最早我を離れてさ迷うことなく、その諸

5) 神政政体の国民の一部とならずに、イスラエル国の中に在住している外国人。そこに在留中は偶像礼拝の実行を全く廃すべきことが法律で課せられていた。利一七・一〇参照。

6) 本一三・三。

一二　々の邪曲に穢るることなくして、わが民となり、我その天主となるに至らんためなり、万軍の主然云う。一三　主の御言また我に下れり、曰く、一三　人の子よ、国ありて我に罪を犯し、背戻に背戻を重ねん時は、我之に向かいてわが手を伸べ、そのパンの杖を打ち砕き、之に饑饉を遣りて、その中より人畜を絶滅さん。[7] 一四　しかしてノエ、ダニエル、及びヨブ、[8] この三人たといその中にあらんとも、その正義によりてただ己が霊魂を救うのみなるべし、万軍の主爾言う。一五　また我もし悪しき獣を国に入らしめて、之を荒らさんとし、その獣ゆえに通行人のなきまでに、寂るるに至らんか、一六　主なる天主云う、我は活く、この三人たといその中にあらんとも、息子をも娘をも救う能わずして、ただ己独り助かるのみなるべし。かくて国は寂れ果てん。一七　或は我が剣を国に来らしめて、その剣に「国中を経歴れ」と云い、そこより人畜を絶滅す

7) 本四・一六。五・一六。―8) 聖徳著しい三人物。第一と第三は古人。第二は当時なお存命していたがその深い英知によつて既に有名になつていた。いずれもその周囲の人々にとつて救いのもとであつた、即ちノエはその家族にとつて（創六・一八）、ダニエルは捕虜仲間にとつて（但二・一七―一八）、ヨブはその友達にとつて（百四二・七―八）。

一八　時、一八主なる天主云う、我は活く、この三人たといその中にありとするも、
一九　息子をも娘をも救う能わずして、ただ己独り助かるのみなるべし。一九又は
二〇　我が疫病をその国に遣し、わが欝憤をその上に注ぎて血を流し、以てその
中より人畜を除き去らんとする時、二〇主なる天主云う、我は活く、ノエと
ダニエルとヨブ、たといその中にありとするも、息子をも娘をも救う能わ
三一　ずして、その正義により、ただ己が霊魂を救うのみなるべし。9) 三一それ、
主なる天主かく云う、かく我わが四つの重き罰、即ち剣と饑饉と悪しき獣
二二　と疫病とを、イエルサレムに遣りて、そこより人畜を絶滅さんとすと雖
も、二二なおその中に遺る者等あり、彼等は身を全うして息子娘を伴い去る
三三　べし。看よ、彼等は汝等の許に入り来らん。汝等彼等の行動と所業とを見
て、わがイエルサレムに来らしめたる災厄に対し、わがその上に齎したる
諸々の事に就き、心を慰むる所あるべし。三三汝等が彼等の行動と所業とを
見ん時、彼等は汝等の慰藉とならん。かくて汝等、我が之になしたる所は

9) 聖人がたの執成しが無益であるというのではなく、ただ全体に罰の下る時、罪のない人は共に苦しまなければならぬとしても、天主に罰せられないということを教えるだけ

すべて、故なくなしたるにあらざることを知るに至るべし、主なる天主爾言う。

第十五章

イエルサレムはその罪ゆえに、切られたる葡萄の樹の火に焼かるるほかなきが如し

一 主の御言また我に下れり、曰く、二 人の子よ、森の樹木の中にある、木立のあらゆる樹木の中にて、葡萄の樹[1]は何にかなすべき。三 之より細工を施すべき材を取るを得んや、また之をもて、何にもあれ器具を掛くべき木釘を造るを得んや。四 看よ、そは燃料として火に投げ入れらる。火その両端を焼き尽し、その中間[2]もまた灰となりたらば、豈工作に用うるを得んや。五 そは全かりし時と雖も、工作には適せざりしを、[3]況して火の呑む所焼き尽す所となりたる時には、いかで之をもて物を作るべけんや。六 それ故に主なる天主かく云い給う、我、森の樹木[4]の中我が火に

第十五章 1) 選民イスラエルは旧約では度々葡萄樹または葡萄畑に譬えられる。―2) 火に投げ入れられる葡萄樹の両端とは、南北両王国。北の王国は西紀前七二二年早くも滅びた。南の王国は西紀前五九八年国民が捕虜として連れ去られたので滅亡に瀕した。葡萄樹の中間の部分とはイエルサレムに残っている人々。―3) 葡萄の実を結ぶより取柄がない。実を結ばなければ燃料にするより仕方がない。4) イスラエルでない民族。

投げ入れて焼き尽さんとしたる葡萄の樹の如く、またイエルサレムに住める者をも付さん。七我彼等にわが面を向けて抵るべし。彼等この火を遁れ出んか、かの火之を焼き尽さん。かくて汝等が我の主なることを知るに至るは、我が彼等にわが面を向けて、八彼等が曲事を行いたる故にその地を人跡絶えたる荒地となしたらん時なるべし。主なる天主爾言う。

第十六章

不貞なる妻を象りとして天主忘恩不忠なるイエルサレムとイスラエルとを責め給う—新約による御憐憫の約束

一主の御言また我に下れり、曰く、二人の子よ、イエルサレムにその憎むべき事を知らせよ。三即ち云え、主なる天主、イエルサレムにかく云い給う、汝の根源、汝の生れはカナアンの地にして、汝の父はアモル人、1) 汝の

第十六章 1) 必ずしもアブラハムの血統をさず、イエルサレムが、偶像を祀っていたアモル人の所領であつた地域に建てられた事実をさす。しかしこの民族の誕生したのは、それがエジプトの奴隷となつて呻吟していた時代からとも見ることができる。

四　母はケト人2)なり。四汝の誕生の日、汝の生れし時、汝の臍の緒は切られず、汝は潔めのため水にて洗われず、塩を擦り込まれず、3)また布にも包まれざりき。五眼に汝を傷わしと見て、汝を憐み、汝の為に是等の事の一つをだになさんとしたる者絶えて無く、汝は生れたる日4)既に汝の霊魂を厭うべきものとされて、地の面に棄てられたり。

六　六時に我汝の傍を通りかかり、汝の踏まれて血に塗れおるを見たれば、かく汝の血に塗れおる時、汝に生きよと云えり。実に我汝に云えり、血に塗れつつも生きよ、と。七我汝を野の若草の如くに多からしめたり。汝は生長して大きくなり、成熟して女らしき優美さ5)を具うるに至れり。汝の乳房はふくよかになり、汝の髪は伸びたり。されど汝は裸体なりしかば、全く羞い居たりき。八折しも我汝の傍を通りかかりて、汝を見たるに、看よ、恰も汝の年頃恋せらるる頃なりしかば、我わが袍を拡げて汝に打ちかけ、汝の恥部を覆い、6)汝に誓いて汝と

2)ケト族の女は特に淫蕩なので名高かつた。創二七・四六参照。―3)昔の人は、塩をすりこむと、小児の成長にいいと考えていた。―4)男の子をすべて河に投げこめというファラオの命令を暗にさしている。出一・二二参照。―5)ヘブレオ語本「全き美しさ」。耶三・一九参照。―6)衣をかけるのは婚約のしるし（得三・

契約を結べり、主なる天主爾言う。かくて汝はわが有となりぬ。
九　我乃ち汝を水もて洗い、汝の血を去りてその身を浄め、汝に油を
一〇　塗り、一〇汝に五色の衣を着せ、紫の沓[7]を穿かせ、細織の亜麻布を
一一　帯とさせ、軽羅を纏わせたり。一一またさまざまの装飾品もて汝を飾
一二　り、汝の手には腕環を、汝の頸には鎖を着けしめ、一二汝の口の上に
一三　は環を、汝の耳には耳環を、汝の頭には美しき冠を着けしめたり。
一三　かく汝は金銀に飾られ、細織の亜麻布や繡ある五色の衣を着せら
れて、佳き小麦粉と蜜と油とを食し、甚だ美しくなりて、女王の位
一四　に昇れり。[8] 一四汝の眉目美しきが故に、汝の名は国々の民の間に拡
まれり、そは我が汝に加えしわが装飾品によりて、汝云分なきもの
一五　となりたればなり、主なる天主爾言う。一五さるを汝は己が美麗を恃
みとして、汝の名により私通し、通行の何人にも情を通じて、そ
一六　の有となれり。[9] 一六即ち汝はその衣を取り、之をここかしこ縫い合

九）。この婚姻の約束を天主はシナイ山でイスラエルと結び給うた。―7）海豹の毛皮製の紫のくつは（「タカス」と言う、出二五・五）非常に貴重なものとされていた。―8）これらの言葉でエゼキエルはイスラエル王国の出来たことを譬喩的に簡単に述べる。
9）汝は偶像を礼拝して異邦のものと契約を結んだ。

せて、己が為に高き処[10]を作り、その上にて私通したるが、是は曾て世
一七　になく、この後にもまたあるまじき行為なり。一七なお汝は我が汝に与え
し、わが金銀製の汝の装飾物を取り、己が為に男の像を作りて、[11]之と
一八　私通し、一八且汝の五色の衣を取りて之に被せ、わが油やわが香をその前
一九　に供え、一九我が汝に与えしわがパン、我が汝を養うに用いし佳き小麦粉
や油や蜜をその眼前に供えて匂しき薫となしたり。実にかかる事行われ
二〇　しぞ、主なる天主之を云う。二〇剰え汝はわれに生みたる[12]汝の子女を
取り、之を屠りて彼等に貪り食わしめたり。汝の私通果して小さき事な
二一　りや。二一汝はわが子等を屠り、之を供物として彼等に献げたり。二二しか
も汝はその数々の憎むべき事と私通とをなしながら、汝の若かりし日、
即ち汝が裸体にして全く羞い居りし時、また踏まれて血に塗れ居りし時
二三　を思い出たることなきなり。二三更に汝のこの諸々の悪行の後のことなり
二四　き（禍なるかな、禍なるかな、汝よ、と主なる天主云い給う）二四汝は己

10）偶像礼拝を行なつた丘ばかりでなく、ここにおける如く、そこに建てられた宮をもかく言う

11）選民を不貞な妻に譬えてあるので、「男」と言う。故にこの言葉は文字通りに解すべきではない。

12）天主に仕えるよう教育するはずの。

が為いずれの街衢にも遊興の家を建て、魔窟を
二五 設け、二五いずれの街頭にも汝の売淫の看板を立
て、汝の美を厭うべきものとなし、通行の
何人にも汝の脚を拡げて、数多度私通を行いた
二六 り。13) 二六即ち汝は己が隣人にして軀幹の大いな
る14) エジプトの子等と通じ、数多度姦淫を行い
二七 て我を怒らしめたり。二七看よ、我汝の上にわが
手を伸べ、汝の正当の分15)を奪い取り、汝を厭
い、汝の道ならぬ行為を恥ずる、16) フィリスト
二八 人の娘等17)の意に任せん。二八汝はまたアッシリ
ア人の子等とも通じたり、18) そは汝未だ飽き足
二九 らざりしによりてなり。されど汝はかく私通し
たる後も、なお飽き足ることなかりき。二九汝は

13) 汝は数多偶像の祭壇を、丘の上、門のほとり、いな聖殿の中にさえも建てる。耶二・二八。一一・一三参照。―14) 偶像礼拝を私通に譬えたので、エジプト人の偶像礼拝が多種多様であつたところから彼らを「からだの大いなる」と言う。まず第一にエジプト人をあげたのは、イスラエル人がエジプトを出た後間もなく金の犢を拝んでエジプトのアピスの祭祀を真似したから。―15) わが花嫁たる汝に帰したもの、即ち我が汝に飾りや養いとして与えたもの。―16) フイリスト人はその神々に固く忠誠を守つた。それ故イスラエル人が天主を捨てたのを見て恥ずべきことと思つた。17) 町々。―18) イスラエル人がアカズ王の治世に援助をアッシリア人に求めた時、殊にそこの異教的祭祀がいろいろイエルサレムに入つて来た。

三〇 更にカナアンの地[19]にてカルデア人等とも数多度私通を行いたり、然れども汝はなお飽き足ることなかりき。三〇主なる天主云い給う、汝かかる恥知らぬ娼婦の諸々の業を行うに、我如何にしてか汝の心を潔むべき。三一そは、汝いずれの街頭にも汝の遊

三一 興の家を拵え、いずれの衢にも汝の高き処[20]を造りたればなり。剰え汝は、厭になれば値を高くする娼婦の如くならで、[21]

三二 三三 己が夫の外に他人をも引き入るる淫婦の如くなりき。三三すべての娼婦には報酬を与う、されど汝は汝の愛人に悉く報酬を与え、贈物を贈り、[22]彼等をして汝と姦淫を行う為に、四方より汝

三四 の許に来らしめんとせり。三四かく汝にありてはその私通の時、女等の慣行に反せる所あり、かかる私通は汝の後にまたあらざるべし。即ち汝が報酬を取らずして報酬を与えし事こそ、汝にありて他に反せる所なれ。三五この故に、娼婦よ、主の御言を聴

19) 商人の国。—20) 宮。
21) イスラエルは売春婦よりもつと悪い。なぜなら後者は定まつた夫がないからそれに対する不貞ということはなく、罪にいや気がさし、遊客を防ぐため値を高くする。
22) この贈物とは、とりわけイスラエルがアッシリアに保護を受け、その偶像礼拝を採用するため与えた金と解すべきである何となれば昔は政治上の利害を共にするには、宗教上で一致するのが一ばん早道であつたから。

三六 け。三六主なる天主かく云い給う、汝の金銭を湯水の如く使い捨て、23)
汝の愛人等と通じ、24) また汝の憎むべき偶像に汝の子等の血を献げ
三七 たるによりて25) 汝の恥を露したれば、三七看よ、我汝の交わりたるすべての愛人、及び汝の厭えるあらゆる者と共に汝の愛せる者を悉く
集め、かく彼等を四方より集めて汝に向かわしむるや、汝の恥をそ
三八 の前に露さん。彼等乃ち汝の恥を悉く見るべし。三八時に我姦婦及び
血を流せる者を裁くが如く汝を裁き、26) 汝に激怒と嫉妬との血を帰
三九 せん。27) 三九かくて我汝を彼等の手に付さんに、彼等汝の遊興の家を
毀ち、汝の魔窟を崩し、汝よりその衣服を剥ぎ、その装身具を奪い、
四〇 汝を裸にし飽くまで辱かしめて立ち去るべし。四〇彼等はまた群衆を
連れ来りて汝を襲い、石もて汝を石打の刑に処し、その剣もて汝を
四一 斬りさいなみ、四一火もて汝の家を焼き、多くの女の目の前にて28) 汝
に対し裁判を行わん。かくて汝は私通をやめ、最早報酬を与うるこ

23) 贈与することによって。—24) 天主との霊的夫婦の縁を切る偶像礼拝。—25) 偶像に子どもを人身御供に献げること。
26) 私通と殺人とは死刑に当たる罪（利二〇・一〇。出二一・一二）。—27) 我は汝をわが怒りと嫉妬との血の犠牲にしよう。
28) 処刑に立ち会う女たちとは、バビロニアの軍勢を構成している諸民族。

四二　となきに至るべし。29）四三その時は我も汝に対するわが義憤を静めん。わが
四三　嫉妬は汝より去るべし。我そを止めて、最早怒らじ。四三汝己が若かりし日
のことを思い出ずして、この諸種の事により我を怒らせたれば、これに対
して我も汝の行為を汝の頭に帰せり、主なる天主之を云う、されど我は汝
がその諸々の憎むべき事によりて行える道ならぬ業ほどには、なさざりし
四四　なり。30）四四看よ、誰も皆俚諺を云う者は、之を汝に宛て用いて云うべし、
四五　母の如く娘もまた然り、と。四五汝の母はその夫とその子等とを棄てたる
者、31）汝はその娘なり。汝の姉妹32）はその夫とその子等とを棄てたる者、
四六　汝はその姉妹なり。汝の母はケト人にして、汝の父はアモル人なり。四六汝
の姉はサマリアにして、是とその娘等33）とは汝の左に住む。また汝の右に
四七　住むは、汝の妹ソドマとその娘等となり。四七されど汝はただ彼等の道を
歩みたるのみならず、彼等の極悪非道に倣い行いて些かも劣る所なく、却
ってその諸々の行為において、殆ど彼等よりも悪しき事をなしたるなり。

29）王下二五・九。―30）罰はこれほどひどくても、罪に比べればまだ手ぬるいと言える位だ。
31）二節参照。
32）イエルサレムの姉妹とはサマリアとソドマ。―33）大都市に属する小都市。

四八　四八 主なる天主云い給う、我は活く、それ、汝の妹なるかのソドマとその娘等

四九　とのなしたる所は、汝と汝の娘等34）とのなしたる所に若かず。四九 看よ、汝の妹ソドマとその娘等との不義は、高ぶり、糧に飽き、余りに富み、安逸を貪りしこと、即ち是にして、彼等はまた乏しき者貧しき者に、手を差し伸べざりき。五〇 彼等は思い上りて、わが前に憎むべき事をなしたれば、我汝の見たるが如く、彼等を取り除きぬ。35）五一 サマリアは汝の半だも罪を犯さざりき。却つて汝はその極悪非道を以て彼等を凌ぎ、汝のなしたる諸々の憎むべき事によりて汝の姉妹に弁解の余地を与えたり。五二 されば、汝その罪を以て汝の姉妹を凌ぎ、彼等よりも非道の振舞をなしたる者、汝もまた己が恥辱を負えかし、蓋は彼等汝によりて弁解の余地を得たればなり。されば、汝その姉妹に弁解の余地を与えたる者、汝もまた辱しめられて己が恥辱を負えかし。五三 我ソドマ人の帰るべき者並にその娘等と、サマリアの帰るべき者及びその娘等とを戻らしめて、彼等を帰らしめ、またその中なる汝の戻るべき者をも帰らしめん、36）五四 是汝が恥

34）四六節の註三三参照。
35）創一八・二〇—二一。
36）イエルサレムは天主に選まれた都であるにもかかわらず、少しも

五五　辱を負い、すべてその為したる事の為に恥じ入りて、彼等の慰めとならん為なり。五五 かくて汝の姉妹ソドマとその娘等37）とは旧状

五六　に復り、サマリアとその娘等とも旧状に復るべし。五六 汝の思い上

五七　れる目には、汝の姉妹ソドマのこと汝の口より聞かれざりき。38）

五七　即ち汝の悪しき心が露れて、汝が今の如くシリアの娘等及び凡

五八　て汝の周囲にありて汝を繞り囲めるパレスチナの娘等の誚りぐさ

五八　となる以前は、然りしなり。五八 汝の極悪と汝の恥辱とは汝之を負

五九　えり、と主なる天主云い給う。五九 それ、主なる天主かく云い給う、

五九　我は汝が誓を軽んじて契約を破りたるに応じて、汝に為さん。39）

六〇　六〇 我汝が若かりし日における汝とのわが契約を思い出て、汝と恒

六一　久の契約を結ばん。40）　六一 汝その姉妹の汝より年上なる者と年下な

六一　る者とを迎えん時は、己が行為を反り省て、恥ずるに至るべし。

六一　我汝に彼等を娘として与えん、41）　但しそは汝の契約によるにあら

他の町より優つた所がない点で罰せられる。

37）四六節の註三三参照

38）傲慢のあまり汝は曾てソドマという名を口にしようとしなかつた

39）イエルサレムは契約を破つたために、他の諸都市と同じ地位になり下がつた。―40）決して破られることのない新契約を。―41）これはメシアの御国において成就し、「汝」とはキリストの浄配なる教会「娘等」とは信者となる諸国民をさす。

六二 六三

ず。六二我汝とわが契約を結ばん、その時汝我が主なることを知るべし、六三是、我が凡て汝のなしたる事に就きて、汝に対する怒を解きたらん暁に、汝が反り省て恥じ、その恥辱ゆえに最早口を開くことなからん為なり、と主なる天主言い給う。

第十七章

二羽の鷲と葡萄樹との譬話

一 二 主の御言また我に下れり、曰く、二人の子よ、

三 イスラエルの家に謎をかけ、譬を語りて、云え、主なる天主かく云い給う、翼大に、肢体長く、羽毛の色さまざまなるに満てる大鷲[1]リバノン[2]に来りて、杉の樹[3]の髄を取り、

四 その嫩枝の先を挽ぎてカナアンの地[4]に持ちゆき、商人等の邑[5]に置き、

五 次いでその地の種を取り、之を地中に入れて、豊かなる水の滸に根を

第十七章 1)ナブコドノソルのこと。その「翼大に」とは、すでに多くの国々を疾風のように通過して来たから。「羽の色さまざまなる」とはその軍勢の国籍言語武器などの種々異なっている兵の混在していることをさす。 2)イエルサレム(耶二二・二三参照)。そこには杉材で建てた宮殿が多かった。 3)杉の木とはダヴィド家、そのずいとはヨアキン王。 4)即ち商人の地。カルデアというに同じ。 5)バビロンをこう呼ぶのが当然であることは本一六・二九の話を見ればわかる。

六　張らしめんとし、土の表面に植えつけたり。6）然るにそは生い出るや、伸び
び丈低き蔓れる葡萄樹となり、その枝は彼7）の方に向かい、その根は之
七　が下にあり、8）かくてそは葡萄樹となり、嫩枝を生じ、蔓を出しぬ。さ
てまた別に、翼大きく羽毛多き一羽の大鷲9）ありしが、看よ、その葡萄樹
その根を之に向かいて伸べ、その枝を之に向かいて拡げ、以てその生えた
八　る地より、之に水を灌がれんと望む如くなりき。そもそも是は枝葉繁ら
せ、実を結びて、大なる葡萄樹になれかしと、豊かなる水の滸の善き土地
九　に植えられたるなり。汝云うべし、主なる天主かく云い給う、果して
是は繁るべしや。彼がその根を抜き、その実を落し、その生じたる嫩枝を
悉く枯らし、そを萎れしむることなからんや。却つて大なる腕もて、多
一〇　くの人々をもて、その根を抜き取るにあらずや。一〇看よ、そは植えられた
り。されど果して繁るべしや。熱風10）の之に当らん時、その生えたる地に
一一　ありて、枯れ萎るることなからんや。二主の御言また我に下れり、曰く、

6）ナブコドノソルはヨアキンの代りにセデキアを立てた。―7）わし。8）大わしに従属している。9）一五節にあるように、エジプト王。10）東風。東から来るカルデア人。

一二 一三反抗をなす一家に云え、汝等この意味する所を知らざるか、と。また云え、看よ、バビロンの王イエルサレムに来る、彼その王ならびに諸侯を捕えて、之を己が許に、バビロンに引き行かん。一三彼また王国の胤[11]なる一人を取り、之と契約を結びて之より誓を受け、[12]且国の有力者等を捕え行くべし、一四是、この王国をして衰えしめ、再び興ることなからしめ、またその人にその契約を守らしめ、かつ果たさしめんが為なり。一五されど彼は之に背きて、エジプトに使者等を遣り、以て己に馬と多くの人々とを与えしめんとしたり。かかる事をなしたる者、豈栄ゆることあらんや、また救いを得ることあらんや。契約を破りたる者、豈遁るることあらんや。一六主なる天主云い給う、我は活く、それ、彼は己を立てて王となしたるその王の処にありて、バビロンの只中に死すべし。彼は誓を破り、彼と結びたる契約を解きたり。一七ファラオは多くの人を殺さんとて、塁を築き、乱杭を立つる時、大軍を以て、多くの人々を以て、彼と戦わじ。[13] [14] 一八実に彼は誓

11) ヨシアの兄弟セデキア。
12) セデキアは王として立てられた時、忠誠の誓を立てさせられた。代下三六・一三参照。
13) バビロン王
14) 彼はイエルサレムを救いに来たが、敢て包囲軍と戦わなかつた。
15) セデキア。

一九　を軽んじて、契約を破りたるが、しかも看よ、その手を与えしなり、かく
彼この諸々の事をなしたる上は、遁るることあらざるべし。一九この故に主
なる天主かく云い給う、我は活く、実に我は彼が軽んじたる誓と、その破
二〇　りたる契約とを、彼の頭上に負わさん。二〇我彼に向かいてわが網を張らん、
彼はわが網にかかるべし。我彼をバビロンに引き行き、その我を軽んじた
二一　る不忠に対して、彼を彼処にて裁かん。16）二一その逃走者等は皆その全軍と
共に剣に殪れ、また生残りたる者等は風のまにまに散り行くべし。かくて
二二　汝等主たる我がそを告げたることを知るならん。二二主なる天主かく云い給
う、その時我高き杉の髄を分ち取りて之を挿し、その枝の尖頂より軟き小
二三　枝を捥ぎ取りて、之を高く聳えたる山の上に植えん。二三我之をイスラエル
の高き山の上に植えん。そは枝を出し、実を結びて、大なる杉樹となり、17）
二四　諸々の鳥その下に棲い、一切の鳥類その葉陰に巣喰うべし。18）二四かくて地
方の樹木19）みな、主たる我が高き木を低くし、低き木を高くし、緑木を枯

16）本一二・一三。三二・三。
17）ダヴィドの家は滅びないだろう、天主がその子孫を絶えぬように して下さるから。
18）あらゆる民族がこの御国に属する。
19）異教徒の象徴。彼らも後には天主のみわざを認めるだろう

らし、枯木を緑からしめたることを知らん。20）主たる、我、然告げ、然なしたるぞ。

第十八章

人他人の罪を負わずして各々自らの罪を負わん—悪人なりとも真に悔悛せば救わるべし—義人なりともその義を棄てなば亡ぶべし

一 主の御言また我に下れり、曰く、二 汝等イスラエルの地においてこの喩を汝等の間に諺として用い、「父等酸き葡萄を食したれば、子等の歯浮けり」と云うは何ぞや。三 主なる天主云い給う、我は活く、この喩最早イスラエルにおいて汝等に諺として用いらるることあらざるべし。四 看よ、すべての霊魂はわが有なり。父の霊魂の如く、子の霊魂もまたわが有なり。罪を犯す霊魂、そは死すべし。五 人もし義しくして道と正義

20）ここでエゼキエルはメシアの御国の建設を見た。マテオ一三・三一以下にあるキリストの喩参照。

1）酸き葡萄とは罪、殊に天主を棄てること。歯が浮くとは罪に対する罰としての苦しみ。故に全文の意味は「我々には罪がない。我々の苦しみは本当は我々の親がなめねばならなかったのだ。だから天主は不当だ。」

六　とを行い、六山の上にて食したることなく、2）その目を挙げてイスラエルの家の偶像を仰ぎ見たることなく、その近き者の妻を犯したることなく、

七　月経の女に近づきたることなく、七人を悲しませたることなく、借主に質料を返し、無理に物を奪いたることなく、飢えたる者に己がパンを与え、

八　裸なる者に衣を纏わせ、3）八高利にて貸し附けたることなく、余分のものを受け取りたることなく、不義なる事にはその手を控え、人と人との間に

九　真の裁断を行い、九わが誡命のままに歩み、わが掟を守りて、以て忠実に事を行いたりとせば、その者は義し、必ず生くべし、4）主なる天主爾言う。

一〇　一〇さりながら彼子を儲けて、その子もし強奪する者、血を流す者となり、

一一　かかる事の一つを行い、二たとい是等を悉くは行わずとするも、ただ山の

一二　上にて食する者、その近き者の妻を汚す者、三乏しき者や貧しき者を悲し

一三　ますする者、無理に物を奪い取る者、質料を返さざる者、その目を挙げて偶像を仰ぎ見る者、憎むべき事5）を行う者、一三高利にて貸し附くる者、余分

2）山の上に立てられた偶像礼拝のため。
3）養五八・七。マテオ二五・三五。
4）死にはすべての罰が含まれているように、「生」はあらゆる報いを包括している。
5）偶像礼拝。

のものを受け取る者になるとせば、6）彼は生くべしや。否、生くべからず。彼凡そかかる厭うべき事をなしたる上は、必ず死すべく、その血は之にかかるべし。一四また子を儲けて、その子もし己が父のなしたる諸々の罪を見ながら、畏れてかかる類の事を行わず、一五山の上にて食したることなく、その目を挙げてイスラエルの家の偶像を仰ぎ見たることなく、その近き者の妻を犯したることなく、一六人を悲しませたることなく、質料を抑えたることなく、無理に物を奪いたることなく、飢えたる者に己がパンを与え、裸なる者に衣を纏わせ、一七貧しき者に不義をなすことにはその手を控え、高利と余分の物とは之を受け取りたることなく、わが掟を履行い、わが誡命のままに歩みたりとせば、この者はその父の不義ゆえに死することなくして、必ず生くべし。一八その父は、他を虐げ、兄弟に非道を行い、その民の中にて悪事をなしたれば、看よ、その不義に由りて死したり。一九さるを汝等は云う、何とて子父の不義を負わざるぞ、

6）利息は同族から取ってはならなかった（出二二・二四。申二三・二〇）。昔は経済的に困っている時しか借金を頼まなかった。しかし同族の困っている人を助けるのは義務であった（利二五・三五以下参照）。それに対して報いをもらうことは禁じられていた。

二〇 と。実に子は道と正義とを行い、わがすべての誡命を守りて之を履行いたれば、必ず生きん。二〇罪を犯す霊魂、そのものは死すべし。子は父の不義を負わず、父は子の不義を負わじ。義しき者の義はその身に止り、不敬なる者の不敬はその身に止まらん。7) 二一 されど不敬なる者もしその犯したる罪を悉く悔悛めて、わがすべての誡命を守り、道と二二 正義とを行うとせば、必ず生くべし、死することあらじ。二二その行いたる不義はすべて、我之を心に留めじ。彼はその行いたる正義に由りて生きん。二三主なる天主云い給う、わが欲む所豈不敬なる者の死することならんや、寧ろ彼がその道を離れ立帰りて生きんことならずや。8) 二四 二四されどもし義しき者その義を離れ、不敬なる者の慣に行う諸々の憎むべき事に倣いて不義をなすとせば、彼生くべしや。そのなしたる義は悉く心に留められざるべし。9) 彼はその背きたる不忠ゆえに、また二五 その犯したる罪ゆえに、是等に由りて死せん。二五さるを汝等は云えり、

7) 申二四・一六。王下一四・六。代下二五・四。
8) 本三三・八—一九。彼後三・九。
9) これは無論天主がなんらかの途ですべての善に報い給うこと、即ち何をしても報いなしにすまないことを否定するものではない。本文の意味は、「最初善を行なつたとて、後の悪が罰せられないことはない」ということ。

二六　主の道は公平ならず、と。然らば聴け、イスラエルの家よ、わが道公平ならざるか、寧ろ汝等の道曲れるにあらざるか。二六それ、義人もその義を離れて不義を行う時は、それに由りて死せん。彼はその行いたる不義に由りて死すべきなり。二七また不敬なる者もそのなしたる不敬の所為を離れて、道と正義とを行う時は、その霊魂に生命を得べし。二八実に彼は省みてその行いたるすべての不義を離るるならば、必ず生きん、死することあらじ。二九さるをイスラエルの子等は云う、主の道は公平ならず、と、イスラエルの家よ、わが道公平ならざるか、寧ろ汝等の道曲れるにあらざるか。10) 三〇主なる天主云い給う、こゝ故にイスラエルの家よ、我何人をもその道に従いて裁かん。立帰りて、汝等の不義をすべて悔悛めよ。さらば不義も汝等の滅亡とならじ。11) 三一汝等が背きたるその不忠の所為を悉く棄て去り、己に新しき心と新しき精神とを具えよ。イスラエルの家よ、汝等抑々何とて死せんとはするぞ。三二それ、我は死する者の死を欲まず、汝等立帰りて生きよかし、主なる天主爾言う。12)

10) 本章二五節の反復
11) 路三・三。
12) 本章二三節本三三・一一。詩五〇・一二。彼後三・九。

第十九章

獅子、および荒らされし葡萄樹の譬

一 更に汝イスラエルの諸侯の為に哀歌を唱い出でて、二云え、汝の母たる牝獅子[1]は何として獅子等の間に臥し、仔獅子等[2]の中にその仔を養いしぞ。三彼女その仔獅子等の一頭を養育てしに、そは獅子となりて、餌食を捕え、人を喰うことを覚えたり。四国々の民之の事を聞き、傷を負わざりしにはあらねど[3]そを捕えて、之を鎖に繋ぎエジプトの地に引き行きけり。[4]五然るに牝獅子はその身弱り己が希望の失せたるを見て、またその仔獅子等の一頭を取り、之を育てて獅子とならしめぬ。[5]六之は獅子等の間を歩み、獅子となりて、餌食を捕え、人を喰うことを覚え、七寡婦等を作り、その諸市を荒らすことを覚えたれば、国は荒れ果て、

第十九章　1)王の母でなくて、ユダ王国。故にそれが中に入つて臥しているという獅子らは、他の国々をさす。―2)イスラエル国には獅子が多いので、その喩はよく知られていた。―3)ヘブレオ語本「これをおとし穴に捕らえ」。―4)最初の仔獅子はヨアカズ王。彼は西紀前六〇八年ファラオのネカオ二世にエジプトへ引いて行かれた（王下二三・三四）。―5)王たちを周囲の異教国風に教育しようとした。

八　その咆ゆる声はあまねく聞えたり。国々の民乃ち四方の国々より共に来りて之を攻め、之に向かいて網を張り、傷つきながらも之を捕え、九　檻に入れ、鎖に繋ぎて之をバビロン王の許に引き行き、最早その声のイスラエルの山々に聞ゆることなからしめんと

一〇　て、そを牢獄に入れにけり。[6]　一〇汝の母は汝の血にて[7]水の滸に植えられたる葡萄樹の如し、その実とその枝葉とは水の豊かなる

一一　に由りて大きくなれり。こかくてその枝は強くなりて、君主たる人々の笏[8]となり、その丈は杖葉の間に高くなり、枝の多きによりて聳え立ちて見えたり。一二　されどそは忿怒にあいて引き抜かれ、地に投げ棄てられたり。熱風[9]その実を乾涸びしめ、その

一三　強き枝も衰え枯れて、火の焼く所となれり。[10]　一三　さて是は今荒野に移し植えられて、道なき乾ける地にあり。一四　その枝の一の小枝

一四　より火出でて、[11]その実を焼けり。されば、それには、君主たる人

6) 二番目の仔獅子はヨアキン王で、西紀前五九八年バビロンに引き行かれた（王下二四・九以下）。―7) 汁気の多い。―8) 葡萄の一つの枝、ダヴィド家が笏になったとは、ダヴィドの裔から王たちが出たとの意。―9) 東風。即ちバビロンからの敵軍本一七・一〇参照。
10) 何一三・一五。
11) 小枝即ちセデキア王は天主の御怒りの火により、ユダ全国と共に焼かれ、その王国は滅びた。

々の笏となるべき強き枝なし。是哀歌なり、哀歌となるべし。

第二十章

イスラエルの罪と赦し

一 一 爰に七年第五月のことなりき、その月の十日に、イスラエルの長老等の中
二 数人主に問わんと来りて、わが前に坐せり。[1] 三 時に主の御言我に下れり、曰
三 く、人の子よ、イスラエルの長老等に告げて之に云え、主なる天主かく云
四 い給う、汝等我に問わんとて来れるか。我は活く、我汝等には答えじ、主な
五 る天主爾言う。四 汝もし彼等を裁くとせば、人の子よ、汝もし裁くとせば、
六 之にその父祖の憎むべき業[2]を示せ。五 即ち彼等に云え、主なる天主かく云
い給う、我がイスラエルを選み、ヤコブの家の裔の為にわが手を挙げ、エジ
プトの地にて彼等に現れ、彼等の為にわが手を挙げて、我こそ主、汝等の天
主なれ、と云いし日、[3] 六 その日に我彼等の為にわが手を挙げ、以てエジプト
の地より彼等を導き出し、わが彼等の為に備えおきたる乳と蜜との流るる地

第二十章
1) 本一四・一参照。
2) 偶像礼拝。
3) 彼らの罪悪に対する判決に応わしい答を彼らに与えよ。

に至らしめんとしたり、是はこれ、すべての地の中にて一際挺出たるものなり。七その時我彼等に云えらく、何人も己が目に躓きとなる物4)を斥け、エジプトの偶像によりて身を汚すなかれ。我は主汝等の天主なり、と。八されながら彼等は我を怒らせ、我に聴くことを欲せざりき。即ち何人も己が目にする憎むべき物を斥けず、エジプトの偶像を棄てざりしなり。されば

九 我エジプトの国の只中において、わが憤りを彼等に注ぎ、わが忿怒を彼等に晴らさんと云えり。九されど我はわが名の為に、即ちそれが彼等の周囲におりし異邦人等の前にて辱しめられざらん為に、彼等をエジプトの国より導き出さんとて、彼等に現れしなり。一〇かくて我はエジプトの国より彼等を出して、荒野に之を導き、一一わが誡命を彼等に与え、わが掟を之に示したり。人もし之を行わば、之によりて生く5)べし。6)一二剰え我は彼等に安息日を与え、以て我と彼等との間の徴となし、7)且彼等をして我が彼等を聖ならしむる主なることを知らしめんとせり。8)一三さるをイスラエルの

4) 偶像。
5) 死がすべての罰の総計であるように、生はあらゆるよいものの総括。6) 利一八・五。羅一〇・五。
7) 主の僕たるイスラエル人が異邦人と違う所は、主として安息日を守ること。
8) 出二〇・八。三一・一三。申五・一二。

家は荒野にて我を怒らせ、人の行いて之により生くべきわが誡命のままに歩まず、わが掟を棄て、太くわが安息日を汚したり。されば我荒野において怒を彼等に注ぎ、之を滅ぼし尽さんと云いしが、9）一四またわが名の為に、我が彼等をその中より導き出せしを目にしたる異邦人等の前にて、それの辱しめらるることなからんようになしたり。一五時に我荒野にて彼等の上にわが手を挙げ、我が彼等に与えし、乳と蜜との流るる地、すべての地に優れる処に、彼等を導き入れじとせり。一六そは彼等わが掟を棄て、わが誡命のままに歩まず、わが安息日を汚したるに由るなり、実に彼等の心は偶像を追い慕えり。一七されど我が彼等を殺さざらん為に、わが目彼等を見のがし、我荒野にて彼等を滅ぼさざりき。一八我また荒野にて彼等の子等に云えり、汝等の父の命のままに歩むなかれ、その掟を守るなかれ、またその偶像によりて身を汚すなかれ。一九我こそ主汝等の天主なれ、わが誡命のままに歩み、わが掟を守りて、之を行え。二〇またわが安息日を聖ならしめよ、そはこれが我と汝等との間の徴となりて、汝等が我の

9）出三二・一以下。民一四・一以下。

二一　主汝等の天主なることを知るに至らんためなり、と。三然るにその子等も我に逆らい、人の行いて之により生くべき、わが誡命のままに歩まず、わが掟を守りて之を行わんとせず、わが安息日を汚せり。されば我荒野にてわが激怒を彼等に注ぎ、わが憤りを彼等に晴らさんと威嚇したれど、三三またわが手を引きて、わが名の為に、我が彼等をその中より導き出せしを目にしたる異邦人等の前にて、それの辱しめらるることなからんようになしたり。三三我荒野において又もや彼等にわが手を挙げ、之を異邦人等の中に散らし、国々に飛ばしやらんとせり、三四そは彼等わが掟を履行わず、わが誡命を軽んじ、わが安息日を汚し、その目に己が父祖の偶像を慕いしが故なり。三五是において我彼等に善からぬ規範と、彼等が依りて以て生くべからざる掟とを与え、10)三六彼等がその科の為に、すべて最初に母胎を出でし者を献げし時、11)その供え物によりて彼等を汚せり、かくて彼等我が主なることを知るに至らん。三七この故に、人の子よ、イスラエルの家に告げて

10) 聖籠の一部を取り去り、彼らが異邦人の風習を採用するにまかせ次いで最大の禍をその上に下すであろう
11) モロクに赤児を献げる惨たらしい犠牲
本一六・二〇―二一参照。

二八　之に云え、主なる天主かく云い給う、汝等の父祖は我を軽んじ侮りて、
是により累ねて我を冒涜したり。二八我彼等に与えんとて、向かいて以て
わが手を挙げし12)地に、彼等を導きたるに、彼等はいずれの高き丘、い
ずれの繁れる木を見ても、その犠牲を其処にて屠り、そのわが憎む所の
供物を其処にて奉り、その匂しき薫を其処にて献げ、且その神酒を灌ぎ
二九　ぬ。13)二九時に我彼等に云えらく、汝等が赴く高き処は何ぞや、と。され
三〇　ばその名、高き処と称ばれて今日に及びしなり。14)三〇それ故イスラエルの
家に云え、主なる天主かく云い給う、寔に汝等はその父祖の道を履みて
三一　身を汚し、彼等の躓きとなりし物15)に憬れ通ず。三一即ち汝等はその子等
に火の中を通らしむる時、16)その供物を献ぐるにより、今日に至るまで
汝等の偶像もて己が身を汚すなり。さるを、イスラエルの家よ、我汝等
三二　に答うべけんや。我は活く、我汝等に答うることをせじ、主なる天主爾
云う。三二また「我等異邦人の如く、地上の諸族の如くなりて、木や石を

12) 本章五節の通り。―13) 偶像への献祭四種。即ち血祭、無血祭、焚香、灌祭。
14) 汝らが偶像に物を献げるため高い所に行つたから、今では高い所と言えば、偶像に対する供犠の場所と言うのと同じ意味になつた。―15) 偶像。―16) 子らを焼き殺してモロクに献げる。

三三　崇めん」と云う、汝等の心の思いは成就することなかるべし。三三主なる天主云う、我は活く、我強き手もて、腕差し伸べ、激怒を注ぎて、汝等を治めん。

三四　我汝等を民等の中より導き出し、汝等が散り行きたる国々より汝等を集め、

三五　実に強き手もて、腕さしのべ、激怒を注ぎて、汝等を治めん。三五我汝等を民

三六　等の荒野17)に連れ行き、其処にて面と面とを合せて汝等を審理かん。三六我エ

ジプトの国の荒野にて、汝等の父祖に対し審理を行いし如く、汝等をも審判

三七　かん、主なる天主爾言う。三七我汝等をわが笏に従わしめ、汝等を契約の絆に

三八　引き入れん。三八我また汝等の中より不忠なる者不敬なる者を選み別ちて、之

をその寄留地より出でしめん。彼等はイスラエルの地に入らざるべし。かく

三九　て汝等我が主なることを知るに至らん。三九主なる天主かく云う、されば汝等

ラエルの家よ、汝等各々その偶像の後を慕いて之に仕えよ。18)　さりながら汝

等たとい今かくの如くにして我に聴くことなく、汝等の供物と偶像とを以て

四〇　なおわが名を汚すとも、19)　四〇主なる天主云う、わが聖なる山の上、イスラエ

17) バビロンにおける捕囚。
18) 天主は人間に自由を与えておいでになる。
19) 偶像礼拝者は善良なイスラエル人から分かたれる、（三八節）四〇節以下の言葉は後者に

四一　ルの高き山[20]の上、其処にてイスラエルの全家我に仕うるに至らん。我云
う、その我に嘉せらるべき地にある者皆然なすべし。其処にて我汝等の初
穂や汝等の十分の一の納物の初を、すべて汝等の献聖ぐる物として求めん。
四二　我民等の中より汝等を導き出し、汝等が散り行きたる国々より汝等を集
めたらん暁には、汝等を匂しき薫として受納め、しかして汝等により異邦
人等の目にも聖なる者とせらるるに至るべし。[21]
四三　また我が汝等を導きて、
イスラエルの地、即ち我が汝等の父祖に与えんとして、そのためにわが手
を挙げたる[22]地に入らしめたらん暁には、汝等我が主なることを知り、
四三　其処において汝等の行為、及びすべて汝等がよりて以て身を汚したる悪
事を思い出で、そのなしたる諸々の悪ゆえに、自ら省みて己を憾まん。
四四　かく我が汝等の悪しき行為によらず、汝等の極悪非道によらず、わが名
の為汝等に善を施したらん暁には、汝等我が主なることを知るべし。イス
四五　ラエルの家よ、主なる天主爾云う。
四五　主の御言また我に下れり、曰く、[23]

対するもの。
20) 聖殿のあるシオン山。
21) 本当に天主の御意に適いそれ自体聖であつて人を聖ならしめる祭祀が、その時行われるまであろう。
22) 本章五節及び二八節と同じ。
23) ヘブレオ語原典では本節から第二十一章になる。

四六 四六人の子よ、汝の面を南24)の道に向け、南の方に向かいて語り、南の野
四七 の森に就きて預言せよ。四七即ち南の森に云え、主の御言を聴け、主なる天
主かく云い給う、見よ、我汝の中に火を燃やし、汝の中なるいずれの緑
木をも、いずれの枯木をも焼き払わん。25)その燃ゆる焔は消ゆることな
四八 く、南より北まですべての面を悉く之によりて焼くべし。26)四八是にお
いてすべての肉27)主なる我が之を燃やしたることを見ん、そは消ゆること
四九 となかるべし。四九我乃ち云いけらく、ああ、ああ、ああ、主なる天主
よ、彼等は我に就きて云う、この人は譬によりて語るにあらずや、と。

24) エゼキエルがバビロンにいるので、イエルサレムもユダ王国も南にあたる。
25) 善人悪人をみな。—26) 戦争のことを言う。
27) 原語 caro「肉」。

第二十一章

更に剣によるイエルサレムの滅亡を述ぶ—アンモン人の滅亡をも予言す—他を滅ぼすバビロンも終に滅びん

二一 一主の御言また我に下れり、曰く、1)二人の子よ、汝の面をイエルサレムに向け、聖所に向かいて言を垂れ、イスラエルの地に対して預言せよ。

第二十一章 1)人々が譬喩をわからぬというので

三　即ちイスラエルの地に云え、主なる天主かく云う、見よ、我汝に至り、わが剣をその鞘より抜き、汝の中にて義しき者をも不敬なる者をも[2]殺さん。四　かく我汝の中にて義しき者をも不敬なる者をも殺さんとするに由り、わが剣その鞘より抜け出でて、南より北まですべての肉[3]を討つべし。五　これ、肉みな主たる我がわが剣をその鞘より抜きたる上は、最早旧に復すことなきを知らんためなり。六　されば人の子よ、汝は腰も折るるばかりに[4]嘆き、彼等の前にていたく嘆け。七　しかして人々もし「汝何故嘆くや」と汝に云わんか、汝云うべし、聞けることあるが故なり。即ちその来るや、心悉く挫け、手皆萎え、意気すべて衰え、膝皆水と流るべし。[5]見よ、そは来る、将に成らん、主なる天主爾言う。

八　主の御言また我に下れり、曰く、九　人の子よ、預言して云え、主なる天主かく云う、告げよかし、剣、その剣は研がれ磨かれたり。一〇　そは牲を殪さん為に研がれ、輝かん為に磨かれたり。汝はわが子の[6]笏を奪い

（本二〇・四九）今度はその意味を明瞭な言葉で教える。―[2]本二〇・四七とその註参照。[3]原語caro「肉」[4]聖書の心理学では、腰は力のひそむ所と考えられていた。それが折れるとはすつかり弱つてしまうこと。[5]本七・一七参照。―[6]選ばれた民イスラエル

一二　取る、汝はすべての樹を7)切り倒せり。一三我が之を磨かしめんとて与えたるは、之を手に執らしめんが為なり。この剣が研がれ、これが磨かれたるは、殺す者の手に有たしめんが為なり。一三叫び喚け、人の子よ、そは是わが民に対し、是イスラエルの逃げたるすべての侯伯に対して、抜かれたればなり。彼等はわが民と共に剣に付されたり。故に汝腿を打て。8)一三実にそは試されたり、しかしてこれがもし笏を滅ぼしたらん暁には、そはあらずなるべし。主なる天主爾言う。一四されば人の子よ、汝預言して手と手とを拍ち合せよ。9)剣二倍になれかし、否、殺す者の剣三倍になれかし。10)是は大なる殺戮の剣にして、彼等11)を愕かしめ、一五その心を挫けしめ、且滅亡を多からしめん。我彼等のすべての門において鋭き剣の、研がれて輝き、殺戮に備えられたるに由りて、混乱を生ぜしむべし。一六汝12)鋭かれ、しかして右にても、また左にても、凡て汝の面を向けんと欲したる方へ行け。一七我もまた手と手とを拍ち合せ、わ

7)ユダ以外のすべての国。
8)激しい悲しみをあらわす身ぶり。耶三一・一九参照。―9)本六・一一参照。
10)両刃の剣以上に切れる刃を持っているかのように、猛威をふるえ。―11)一二節にある人々。
12)剣を人になぞらえて、話しかける。

一八 が齎憤を晴らさん、主なる我然告げたるぞ。一八主の御言また我に
一九 下れり、曰く、一九さて汝人の子よ、バビロン王の剣の来るべき、
二〇 二つの道を設けよ。その両つながら一つの国より出すべし。さら
ば彼手ずから占い、都市の道の入口にて籤を抽かん。二〇汝またア
ンモンの子等のラッバトとユダの最堅き城市イエルサレムとに、
二一 剣を来らしめん為に道を設くべし。二一蓋はバビロン王二岐道、即
ちその二つの道の入口に佇みて、神託を仰ぎ、矢を振り混ぜ、偶
二二 像に問い、臓腑を査べたればなり。13)二二神託は彼の右の方、イエ
ルサレムを示したり、即ちそこに破城槌を置き、口を開きて殺戮
を命じ、声を挙げて喚き叫び、門に向かいて破城槌を置き、塁を
二三 築き、足場を建つべしとなり。二三是彼等の目には、彼が空しき託
宣を仰ぎて、安息日の無為14)に倣えるが如くに見えん。15)されば
二四 彼は不義を思い出て、そを占領すべし。二四故に主なる天主かく云

13) ナブコドノソルはまず籤で神託を仰ぐ。即ち二本の矢にそれぞれラッバト・アンモンとイエルサレムの名を記し、これをえびらに入れてふりまぜ、ひいた矢によつて行く先をきめたのである。それからテラフイム（家に祀る神々）に伺いを立てて犠牲の獣の肝臓を調べた。―14) 安息日にするように、ジツとしていてなにもしない。15) 彼らは……と思うだろう。

う、汝等己が不義を思い出で、16）己が不忠を露し、汝等のすべての思念にその罪見ゆるに至りたれば、我云う、汝等思い出でたれば、彼の手に擒わるべし。二五 また汝穢らわしき不敬なるイスラエルの君よ、17）不義を罰する時として予め定められたるその日来れり。二六 主なる天主かく云う、頭の装飾を除き、冠を取れ、卑き者を高くし、貴き者を卑くするは、是にあらずや。18）二七 我そを19）不義となし、不義となし、不義となさん。されど審判に当たる者21）の来るまではかくすることなく、我之を彼に委ねん。二八 また汝人の子よ、預言して云え、主なる天主アンモンの子等に向かいてその嘲罵に22）かく云うと。即ち汝云うべし、剣よ、剣よ、鞘より出でて殺戮にあたり、磨かれて殺し且輝けかし、二九 汝が不敬なる者を傷つけんとて、その頸の上に下り、不義を罰する時として予め定められたるその日の来るべきを、

16）ありふれたことであるかのように、公然それについて語り。―17）これは己が不忠と破約とによってとりわけユデアの没落を招いたセデキア王に対する呼びかけ。―18）卑しい身分であつたダヴィドを高い地位に引きあげ、その不敬なる子孫を低い地位に落とす日。―19）二六節の corona「冠」。20）罰すべきもの。ヘブレオ語本「覆滅」。―21）メシア。―22）アンモン人はイエルサレムの滅びたのを喜び、かつそれを嘲けつた。

三〇 たとい人々空しきことと見、偽りの神託を告ぐとも、然なれかし。23)
三〇 汝の鞘に納まれ。我汝の創造られし処、汝の生れし地にて汝を裁き、
三一 わが義憤を汝に注ぎ、わが激怒の火を汝に吹き付け、愚にして滅亡を企みおる人々の手に汝を付さん。
三二 汝は火の燃料となり、汝の血は国の中にあるべし、汝は忘れ去らるるに至らん、主たる我然云いたればなり。

23) 本章二五節参照。ヨゼフス・フラヴィウスの記録によればバビロン王はイエルサレム征服の五年後にアンモン人を打ち懲らした。

第二十二章

イエルサレムの住民、一般に腐敗したるに由りて、天主彼等を炉の滓として滅し給わん

一 主の御言また我に下れり、曰く、
二 人の子よ、汝は裁かずや、血の都市を裁かずや。1)
三 汝之にその憎むべき事を悉く示して云うべし、主なる天主かく云う、是はその時2)を早むるほど、己が

第二十二章　1) 血が流されたのは、一部は罪のない者に対するさまざまな実際の殺戮によつて一部は不当な裁判（二五節）およびモロクへの小兒供犠（本二三・三九）によつて。　2) 天罰の時。

四　中に血を流し、身を汚さんとて偶像を造り、以て己に害を招きたる都市なり。四 汝は己が流したる血によりて罪を犯し、己が造りたる偶像によりて身を汚し、汝の日3)を近づかしめて、汝の年齢の終りを招けり。4) それ故に我は汝を異邦人等の誹りぐさとなし、すべての国々の笑柄となしたり。

五　五 汝に近き者も遠き者も、汝に勝ち誇らん、汝汚れて、悪名高き者、滅亡によりて偉大なる者よ。六 見よ、イスラエルの諸侯血を流さんと、汝の中にありて各々その腕を揮えり。5) 七 彼等は汝の中にて父母に侮辱を加え、汝の只中にて他国の者を虐げ、汝の許にて孤児や寡婦を悲しませたり。八 汝はわが聖所を蔑み、わが安息日を汚せり。九 讒謗する人々汝の中にありて血を流さんとし、6) 汝の中、山の上にて食い、汝の只中にて極悪非道を行いたり。一〇 彼等は汝の中にて己が父の恥辱を露し、7) 汝の中にて月経に穢れたる者を辱しめたり。8) 一一 また汝の中にて彼等は各々9) その近き者の妻と憎むべき事を

3) 天罰の日。
4) その壽命は縮められる。
5) 自分に権力のあるにまかせて非道に。
6) 法廷における偽証によつて。
7) 利一八・七、八参照。己の継母を妻に娶ることによつて。
8) 利一八・一九に背く。
9) ヘブレオ語本では、各部分が「ある者は（またある者は）」で始まる。

行い、男は破廉恥にも媳を汚し、兄弟はその父の娘なる己が姉妹を犯せり。10）一二彼等は汝の中にて贈物を受け納めて、血を流さんとしたり。11）汝は高利と余分のものとを取り、貪りて汝の近き者を虐げ、しかして我を忘れたり、主なる天主爾云う。一三見よ、我汝のなしたる貪慾の行為と、汝の中にて流されたる血とに対して、わが手を拍てり。12）一四我が汝に事をなさんとする日には、汝の心堪うるを得んや、また汝の手強きを得んや。主なる我、之を告げたるぞ、必ず之をなさん。一五我汝を異邦人等の中に散らし、国々に飛ばしやりて、汝よりその穢れを失せしめん。一六我異邦人等の眼前にて汝をわが有となさん、13）かくて汝我が主なることを知るべし。一七主の御言また我に下れり、曰く、一八人の子よ、イスラエルの家は我にとりて鉄滓となれり。かの者等は皆、炉の中なる青銅、錫、鉄、鉛にして、銀の滓となれり。14）一九是によりて主なる天主かく云う、汝等皆滓となりたれば、この故に見よ、我汝等をイエルサレムの中に集むること、二〇恰も人々が銀、

10）耶五・八。
11）裁判官が買収されること
12）怒りまたは悲しみのしるし。―13）こういう罰によつて汝に対するわが所有権を十分に主張する。―14）イエルサレムの包囲攻撃は熔鉱炉で金属を熔かすようなもの。

二一　青銅、錫、鉄、鉛を炉の中に集むる如くにして、熔かす為そこに火を燃やさん。かく我猛り怒りて汝等を集め、そのまま汝等を熔かすべし。二二実に我汝等を集め、わが激怒の火もて汝等を焼かん、汝等はその中にて熔け去るべし。二三銀が炉の中にて熔くるが如く、汝等もまたその中にて熔けん。かくて汝等、我が汝等にわが憤りを注ぎたる時、我が主なることを知るべし。二四主の御言また我に下れり、曰く、二四人の子よ、これ15)に云え、汝は汚れたる、且怒の日に雨も降らざる地なり。16)二五その中には預言者等17)の徒党あり、彼等は恰も咆えて餌食を捉うる獅子の如くに、霊魂18)を貪り食い、品や宝を取り、その中に寡婦を殖えしめたり。二六その司祭等はわが律法を軽んじ、わが聖所を汚し、聖なると俗なるとの間に差別を置かず、穢れたると浄きとの区別をも弁えず、その目をわが安息日に背向けたれば、我彼等の中にて汚されし者となれり。二七その中におる之が諸侯は、獲物を攫う狼の如くにして、ただ血を流し、霊魂を滅ぼし、貪りて利を追わんと

15) イエルサレム。―16) エゼキエルはこの言葉で天罰としての旱魃を予言する。
17) 二八節のように偽予言者をさすか、翻訳の誤りか。なぜならヘブレオ語本にも七十人訳にも「予言者等」でなく「諸侯」とあるから。
18) 人々。

二八　するのみ。19) 二八またその預言者等は混ぜ物20)せずして是
等を塗り、空しき物を見、主語り給わざるに、虚偽の神
託を彼等に告げて、「主なる天主かく云い給う、」と云
二九　えり。二九国の民は暴虐に暴虐を重ね、強奪を行い、乏し
き者貧しき者を虐げ、無法にも他国の者を讒謗して苛み
三〇　たり。三〇我彼等の中に、国のため垣を建て、我に立ち向
三一　いて、我の之を滅ぼすことを沮まんとする者一人を探ね
しが、見当らざりき。21) 三一されば我彼等にわが憤りを注
ぎ、彼等をわが忿怒の火もて焼き尽し、彼等の行為をそ
の頭に報いたり、主なる天主爾言う。

第二十三章

二　娼婦の名を用いてサマリア及びイエルサレムの不忠と両者に対する天罰とを述ぶ

二一　一主の御言また我に下れり、曰く、二人の子よ、実に一人の母の娘なる二人の女ありし

19) 米三・一一。番三・三。—20) 不正な権力者のするすべてのことを善事のように言つて、彼らにこびへつらうこと。本一三・一〇参照。21) イエレミア、バルク、その他は確かに垣となつて罪人の前に立ちふさがつた。しかし罪人がはてしのないほど多いのに比べると、彼らは一人もいないようなものであつた。義人の祈りがどれほど効力のあるものか、それがここに示してある。出三二・一〇参照。

三　が、三彼等はエジプトにて姦淫を行い、1)その若き時に姦淫
四　を行えり。即ち彼処にて彼等の乳房は押しつけられ、その処
女の乳頭は潰されたり。四さて彼等の名は、姉をオーラ、妹
をオーリバと云いしが、我彼等を娶りしに、2)彼等子女等
五　を産めり。更に彼等の名に就きて云えば、オーラは即ちサマ
リア、オーリバは即ちイエルサレムなり。五然るにオーラは
六　我あるにも拘らず私通し、その愛人なる、近づき来りしアッ
シリア人等を狂うばかりに恋慕えり。3)六彼等は紫の天鵞絨を
七　纏い、侯たり長官たり、慕わしき若人等にして、皆馬にのれ
る騎士なりき。4)七されば彼女は是等卓れたるアッシリア人の
八　子等一同と姦淫に耽り、己が狂うばかりに恋慕えるすべての
者を相手に、彼等の汚穢もてその身を汚しぬ。八剰え彼女は
エジプトにおいてなしたりし淫行をもやめざりき。5)即ち彼

第二十三章　1)御民は既にエジプトで偶像礼拝やふしだらなことをした。―2)旧約聖書によくあるように、ここでも天主とイスラエル民族との関係が夫婦仲に譬えてある。―3)この言葉でこの民族と契約したことと彼らが偶像礼拝を受け入れたことをさす。―4)これによつて、イスラエルがアッシリアのうわべの繁栄や勢力があるのに迷わされ、宗教や政治上でこれと手を組んだことが諷示してある。5)北の王国はエジプトとも関係を結んだ。王下一七・四参照。

等は彼女の若き時之と共に臥してその処女の乳房を押し潰し、彼女の上に己が淫慾を洩らせり。九この故に我彼女をその愛人等の手に、その狂うばかりに恋い焦れたるアッスルの子等の手に付せり。一〇彼等は彼女の恥部を露し、その子女等を擒え去り、彼女をば剣もて殺したれば、彼女等は悪名高き6)女となりしが、かく彼等彼女7)に審判を行いしなり。8)一一然るにその妹オーリバはこれを見ながら、彼女よりも恋に狂えり。即ちその淫行は姉の淫行にまさりて、一二アッシリア人の子等、9)即ち五色の衣を纏い、己が許に来りし諸侯長官等、馬に乗れる騎士たち、すべて容姿卓れたる若人等に、羞恥もなくその身を任せぬ。一三是において我、彼女等両人の道が同一にして汚れしものなるを見たり。一四しかもなお彼女はその淫行を増すばかりなりき。即ち壁に描かれたる男、10)彩られたるカルデア人の絵姿、一五即ち帯を締めたる腰、頭

6) 即ちイスラエルはアッシリアに征服されてから、他の諸民族の笑いぐさになつた。
7) オーラ。―8) 本一六・三八。―9) ユダはバビロニア人やその偶像の祭祀ならびに淫行をただ図によつてしか知らなかつたが、それでもその偶像礼拝を採り入れた。―10) 宮殿の壁に絵を描くアッシリアやバビロニアの習慣をさす。その絵は今日博物館にあつて人々の感嘆の的となつている。

に戴きたる頭帽、すべて諸侯の如き形、その生れたるバビロン及びカル
一六　デア人の国の子等の絵姿を見るや、一六己が目に慕わしきあまり、気も狂
一七　わんばかり是等に恋い焦れ、使者等をカルデアなる彼等の許に遣せり。11)
一七　バビロンの子等乃ち彼女の許に来りて、恋愛の臥床に入るや、その淫
一八　行もて彼女を穢しけるが、彼女は彼等に身を汚されてより、その霊魂彼
一八　等に飽き果てたり。一八かく彼女も亦淫行を露し、その恥部を露したれ
一九　ば、わが霊彼女より離れ去れり、恰もわが霊その姉より離れ去りしが如
一九　し。12) 一九蓋は彼女己がエジプトにて淫行に耽りたる若き日を思い出て、
二〇　その淫行を増したればなり。二〇彼女は、驢馬の肉の如くなる肉をもち馬
二一　の精の如くなる精をもてる者等と共に臥すことを、気も狂わんばかりに
二一　熱く望めり。二一汝は己が若き頃、13) 即ちエジプトにて汝の乳房が押しつ
二二　けられ、その処女の乳頭が潰されし時の罪悪を、度々繰返せり。二二この
　　故に、オーリバよ、主なる天主かく云う、見よ、我汝の霊の飽き果てた

11) 聖書に載つているこういう使者をカルデア人に遣した例は、セデキア王の派遣。耶二九・三。五一・五九参照。
12) ユダの住民は恥ずる所なく公然偶像礼拝を行なつたので天主はイスラエルを捨て給うた如く彼らをも見捨て給うた。
13) 即ち汝はまた昔の罪を犯した。

る汝の愛人等を悉く起たしめて汝に向わしめ、彼等を集めて周囲より汝に
二三 仇せしめん。二三そは即ちバビロンの子等、及びすべてのカルデア人、貴族、
王侯など、14)ならびにすべてのアッシリアの子等、容姿卓れたる若人等、
二四 諸侯総督一同、君の君たる者、名ある騎士たち、是なり。二四彼等車や輪を
備え、多くの民を率い、来りて汝を攻め、鎧、楯、冑に身を固めて四方よ
り汝に向かわん。我彼等に裁判を委すべければ、彼等己が法に循いて汝を
二五 裁くべし。二五我わが嫉妬を汝に向くべければ、彼等激怒して汝に之を及ぼ
し、汝の鼻と耳とを切り取らん。15) 残る者は剣に仆るべし。彼等は汝の
子女等を擒え行かん、しかして汝の遺れる者は火に焼き尽さるべし。
二六 二七 彼等また汝よりその衣を剥ぎ、汝の栄華の装身具を取り去らん。二七我汝
にその罪悪を息めしめ、またエジプトの地よりの汝の淫行を止めん。汝ま
たその目をあげて彼等を仰ぎ見ず、最早エジプトを思い出でざるべし。
二八 二八それ、主なる天主かく云う、見よ、我汝の憎む者の手に、汝の霊の飽き

14) ヘブレオ語本「ペコドとショアとコア」。これらの諸族はバビロンの東北に住んでいた。
15) 鼻や耳をそぐのは戦争の野蠻な習慣。しかしある国々では姦淫した女の罰。

二九　果てたる者の手に、汝を付さん。二九彼等汝を扱うに憎悪を以てし、汝の労苦の所得を悉く奪い取り、汝を裸にし強かに辱しめて、放つべし。されば汝の

三〇　淫行の恥辱露れん、汝の罪悪と汝の淫行もまた然り。三〇彼等が汝にかかる事をなしたるは、汝が異邦人等を慕いて通じ、彼等の間にありてその偶像により身を汚したるに由るなり。三一汝は己が姉の道を歩めり、されば我彼女の

三二　杯16)を汝の手に付さん。三二主なる天主かく云う、汝己が姉の深く、且広き

三三　杯を飲みて、嘲笑とこの上なき侮蔑とを招くべし。三三汝は酔い17)と苦痛と

三四　に満たされん、そは憂と悲哀との杯、汝の姉サマリアの杯によりてなり。

三四　汝之を飲み、滓まで飲み尽し、その砕片を呑み込み、汝の乳房を掻き裂く

三五　べし、18)それ、我之を云いたるぞ、主なる天主しか言う。三五この故に主なる天主かく云う、汝我を忘れ、我を汝の背後に投げ棄てたるに由り、19)汝もま

三六　た己が罪悪と淫行とを負えかし。三六主また我に謂いて曰いけるは、人の子よ、

三七　汝オーラとオーリバとを裁きて、彼等にその悪行を告げずや。三七そは彼等姦

16) 汝もイスラエル国と同じ運命に陥るだろう。
17) 気を失うほどのひどい苦しみ。
18) 酩酊蒿じて狂暴となる。
19) 王上一四・九参照。

三八 淫を行いて、血その手にあり、その偶像と通じ、剰え己がわが為に生みたる子等を彼等に捧げて貪り啖わしめたればなり。20）

三九 更に彼等は我に次の如き事をなしたり。即ち彼等はその日にわが聖所を冒し、わが安息日を涜せり。実に彼等はその偶像の為に己が子等を屠り、しかもその日にわが聖所に入りて之を涜したる時、わが家の中においてさえ、かかる事をなしたるなり。

四〇 彼等は遠く方より来る人々を招びに遣り、その許に使者を遣しけるに、見よ、その人々来れり。汝乃ちこの人々の為に身を洗い、汝の眼を隈取り、女の装飾品を着け、

四一 美麗を極めたる床の上に坐せり、汝の前には食卓備わり、汝その上にわが香とわが膏とを置けり。

四二 そこには歓び叫ぶ群衆の声あり、その人群の中より連れ出されたる、荒野より来りし数人には、人々その手に腕環を、その頭に目も綺なる冠を、着けてやりたり。

四三 時に我かの姦淫によりて疲れ果てたる女に云いけらく、今なおこの女その淫行を続けんとす、と。

四四 彼等は娼婦の許に入ること如くに、彼女の許に入れり、かくの如く彼等罪悪の女オーラとオーリバとの許

20）子どもをモロクの犠牲として。

四五　に入れり。四五然れども彼等は義人21)にして、姦婦を裁くが如く、
また血を流せる者を裁くが如く、彼女等を裁かん、実に彼女等は
姦婦にして、血その手にあればなり。四六それ、主なる天主かく云
う、群衆を連来りて彼等を責め、之を擾乱と掠奪とにあわせよ。
四七　民衆は彼等に石を擲ち、22)剣もて之を刺し貫けよかし。彼等の
子女等はその殺す所となり、彼等の家はその火をかけて焼く所
四八　となるべし。四八かく我この地より罪悪を除き去らん、女は皆彼等
四九　の悪行の如くになすべからざることを知るに至るべし。四九彼等
は汝等の悪行を汝等に報いん、汝等は己が偶像によれる罪を負い
て、23)我が主にして天主なることを知るべし。24)

第二十四章

一　イエルサレムの全滅の様を示す釜の喩—バビロンのユデア人等は之が為に敢て嘆かじ

一九年の1)第十月に至り、その月の十日に、主の御言また我に下

21) イスラエルの罪を罰するための天主の道具たる範囲において。
22) 偶像礼拝と姦淫とに対しモイゼの律法に定めてある通り。—23) イスラエルは既に天罰を蒙つた。今度はユダに対してエゼキエルがそれを予言する。—24) 目的は罰することそれ自体ではなく、民に悟らせること。

1) ヨアキ

二　れり、曰く、二人の子よ、汝この日の名を録せ、そは今日
バビロンの王備えを固くしてイエルサレムを攻めおればな
三　り。2) 三且汝反抗をなす一家に、象りとなる譬喩を述べて3)
之に語るべし、主なる天主かく云い給う、釜をかけよ、我
四　云う、かけて之に水を入れよ。4) 四しかして之に肉片を集め
入れよ、凡てよき部分、腿や肩、精肉の骨に富めるを然せ
五　よ。五家畜の最も肥えたるを取りて、その下に骨も煮ゆる
ほどの薪束を置け。之を煮沸するや、その中にある骨まで
六　煮ゆるなり。六この故に主なる天主かく云う、禍なるかな、
流血の都市、銹つきてその銹の去らざる釜よ。その肉片を
七　一つづつ取り出せ、籤5) は之に当らざるなり。七彼の血は
その中にあり、彼はいと滑かなる岩の上にそを注げり。之
が塵に覆わるることもあらんかとて之を地上に注がざりし

ン王が捕虜として引きゆかれ（本一・二）、セデキア王が即位してからの九年目。―2) 王下二五・一。耶三九・一。五二・四参照。―3) 可四・三四の使徒達に対するイエズスの御言葉参照。4) イエルサレムは火（包囲陣）に囲まれ、その熱で汚れやさびを溶かし清められるべき（一一節）釜で、その中の骨や肉（即ち住民）がすつかり煮えるまで（五節）、いな、釜そのものさえ熔けてしまうまで熱せられる。5) 滅ぼさるべきものを選み出すための籤。それを抽かないから即ちみな滅ぼされるはず。

八　なり。6) 八されば我もわが憤怒を下し、復讐を果さん為に、彼の血をいと
九　滑かなる岩の上に流して、その覆わることなからしめたり。7) 九この故
に主なる天主かく云う、禍なるかな、流血の都市、そは我その薪束を大
一〇　ならしむべければなり。8) 一〇わが火もて焚かんとする骨を積み上げよ。
肉は消え、混じえ入れたる物は皆煮え崩れ、骨もまた融け去るべし。
一一　こなお、空にしたる釜を炭火の上にかけ、熱してその青銅を熔かさんと
せよ、かくてそれに付きたる汚穢を融け去らしめ、その銹を失せしむべ
一二　し。一二さまざまに心を砕きたれど、火によりてさえ、その甚だしき銹は
一三　去らざりき。一三汝の不浄は呪うべし、そは我汝を浄めんと欲したるに、
汝その汚穢を浄められざりしに由りてなり。されば我が汝に向かいてわ
一四　が憤慨を晴らすまでは、なお汝の浄まることなかるべし。一四主なる我、
爾云いたるぞ。そは来らん、我然なすべし。我看過せず、容赦せず、宥
一五　恕せず、汝の行状と企図とに応じて汝を裁かん、9) 主爾云う。一五主の御

6) 彼らはひそかにではなく、公然罪を犯した。
7) 天主は流された血が復讐を呼び求めるようにそれを見えるままにしてお置きになる。―8) 翁三・一。哈二・一二。―9) 医師が手術を受ける人の苦痛にかまわず、四肢の一つを切断して、その全身を救おうとするように

一六　言また我に下れり、曰く、一六人の子よ、見よ、我一撃の下に汝よりその目に好ましきもの10)を取り去らん。汝嘆くべからず、泣き
一七　叫ぶべからず、また涙を流すべからず。一七黙して嘆け、死者の為の哀悼を行うなかれ。汝の冠物を頭に戴き、汝の沓を足にはけかし。口を衣もて蔽うなかれ、また弔い客の食物を食するなかれ。11)
一八　一八是において朝に我民に語りたるに、夕に至りてわが妻死せり。
一九　されば我翌朝に至りて主の我に命じ給いし如くなしぬ。一九時に民我に云いけるは、汝のなす是等の事は抑々何の謂なりや、汝何と
二〇　て之を我等に明示さざる、と。二〇我乃ち彼等に云いけらく、主の
二一　御言我に下れり、曰く、二一イスラエルの家に告げよ、主なる天主かく云う、見よ、我汝等の国土の誇、汝等の眼に好ましきものにして、汝等の霊の畏るる所なる、わが聖所を汚さん、12)汝等の遺
二二　したる子女等は剣に殪るべし。二二その時には汝等もまたわがな

10) エゼキエルの妻をかく言う。一八節参照。
11) 足に沓をはかず、口を蔽い、弔い客の持参した食物を食べるなどは、服喪の時に習慣として行われた儀礼。バビロニア人は恐ろしいから、ユデア人はイエルサレム陷落を嘆いてはならない、少なくとも表てに嘆きをあらわしてはならない（二一節）、ということを示すために、エゼキエルはそういう儀礼をやめねばならぬ。
12) 敵の手にわたす。

したる如くなして、口を衣もて蔽わず、弔い客の食物を食せず、
二三 汝等の頭に冠物を戴き、足に沓をはき、嘆かず、泣かず、ただ己
が不義の裡に衰え弱りて、おのおのその兄弟と共に呻き合わん。13)
二四 かくの如くエゼキエルは汝等のために前表となるべし、この事至
らん時、汝等も凡て彼のなしたる如くになさん。かくて汝等我が主
二五 にして天主なることを知るべし。二五 さて、汝、人の子よ、見よ、我
が彼等の力14)や彼等の尊貴の喜悦、その眼に好ましきもの、その霊
二六 の安んずる拠り所、15) その子女等を彼等より取り去らん日、二六 汝
二七 に告げ知らせんとて汝の許に人の脱れ来らんその日、二七 その日には
我云う、汝その脱れ来れる者を相手に口を開きて語り、最早黙する
ことあらじ、16) 汝かく彼等の為に証とならん、しかして汝等我が主
なることを知るに至るべし。

13) ただひそかにしか嘆いてはならぬ。
14) ユデア人は、聖殿があるからイエルサレムは滅びを免かれるだろうと思い、それを力と頼んでいた
15) イエルサレム。
16) 「脱れ来れる者」とは、住民のうち死を免かれてバビロンに捕らわれ来たり、エゼキエルの予言通りになったことを確認する人々。後彼らはそのことを御民全体に想起させるはず

第二十五章

アンモン人、モアブ人、イドウメア人、フィリスト人等が受くべき天罰の預言

一 主の御言また我に下れり、曰く、
二 人の子よ、汝の面をアンモンの子等
に向けて、之に預言すべし、
三 即ち汝アンモンの子等に云うべし、汝等主
の御言を聴け、主なる天主かく云い給う、汝、わが聖所に就きてはその穢
されたるに由り、イスラエルの地に就きてはその荒らされたるに由り、ユ
ダの家に就きてはその引かれ囚れたるに由り、善哉、善哉、[1] と云いたれば、
四 この故に我汝を東の子等[2]に渡してその嗣産となさん、彼等はその羊の
檻を汝の中に設け、その天幕を汝の中に張り、汝の作物を食し、汝の乳を
飲むべし。
五 我またラッバト[3]を駱駝の住処となし、アンモンの子等を家
畜の臥処となさん、かくて汝等我が主なることを知るべし。
六 それ、主なる
天主かく云い給う、汝手を拍ちはやし、足踏みならし、イスラエルの地に
対して心の底より喜びたれば、
七 この故に、見よ、我汝の上にわが手を伸

第二十五章

1) 小気味よがる言葉。詩三四・二一参照。

2) アラビアの住民および エウフラト河附近の住民。

3) アンモン人の首都。本二一・二五参照。

べ、汝を諸国の民の掠奪に委ね、汝を民等の中より絶やし、国々より滅ぼして、蹂躙らん、その時汝我が主なることを知るべし。八主なる天主かく云い給う、モアブとセイルとは、見よ、ユダの家は万の国人と異ならず、と云いたれば、九この故に、見よ、我モアブの肩を諸市より開かん、4）我云う、即ちその諸市より、その境より、その地の栄あるベトイエシモト、5）ベールメオン、6）及びカリアタイム7）を、開きて、一〇アンモンの子等諸共之を東方の子等に付し、彼等に与えてその嗣産となさん、是諸国の民の間にアンモンの子等の記憶最早存せずならん為なり。一一かく我モアブに審判を行わん、より彼等我が主なることを知るに至るべし。一二主なる天主かく云い給う、イドウメアはユダの子等に怨恨を晴らさんとて復讐をなし、非を行いて罪を犯し、彼等に報復を図りたれば、8）一三この故に主なる天主か

4）敵はまず山地から侵入して左の町々を相次いで取るだろう。―5）ベトイエシモトは、イエリコと相対してヨルダン河畔にある。―6）ベールメオン即ちバール・メオンはヘセボンの少し南方にある

7）カリアタイムはメデバから西へ十ローマ里離れた所にあり、曾てはルベン族の所領であった。

8）セイル山（八節）のある地にいたイドウメア人は、エサウ（創三六・八以下参照）の子孫でイスラエルと血のつながりがあるにもかかわらず、カ

く云い給う、我イドウメアの上にわが手を伸べ、人や畜を之より除き去り、南方より之を荒地となさん、
一四 またデダンにある人々9)は剣に殪るべし。一四我かくわが民イスラエルの手によりてイドウメアにわが復讐を遂げん、彼等エドム10)においてわが忿怒わが憤激のままに振舞うべし、よりて彼等わが復讐を知るに至らん、主なる天主爾云う。一五主なる天主かく云い給う、フィリスト人は復讐をなして一心に思いを
一五 一六 遂げ、11)滅ぼして旧き怨恨を晴らしたれば、12)一六この故に主なる天主かく云う、見よ、我フィリスト人の上にわが手を伸べ、殺人者等を殺し、海辺に残れる者を亡ぼさん。13)一七かく我猛りて彼等を責め、彼等に大なる復讐をなさん、14)わが彼等に報復を遂げ
一七

ルデア人と結んでユダに敵対していた。すでにダヴィド（母下八・一四）、後にはアマシア（代下二五・一一）に敗れたことがあり、そのため折さえあればユデアに敵意を示して来た。

9) デダン人はエドム人の南方に住む一民族。―10) イドウメアと同じ。―11) マカベオ時代の勝利（喀前五・六五。喀後一〇・一六）もこの復讐の一部。

12) イエルサレム陥落後、少数の市民はフィリスト人の地に逃げ、その手で殺されたらしい。―13) ヘブレオ語本「クレト人」即ちクレタ人。これはフィリスト人をさすのらしい。彼らは一般の推定によればクレオ島からパレスチナへ来たとされているから。―14) この天罰がフィリスト人に下つたのは、ナブコドノソルがチロから彼らの地を通つ

ん暁には、彼等我が主なることを知るべし。

てエジプト遠征に行つた時。

第二十六章

チロ市滅亡の預言

一 十一年[1]の月の朔日のことなりき、主の御言我に下れり、曰く、

二 人の子よ、チロはイエルサレムに就きて、「善哉、かの民の門破れて、人我に向かいたり。我は満足れる者とならん、彼は荒れ果てたり」と云いたれば、[2]三この故に主なる天主かく云う、見よ、チロ、我汝に臨み、多くの国民の汝に攻め上ること、恰も海の波浪の起る如くならしめん。四彼等すなわちチロの石垣を崩し、その塔を毀すべし、我その中よりその塵を掃き去りて、之をいと滑かなる岩となさん。[3]五そは海の中にて網を干す処となるべし、我爾云いたればなり、と主なる天主云い給う。且、そは国々の民の掠奪にあわん。六野におるその娘等[4]もまた剣もて殺さるべし、

第二十六章 1)エゼキエルはヨアキン王が囚われた年（西紀前五九八年）から起算している。本二四・一とその註参照。—2)チロ市はイエルサレムの陥落後その盛んな貿易が自分の所に移るだろうと期待していた。—3)チロ市は陸地から遠くない二つの島の上にあつた。4)フェニキア地方の町々。

七　かくて彼等我が主なることを知るに至らん。
　それ、主なる天主かく云い給う、見よ、我諸王の王なるバビロン王ナブコドノソルをして、馬、車、
八　騎兵、群衆、及び数多の民を従え、北よりチロに来り寇せしめん。八彼野
　における汝の娘等を剣もて殺し、汝に足場を繞らし、周囲に塁を築き、汝に
九　向かいて楯をあげ、九汝の石垣に対して遮蔽蓋[5]及び破城槌を備え、汝
一〇　の塔をその武器もて毀つべし。一〇その馬溢れて、之が砂塵汝を覆わん、
　彼等やぶれたる邑に入る如く、汝の門より入らん時、汝の石垣は騎兵や車
一一　輪や戦車の轟音に動揺ぐべし。二彼その馬の蹄にかけて汝の街衢を悉く蹂
　躙り、剣もて汝の民を殺さん、汝の世に聞えたる諸像[6]は地に倒るべし。
一二　彼等は汝の財宝を掠め、汝の商品を奪い、汝の石垣を毀し、汝の壮麗な
一三　る邸宅を取潰し、汝の石、汝の木、汝の土を水の中に投入れん。一三かく
　て我汝の歌声の多くを黙さしめん、汝の小琴の音最早聞えざるべし。[7]
一四　我汝をいと滑かなる岩となさん、汝は網を干す処となりて、復建たざる

5) 兵士らが矢玉を防ぐため楯のように使つた屋根形の戦争道具。
6) その島にはバールの社があつて、その像をのせた金と緑玉とで輝く立派な二本の柱があつた
7) 耶七・三四。

一五　べし、8）我爾云いたればなり、と主なる天主云い給う。一五主なる天主チロにかく云い給う、汝の倒るる音と、汝の殺さるる者が汝の中にて屠られん時の呻吟とには、島々9）も震動かざらんや。

一六　一六海の諸侯10）挙りてその座より下り、その服を脱ぎ、その五色の衣を棄て、恐怖に包まれ、地に坐して汝の俄の没落を驚き異しむべし。一七彼等乃ち汝を悼む歌を唱えて汝に云わん、汝海に住む者、音に聞えたる邑、世の怖れし汝の住民と共に海に勢力ありし処、汝如何にして滅びたるぞ。一八今汝の震慄く日に方りて、船舶11）は驚き恐れ、海の島々は汝の許より出で来る者一人だになきに由りて怖じ惑うべし。一九それ、主なる天主かく云い給う、我が汝を人住まぬ諸市の如く、寂れたる邑となし、汝の上に溟海12）を来らしめ、その大水をして汝を覆わしめ、二〇穴13）に下る者と共に汝を恒久に民の許に下し、往昔の荒野の如き14）地の底に汝を置きて、

8）この言葉はまずアレクサンデル大王によつて余す所なく成就された。即ち彼は復興したチロ市を荒らさせたのである。―9）チロの植民地か、チロと貿易していた地中海沿岸の国々。―10）島々や地中海沿岸の地を治めていた人々。―11）船乗りたち。12）言葉通り大海の津波か、もしくは敵兵の大軍を怒濤にたとえたのか。―13）墓穴。―14）大昔から人が住んだことのない。

穴に下されたる者と共ならしめ、かくて汝に住む者なからしめん時、
しかして我が生ける者の地15)に光栄を与えん時、二我汝を無に帰せ
しめん、汝はあらずなりて、たとい探ぬる者ありとも、恒久に復見
当らざるべし。主なる天主爾云う。

第二十七章

チロの栄華と富とその亡びてまた興らざること

一主の御言また我に下れり、曰く、二されば汝
人の子よ、チロを悼む歌を唱い出で、1)三海の入
口に住みて、2)多くの島々に民の商なう処なる
チロに云え、主なる天主かく云い給う、チロよ、
汝は云えり、我は美の極致にして、四海の中に
あり、3)と。汝を建てし汝の隣人等、汝の美を
完成したるなり。4)五彼等はサニル5)の樅材もて

15) ユデア、殊にイエルサレムのこと。それは霊的生活および救霊の発祥地であるから。

第二十七章　1) エゼキエルはこれからチロ市に哀悼の歌を歌う、それほど同市の滅亡は確実。—2) 船がどこの海へ乗り出すにもチロの港を起点としたから。—3) 島の上、即ち海のなかにある。—4) チロの大工左官などは、ダヴィドの建築工事に招かれ（母下五・一一）、またサロモン王時代の聖殿建築の折、同王の懇望で仕事をした（王上五・一八）ほど、有名であつた。—5) リバ

六　汝とその海のすべての板張[6]とを設え、汝の為に檣を作らんとてリバノンより杉材を取り、

七　バサン[7]の樫を削りて汝の櫂となし、また汝の為にインドの象牙もて腰掛を、イタリアの島々の材もて船室を作れり。

八　エジプト産の色とりどりなる細き亜麻糸を織りて汝の檣に張るべき帆となし、エリサ[8]の島々より出る空色と紫色との布を汝の天蓋となせり。

九　シドン及びアラド[9]の住民は汝の漕手にして、チロよ、汝の智者、汝の舵取となりたり。

一〇　ゲバル[10]の長老等とその賢者等とは汝の種々の具を扱う水夫等を抱え、海の諸々の船とその水夫等とは汝の商売なす民の属なりき。

一一　ペルシャ人、リヂア人、及びリビア人は汝の軍に入りて汝の戦士となり、汝の中に楯と冑とをかけて汝の装飾となせり。

一二　ニアラドの子等は汝の軍に与して周囲にある汝の石垣の上にあり、ピグム人[11]もまた汝の塔の中にありて、その箙を汝の石垣にかけめぐらし、汝の美[12]を完成せり。

一三　汝と取引する

ノン山脈の一部、特にヘルモン山。

6) 船のこと。―

7) パレスチナの東北にある「海の」という語なし。―

8) ペロポネス。

9) トリポリスの北方、大陸から四キロほどの距離にある島。―

10) トリポリスとベイルートとの間のある丘の上にある町。

11) 七十人訳「戦士」。―

12) 武器を装飾物と見なして。

一三　カルタゴ人等は、あらゆる財の多きが故に、銀、鉄、錫、及び鉛もて汝の市場を賑わせり。一三ギリシャ、トウバル、及びモソク、13)是等は汝の

一四　商人にして、奴隷や青銅の器を汝の民の許に齎せり。一四トゴルマ14)の家

一五　よりは、馬や騎手や騾馬を汝の市場に連れ来り、一五デダン15)の子等は汝

一六　と取引し、多くの島々との取引も汝の手にあり、彼等は象牙や黒檀を汝の品物と交易せり。一六シリア人も汝が製作物の多きに由りて汝と取引し、

一七　宝石、紫の天鵞絨、刺繍、細織の亜麻布、絹、及び碧玉を汝の市場に出せり。一七ユダ及びイスラエルの地、是等は最上の穀物を汝に商い、香膏、

一八　蜜、油、及び樹脂を汝の市場に出せり。一八ダマスコの人々は汝が製作物の多きに由り、種々の品物に富むに由り、豊醇なる葡萄酒もて、此上な

一九　く色よき毛もて、汝と取引せり。一九ダンとギリシャとモセル16)とは、

二〇　練鉄を汝の市場に出せり、没薬と茎17)とも汝の取引するものなり。二〇デ

二一　ダンは座に敷く毛氈を汝に商えり。二一アラビア及びケダル18)の諸侯、是

13) 北方に住んでいた民族。
14) 馬が沢山いたアルメニアのこと。
15) 本二五―一三参照。
16) アラビアの北の地方。
17) 香膏の製造及び香に用いたかんばしい菖蒲のような水草。
18) 沙漠をさまよい歩く遊牧の一民族。詩一一九・五。雅二一・一七など参照。

二二　等は取引先として汝の手にあり、小羊や牡羊や牡山羊を携えて汝の許に来り、汝と取引せり。二三サバ[19]及びレーマ[20]の商人等、是等は汝と取引するに、最上の香料一切と、宝石と、黄金とを以てし、汝の市場に之を出せり。二四ハラン[21]とケネ[22]とエデン[23]とも、汝と取引し、サバ、アッスル、及びケルマド[24]、汝に物を売れり。二五是等はさまざまの物を、即ち空色の袍や、刺繍や、貴き宝の荷の、包み且紐にて結びたる物を、汝と取引す。杉材もまたその汝と交易するものなりき。二六海上の船舶は汝の貿易に重要なるものなり、汝之によりて富み、海の中にありて甚だ栄えたり。二七汝の漕手、水多き処に汝を至らしめたるに、南風[25]海の只中にて汝を難破せしめたり。二七汝の富、汝の宝、汝の種々の器具、汝の船員や舵手にして、汝の商品を預り、汝の民の上に立てる者、また汝の中におりし汝の軍人等も、汝の中におる群衆一同と共に、汝の難破の日には海の最中

19) アラビアの南部にある。―20) ペルシヤ灣のほとりにある。21) メソポタミアの西北部にある。創一一・三一参照。―22) 即ちチグリス河の東岸にあるクテシフオンにあるクテシフオン創一〇・一〇参照。23) エウフラト河畔にある。―24) 本節のサバは前節のそれとは異なり、アッスルやケルマドと共にアッシリアにあつたのであろう。―25) この暴風はカルデア人。

二八 二九 に陷るべし。二八船隊も汝の舵手等の叫ぶ声に怖じ惑わん。二九櫂を操る者皆その
三〇 の船より降り、船員等も海の舵手一同も陸に下り立ち、26)三〇汝の為に声高く
三一 泣き、いたく叫び、その頭に塵を被り、灰を振りかけ、27)三一汝の為に髪を剃
りて禿となり、毛衣を纏い、心を痛めて汝のことを悲しみ、いたく嘆くべし。
三二 三三 彼等は汝の為に哀歌を唱い出でて、汝を悼まん、何ものか、海の只中にて
黙すに至れるチロの如くなる、と。三三汝は海路により汝より出しその商品も
て多くの民を飽かせ、汝の財宝と汝の民との夥しきによりて、地上の王等を
三四 富ませたれど、三四今や汝海によりて打砕かれ、汝の財も、汝の央にありしす
三五 べての衆も、水の底に陥れり。三五島々の住民皆汝に愕き、その王等悉く
三六 暴風に打たれて顔色を変えたり。三六諸々の民の商人等は汝を嘲れり。汝は無
に帰したり、いつまでも無きままなるべし。

第二十八章

チロの王天主の如くならんと志したるによりてルチフェルと同様

26) 大陸に逃れた。
27) 書七・六。母上六・一二。母下一三・一九など参照。

の宣告を受けて仆るべしーシドンの天罰ーイスラエルの復興

一　主の御言また我に下れり、曰く、二　人の子よ、チロの君に云え、主なる
天主かく云い給う、汝の心傲り、汝人にして天主ならざるに、「我は天主
なり、海の只中にありて天主の座に坐す」と云い、汝の心を天主の心の如
くしたれば[1]、三　見よ、汝はダニエル[2]よりも賢く、いかなる秘密も汝には
隠れなし。四　汝はその智慧と聡明とによりて、勢力を得、金銀を贏けて汝
の宝庫に納れ、五　汝の智慧の溢るるにより、また汝の取引により、己が勢
力を増し、その強大なるに心傲れり。六　この故に主なる天主かく云う、汝
の心高ぶりて天主の心の如くなりたれば、七　この故に見よ、我国々の民の
中にて最も強き外国人を汝に向かい来らしめん、彼等その剣を抜きて汝の
智慧の麗しきを襲い、汝の美を汚し、八　汝を殺し、汝を仆すべし、汝は海
の只中にて殺さるる者の死様にて死せん。九　汝は人にして天主にあらず、
汝を殺す者の手中にあるに、その汝を殺す者の前にてもなお、我は天主な

第二十八章
1) バビロンやチロ滅亡の理由は、王侯たる人々が自分を天主として崇めさせたから。―2) ダニエルは当時既にバビロンの宮廷で大なる尊敬を受けていた。本一四・一四参照。

一〇 り、と云わんとするか。一〇汝は外国人の手により、割礼なき者の死状3)にて死すべし、それ、我然云いたるぞ、と主なる天主
一一 云い給う。二主の御言また我に下れり、曰く、人の子よ、チロ
一二 の王の為に哀歌を唱い出よ。二しかして彼に云え、主なる天主
一三 かく云い給う、汝は似たる者の印章4)にして、智慧に満ち、美の極致なり。一三汝は天主の楽園の快楽を味わい、5)あらゆる宝石汝を覆いたりき、紅縞瑪瑙、黄玉、碧玉、貴橄欖石、縞瑪瑙、
一四 緑柱石、青玉、紅玉、緑玉、6)即ち是にして、黄金も汝を飾る細工品たり、汝が創造られし日7)に、笛、8)汝に備われり。
一四 汝は翼を伸べて庇護る智天使なり、9)我汝を天主の聖なる
一五 山10)に置きしに、汝、火の如く輝く石のなかを歩めり。一五汝は
その創造られし日より、汝の衷に不義の見出さるるまでは、そ
一六 の行状全かりき。一六汝の取引の多きに由りて、汝の内部には不

3) 即ち甚だ不名誉な死に方。ユデア人にとつて割礼なき人は賤しい汚らわしい者であつたから。
4) ヴルガタによれば、王の理想にそのままの立派な人をいう。―5) 楽園にいた人祖のように愉快で幸福。―6) 大司祭着用の胸牌の飾りである十二の宝石中の九つ。―7) 汝が王になつた日。―8) ヴルガタ原語 foramen 有孔楽器。―9) 天主は彼を契約の櫃を覆う麗しい智天使にたとえ給う。―10) もと神々鎮座の場所であつたチロ市のあつた山。

義満ちわたり、汝罪を犯せり。されば庇護る智天使よ、我天主の山より汝を逐い出し、火の如く輝く石のなかより汝を亡ぼし去れり。一七 汝その美麗に由りて心傲り、その美麗に由りて汝の智慧を失えり。我汝を地に投げ倒し、汝を王等の面前に据えて、その観物となさんとせり。一八 汝はその不義の多きに由り、またその取引の不義により、汝の聖所11)を涜したり。されば我汝の央より、汝を焼き尽すべき火を引き出さん。かくて我すべて汝を見る者の眼前に、汝を灰として地に委ね

一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三

ん。一九 国々の民の中にて汝を見ん程の者は皆汝に驚くべし。汝は無に帰したり、いつまでもなき侭ならん。二〇 主の御言また我に下れり、曰く、二一 人の子よ、汝の面をシドンに向け、之に就き預言して、二二 云うべし、主なる天主かく云い給う、シドンよ、12) 見よ、我汝に至る、我汝の央にてわが栄光を顕さん。即ち我が之に対して審判を行い、之にわが聖なることを顕さん時、彼等我が主なることを知るべし。二三 我

11) 神々が鎮座していたチロ。12) もとはフェニキアの最も防備堅固な町で、附近にあるチロの隆盛によつて価値を失つたが、それでもまだ重要な商業都市とされいた。13) 天主が悪を罰し給うことの如何によつて、主の聖にましますこと、及びその聖の偉大さが悟られる。

二四 また之に疫病を、その街衢に血を、遣らん。人々至る所にて剣に殺され、その央に仆るべし。かくて彼等我が主なることを知るに至らん。二四 さればイスラエルの家には最早、苦き蹉跌の因も、彼等に敵い来る者の、周囲到る所より苦痛をもたらす茨も、あらざるべし。二五 かくて彼等我が主なることを知らん。二五 主なる天主かく云う、我イスラエルの家をその散り行きたる諸民の中より集めたらん暁には、彼等によりて異邦人等の前にわが聖なることを顕さん。彼等はわが下僕ヤコブに我の与えたるその地に住むべし。二六 即ち彼等安んじてそこに住み、家を建て、葡萄畑を作らん。周囲より彼等に敵い来るすべての者に対して、わが審判を行いたらん暁には、彼等かく、安穏に住みなして、我が主彼等の天主なることを知るべし。

第二十九章

エジプトに対する天罰の予言

一 一十年1)第十月に至り、その月の十一日に、主の御言我に下れ
二 り、曰く、二 人の子よ、汝の面をエジプト王ファラオ2)に向け、

第二十九章 1)本二六章の註一参照。—2)当時治

三　彼とエジプト3)全土とに就きて預言し、告げて云
え、主なる天主かく云い給う、エジプト王ファラオ
よ、見よ、我汝に至る、汝その河の央に臥し、この
河はわが有なり、我は自ら造れり、と云う巨大なる
四　龍よ。4)四我汝の顎に轡5)をかけ、汝の河の魚を汝の
鱗6)に附け、汝をその河の中より引き出さん、汝の
五　魚また悉く汝の鱗に附き来るべし。五しかして我、
汝と汝の河のすべての魚とを、荒野に投げ棄てん。
汝は地の面に落ちて、拾い上げらるることなく、斂
六　め葬らるることなかるべし。7)我汝を地の獣と空の
鳥との餌食として与えたり。六ここにおいてエジプ
トに住む者我が主なることを知らん、汝はイスラエ
七　ルの家にとりて、葦の杖8)たりしが故なり。9)七彼等

めていたファラオはウハブラー（ヴルガタのエフレー）であつた。耶四四・三〇参照。―3)当時バビロン以外ではエジプトが唯一の強大国であつた。それでユダをも含む弱小国民はエジプトの援助を仰いでナブコドノソルに抵ろうと思つた。バビロンにいた流寓の人々はエジプトによつて捕囚から救われることを期待していた。―4)エジプトがみのり豊かなのは、その地がナイル河の水に灌漑されるからである。王たちは運河を作つて一層灌漑に便した。―5)ヘブレオ語本「鉤」。即ち銛。それでわにを捕獲する。―6)国民をも王と共に滅ぼそう。―7)恥ずかしい死にざまで、恭々しく葬られることがない。―8)汝が約束したような助けには一向ならなかつた。―9)箴三六・六。

が汝を手に取りしに、汝折れて彼等の肩を遍く裂き、彼等汝に凭りかかりしに、汝砕けて彼等の腰を悉く挫きたり。八この故に主なる天主かく云う、見よ、我、汝の上に剣を来らしめ、汝の中より人と畜とを亡ぼし去らん。九エジプトの地は荒野となり、寂びれたる処となるべし。かくて人々、我が主なることを知るに至らん。汝、河はわが有なり、我之を造れり、と云いたればなり。一〇されば見よ、我、汝と汝の河とを攻め、エジプトの地を人住まぬ処となし、シエネ[10]の塔よりエチオピアの境に至るまでを剣もて荒らさん。一一人の足ここを通らず、獣の足ここに踏み入らず、四十年の間ここに住む者なかるべし。[11] 一二かく我、エジプトの地を荒れたる処となして、荒れたる国々の中に加えん、その諸市は滅びたる諸邑の中にありて、四十年の間荒れしままならん。我エジプト人を諸国の民の中に散らし、風のままに之を諸国に飾い遣るべし。一三それ、主なる天主かく云う、四十年果てたる後、我エジプト人を、その散りて在りし諸々の民の中より集め

10) シエネはテベスの南、ナイル河畔に建てられた町。ナブコドノソルがシエネまで押し寄せて来たことは歴史的事実。

11) ある解釈者達の説では、この四十年が過ぎるのと、ユデア人の捕囚の終わるのとがちようど一致すると。

一四　一四エジプトの捕虜等を引き帰りて、その生れし故国、フアトウレスの地[12]に置かん。彼等は其処にて小さき国[13]を成すべし。一五そは他の国々の中にて最も小さく、最早諸国の民の上に抜んずることあらじ。我彼等を小ならしめて、その再び諸国の民を治むることなからしめん。一六また最早彼等がイスラエルの家の恃みとなりて、之に不義を教え、我を棄てさせ、彼等に付かしむるが如きこともあらざるべし。かくて彼等我が主なる天主なることを知るに至らん。一七さて二十七年[14]の第一月、その月の一日のことなりき、主の御言我に下れり、曰く、一八人の子よ、バビロンの王ナブコドノソルはその軍勢をして、チロを討つに多大の辛苦を嘗めしめたり。いずれの頭も禿げざるなく、いずれの頸も毛失せざるなし。さりながらチロよりは、彼もその軍勢も、わが為に之を討つとて嘗めたる辛苦の報を得ることなかりき。一九この故に主なる天主かく云う、見よ、我エジプトの地にバビロンの王ナブコドノソルを立てん。彼その民草を手に納めその掠めし物を掠め、その奪いし物を奪うべし。そは彼の軍勢の報となるべき

12) テベスを首都とする上エジプト
13) もはや以前のような世界的な強大国でなくなる。
14) 本章一節参照。

二〇　なり。15）二〇彼がそを16）討つとて嘗めたる労苦に対して、我エジプトの
地を彼に与えたり、そは彼わが為に労苦したればなり、主なる天主然
二一　云う。三その日イスラエルの家に一つの角17）生え出でん。我、汝をし
て彼等の中に口を開かしむべし。かくて彼等我が主なることを知るに
至らん。

15）耶四六・二。
16）チロを。—17）強力な支柱。ダニエルの出世かヨアキン王の釈放をさすのであろう。

第三十章

エジプト及び之を助くる者の荒廃

一　主の御言また我に下れり、曰く、二人の子よ、預言して云え、主な
る天主かく云い給う、汝等泣き叫べ、禍なるかな、その日1）は禍なる
かな。三実にその日は近きにあり、主の日近づけり。そは雲の日、2）
異邦人等の時3）なるべし。四剣エジプトに来らん、かくてその多くの
者が傷つけられて、エジプトに仆れ、奪い去られ、その基の毀たれん
時、エチオピアに恐怖あるべし。五エチオピア、リビア、リヂア、そ

第三十章　1）主の日、即ち天主が御栄を顯わし給う日　2）即ちひどい患難の日。—3）諸国民に対する審判の行われる時。

六　の他諸々の民、クブ、4）及び同盟国の子等、彼等諸共剣に仆れん。六主
なる天主かく云う、エジプトを支うる者5）もまた潰え、その権勢の誇挫
けん。彼等シエネ6）の塔よりしてその中に、剣にかかりて仆るべし、主
七　万軍の天主然云う。七これらは荒れて、寂びれ果てたる国々の中に加わ
八　らん、その諸邑は荒れたる諸市の中に入るべし。八我がエジプトに火7）
を放ち、またそを助くる者の悉く滅びたらん時、彼等我が主なることを
九　知るに至らん。九その日には使等軍舟にてわが面前より、エチオピアの
侍みを打砕かん為に出でゆくべし。かくてエジプトの日8）には、彼等の
一〇　中に恐怖あらん、そは疑いなく来るべければなり。一〇主なる天主かく云
う、我、バビロンの王ナブコドノソルの手をかりて、エジプトの蒼生を
一一　絶やさん。一一彼及び彼に率らるる民、即ち国々の民の中にて最も猛き者、
一二　召されてその国を滅ぼしに来り、エジプトに向かいてその剣を抜き、人
を殺してその国を埋むべし。一二我その河床を涸らし、9）国を兇悪なる者

4）耶四六・九。二五・二〇参照。クブ国のあつた所は不明。
5）軍勢。―6）本二九・一〇参照。
7）戦争及びそれに伴なう諸々の患難。本一五・五。二〇・四七など参照。
8）エジプトに天罰が下る日。
9）その地を肥沃豊穣ならしめるナイル河の氾濫がやむ。

一三　の手に付し、国とすべてその中にある物とを、外国人の手をかりて荒らさん。主たる我、しか云いたるぞ。一三主なる天主かく云う、我また神々の像を毀ち、メンフィス10)の偶像を絶やさん。エジプトの国より出る君は、この後最早あらざるべし。我

一四　エジプトの国に恐怖を生ぜしめん。11)一四我なおファトウレス12)の地を滅ぼし、タフニス13)に火を下し、アレクサンドリア14)に

一五　審判を行い、一五エジプトの要害ペルーシウム15)にわが憤りを洩らし、アレクサンドリアの衆を鏖殺にすべし。一六我エジプトに

一六　火を下さん、ペルーシウムは陣痛に逢える女の如く苦しみ、アレクサンドリアは荒らされ、メンフィスは日に日に窮迫すべし。一七ヘリオポリス16)とブバスト17)との若人等は剣に仆れ、また自ら捕虜となりて引き行かれん。一八タフニスにおいては、我

一七

一八　がエジプトの王笏を折り砕き、その力の誇りその中に絶えん時、

10)下エジプトの首都。プターの神殿があるので有名であつた。―11)亜一三・二。―12)上エジプト、テバイス。―13)ナイル河口の三角洲にあつたファラオの都。―14)ヘブレオ語本では、後に至つて有名になつた「アレクサンドリア」の代りに「ノー」とある。これはテーベのこと。―15)ヘブレオ語本「シン」。エジプト北境の要塞。―16)下エジプトの首都。最古の都市の一つ。日の神の宮があつたので有名。―17)エジプト語ではピバスト恋愛の女神バ

一九　其処にて日冥むべし。雲18)之を蔽い、その娘等19)は捕虜にせられて引かるべし。一九かく我エジプトに審判を行わん、よりて彼等我が主なることを知るべし。二〇また十一年第一月に至り、その月20)の七日のことなりき、主の御言我に下れり、二一曰く、三人の子よ、我、エジプトの王ファラオの腕を折りたり、されば見よ、そは包みて之を痊し、布片もて結え、亜麻布の繃帯を巻きて力を回復させ、剣を執らしむること能わざるなり。二二この故に主なる天主かく云う、見よ、我、エジプトの王ファラオに至り、その強き腕の既に折れたるを、更に砕き、その手より剣を打ち落さん。二三我エジプト人を諸国の民の中に散らし、風のまにまに之を諸国に篩いやるべし。二四我バビロン王の腕を強くし、その手にわが剣を与えん。されどファラオの腕は我之を折らん。その面前にて殺さるる者、呻きに呻くべし。二五実に我バビロン王の腕を強くせん、さればファラオの腕は落ちん。かく我がバビロン王の手にわが剣を与え、彼が之をエジプトの国に向かいて伸べたらん時

ストが祀られていた町。

18) 本章三節参照。―19) タフニスから分れた諸都市。

20) 故に本二九・一の予言のお告げがあつてから三カ月ほど後。

二六 は、人々我が主なることを知るに至るべし。二六我エジプト人を諸国の民の中に散らし、風のまにまに之を諸国に篩いやらん。かくて彼等我が主なることを知るに至るべし。

第三十一章

エジプトの滅亡をアッシリアのそれに比ぶ

一 一十一年1)第三月、その月の一日のことなりき、主の御言我に下れり、
二 曰く、二人の子よ、エジプトの王ファラオとその民とに云え、汝はそ
三 の偉大なること、抑誰に似たるぞ。三見よ、アッスル2)はリバノンの
杉の如く、枝美しく葉生い茂り、丈高くしてその頂は繁れる小枝の中
四 に3)聳えたり。四水之を養い、淵4)之を高くし、その河川その根を繞
五 りて流れ、その小流を野のすべての樹木に遣れり。五この故にその丈
六 高くなりて、野のすべての樹木を凌ぎ、水の多きに由りてその枝茂り、
その梢高くなりたり。六その影を拡ぐるや、空の諸々の鳥その枝に巣
くい、森の諸々の獣その葉の下に仔を生み、多くの国民集いてその蔭

第三十一章　1)本三〇、二〇。二九・一など参照。
2)エゼキエルはエジプト人に警告のため、アッシリアの滅亡を指摘する
3)ヘブレオ語本、「雲のなかにまで」。—4)「大水」の詩的な同義語。

七　に住めり。七是はその大なるとその枝の拡がれるとによりて、いと美しかりき、
八　蓋はその根豊かなる水のほとりにありたればなり。八天主の楽園[5]の杉も之より高からず、樅もその高さには及ばず、篠懸もその繁茂には若かず、天主の楽
九　園の樹にしてその美しきことこれに匹儔うもの絶えてあらざりき。九そは我これを美しく造り、多くの枝葉を茂らせたればなり。天主の楽園にある歓楽の樹
一〇　木、悉く之を羨めり。一〇この故に主なる天主かく云う、そは丈高くなりてその
一一　梢を緑に繁らせ、その心己が高きに思い上りたるが故に、二我之を国々の民の
一二　中にて最も強き者の手に付せり。彼は之を思いのままに扱わん。我その悪しき
一三　に由りて之を投げ棄てたり。三外国人、国々の民の中最も酷き者、之を伐りて
一四　山々の上に投げ棄つべし。その小枝はすべての谷に落ち、その大枝は地のすべ
　　ての岩に砕けん。地の万民その蔭を去りてこれを見棄つべし。一三その切株の上
　　には空の諸々の鳥留まり、その枝の間には野の諸々の獣居りぬ。一四この故に水
　　のほとりの木々皆己が高きに思い上るべからず、その頂きを繁れる枝葉の間に

5) 即ちエデン本二八・一三など参照。

伸ばすべからず、また水に潤うもの皆己が高きを恃むべからず。蓋し是
等は悉く死に付されて地の底[6]に至り、人の子等の中に入り、穴に下る
者の許に加わりたればなり。[7]　一五主なる天主かく云う、彼が冥府に下り
し日には、我、喪を発し、之を淵に沈め、その河川を堰きとめ、大水を
止めたり。リバノン彼の為に悲しみ、野の樹木すべて戦きぬ。一六我、彼
を冥府に下して、穴に下る者と共にあらしめし時、その落つる音に国々
の民を顫えしめたり。時に地の底[8]において慰めを得たるは、あらゆる
歓楽の樹、リバノンにて選り抜きの美しきもの、すべて水に潤いしもの
なりき。一七蓋し彼等もまた彼と共に冥府に下りて、剣もて殺されたる者
の許に至らん。彼に腕を貸したる者いずれも皆彼の蔭に坐し、国々の民
の中にあるべし。一八歓楽[9]の樹木の中に名ありて丈高き者よ、汝誰に似
たるぞ。見よ、汝は歓楽の樹木と共に地の底に突落されたり。汝は割礼
を受けざる者[10]の中に眠り、剣に仆れたる者と共にあるべし。ファラオ

6) 死者の居る所
7) 勢力ある者も死ぬ時には普通の人と同じ。
8) ヴルガタの terra infima は一四節の terra ultima と同義。
9) エデン。
10) ユデア人には軽蔑されていたその意味からもエジプト人にこの語を適用できるのは、彼らが割礼を尊重していたから。

とその民草とはかくの如し、主なる天主しか云う。

第三十二章

エジプト王を悼む哀歌

一 一十二年1)第十二月、その月の一日のことなりき、主の御言我に下れり、
二 曰く、二人の子よ、エジプトの王ファラオの為に哀歌を唱い出でて彼
に云え、汝は国々の民の中の獅子、及び海中にある龍2)に似たり、汝の
河川の中にて角を振り、3)汝の足もて水を濁し、その流を踏みつけたり。
三 この故に主なる天主かく云う、我多くの民もて、汝にわが網を打ち被
四 せ、汝をわが網に入れて引きあげ、4)四汝を地上に投げ出し、汝を野の面
に棄て置き、空の諸々の鳥を汝の上に留まらしめ、全地の獣を汝に飽か
五 しめん。五我汝の肉を山の上に抛ち、汝の屍を汝の丘に満たし、
六 の臭き血5)を山一面の地に灌がん。谷も汝によりて埋めらるべし。
七 汝の絶さるべき時には、天空を覆いてその星を暗くし、雲もて日6)を隠

第三十二章
1)本書三一章の予言より一年後
2)本二九・三参照。—3)ヘブレオ語本「はね起き」。角は聖書によくある通り強さの象どり。
4)本二九・四以下参照。—5)出七・一七以下参照。—6)日の神

さん。月またその光を与えざるべし。八主なる天主云い給う、我天空のあらゆる光明を
して汝の為に哭かしめん、即ち汝の人々が傷つけられて国の最中に仆れん時、我汝の国
を遍く暗闇にせん、主なる天主然云う。九我汝の滅亡を諸々の国民、汝の知らざる国々に
伝えたらん時は、多くの民の心を戦かしめん。一〇我多くの民をして汝に驚かしめん。そ
の王等、わが剣のその面前にひらめき初むる時、汝のことを思いていたく怖じ畏れん。
汝の滅亡の日には、彼等いずれも己が生命を憂えて俄かに愕くべし。一一それ、主なる天
主かく云い給う、バビロン王の剣、汝に下らん。一二我汝の民草を勇士の剣に仆れしめ
ん。是等の国民は皆向かう所敵なし。彼等エジプトの驕慢を挫がん、その民草は滅ぼさ
るべし。一三我また豊かなる水の辺におるその家畜を悉く絶やさん。人の足最早これを
濁さず、畜の蹄またこれを汚さじ。一四然る後我彼等の水を澄ましめ、彼等の河川を油
の如く流れしめん、主なる天主しか云う、一五そは我がエジプトの地を荒らして、その
地その豊かさを失わん時、我がその住民を悉く打ちたらん時なり。かくて人々我が
主なることを知るべし。一六これ哀の歌なり、人々之を唱いて悲しまん、国々の民の娘

一七　等7)之を唱いて悲しまん、エジプトの為、その民草の為、彼等之を唱いて悲しまん、主なる天主しか云う。一七十二年の月の十五日8)のことなりき、主の御言また我に下れり、

一八　曰く、一八人の子よ、エジプトの民草の為に哀の歌を唱い、之を強き国民の娘等9)諸共地の底に投げ落して、穴10)に下る者の許に至らしめよ。一九汝美しさにおいて誰に優れるぞ。下り行きて割礼なき者11)と共に眠れ。二〇彼等は剣に殺されたる者の中に仆れん。剣は付されたり、人々これ12)とそのすべての民草とを引き下せり。二一勇士等の中にて最も猛き者、冥府の中より彼に語をかくべし、そは彼等その援助者と共に下り行き、剣に殺されし人々割礼なくして眠りたればなり。二二彼処にアッスルとそのすべての民草とあり、彼等の墓は彼の周囲にあり、彼等は皆殺されし者、剣

ラーの子という王の称号を暗にさしているらしい。しかし天がくらむのはまず第一に「天罰」を意味している。またとこでは出一〇・二一以下にある天のくらんだことをも暗示しているのであろう。―7)哀歌を歌うのはまず第一に女のする事。―8)何月か記してないが、前のお告げ（一節）と同じ月であることは確か。―9)エジプトの同盟国。10)墓穴。―11)信仰なき者。エジプトでも割礼は行われたが、それでイスラエル人の如く天主の選民の中に加えられるわけではなかった。―12)エジプト。

二三 に仆れし者なり。二三彼等の墓は穴の底に設けられたり。彼の民草は彼の墓の周囲に臥せり。彼等は皆殺されし者、剣に仆れし者にして、曾て生ける者の地に恐怖を起さしめたる者なり。二四彼処にエラム13)あり、その墓の周囲にそのすべての民草あり。彼等は皆殺されし者、剣に仆れし者にして、割礼なくして地の底に下り行きし者、生ける者の地に己に対する恐怖を起さしめたる者、穴に下る者と共に己が恥辱を担い行きたる者なり。二五人々は殺されし者の只中に彼の臥床を設け、そのすべての民の中に置きたり。彼等の墓は彼の周囲にあり。是等は皆割礼なくして剣に殺されし者なり。蓋し彼等は生ける者の地に己に対する恐怖を起さしめければ、穴に下る者と共に己が恥辱を担い行きたり。彼等は殺されし者の只中に置かれたり。二六彼処にモソクとトウバル14)及びそのすべての民草あり。彼等の墓は彼等の周囲にあり。彼等は皆割礼なくして殺され、剣に仆れたり、そは生ける者の地に己に対する恐怖を起こさしめたればなり。二七彼等は、割礼なくして仆れし勇士、即ち己が武器

二六 二七

13) チグリス河の東にある。耶四九・三四、三九参照。

14) モソクとトウバルは黒海の東南の岸にあつた。本二七・一三参照。

を携えて冥府に下り行き、その剣を枕とせし人々と共に眠らざるべし。彼等の不義はその骨にあり、そは生ける者の地において勇士の畏るる所となりたれば なり。二八 かく汝もまた割礼なき者の中にて砕かれ、剣に殺されし者と共に眠るべし。二九 彼処にイドウメア15）とその王等とそのすべての侯伯等とあり。彼等はその軍勢を率いて剣に殺さるる者の中に加わり、割礼なき者と、穴に下る者と共に眠れり。三〇 彼処に北16）のすべての侯等と、すべての狩人等17）とあり。彼等は殺されし者と共に下され、力をもちながら慄きて恥辱を得たり。彼等は割礼なくして、剣に殺されし者と共に眠り、穴に下る人々と共に恥辱を担えり。三一 ファラオは彼等を見、剣に殺されたるそのすべての民草に就きて慰藉を得たり。ファラオもその全軍も然り。主なる天主しか云う。三二 それ、我は生ける者の地に、我に対する畏怖を起さしめたり。彼は割礼なき者の只中に、剣に殺されし者と共に眠れり。ファラオもそのすべての民草も然り。主なる天主これを云う。

15）本二五・一二以下及び註参照。
16）他国に対して天主のご報復の道具となつたバビロン
17）ヘブレオ語本「シドン人」。

天主に立てられし警告者の任務―天主の道の正しきこと―その審判ユデア人に下る

第三十三章

一 主の御言また我に下れり、曰く、1) 二 人の子よ、汝の民の子等に告げて之に云え、一つの国あり、我が之に剣を下す時、その国の民、その最も賤しき者2)の中より一人を取り、己が為に之を立てて見張人となすに、三 この者国に剣の臨むを見て、喇叭を吹き鳴らしその民に告ぐることありとせよ、四 然るに誰にもあれ、その喇叭の音を聞きながらその身を護らず、為に剣来りて之を討ち取るに至らんか、その血はその人自身の頭に帰すべきなり。3) 五 彼は喇叭の音を聞きながらその身を護らざりしかば、その血は彼に帰すべし。然れども彼もし自ら戒心せば、己が命を全うせん。六 またもし見張人剣の来るを見ながら、喇叭を吹き鳴らさざるによりて、民その身を護らず、剣の来りて彼等の中の一人をだに討ち取るに至らんか、実にその人の除かれたるは、自ら

第三十三章 1) エゼキエルのイエルサレム潰滅の予言が成就した後に、今度は改心のすすめとイスラエル再興の予言。―2) ヘブレオ語本「彼らの国境より」。即ちその国人の中より、その仲間の中より。―3) 自分の死の責任を自分で負うべきである。

七　の過失に由るなれども、我その血を見張人の手に求めん。
八　我は汝を立てイスラエルの家の見張人となしたり。されば汝わが口より言を聞きて、我の代りに彼等に伝うべし。
八　我不敬なる者に向かいて、不敬なる者よ、汝正に死すべし、[4] という時、汝その不敬なる者が慎しみてその道を離るるように告げずんば、不敬なる者己が不義によりて死すべし。されど我その血を汝の手に求めん。
九　然りながら、汝不敬なる者に、彼がその道を離れて立帰るよう告げたるも、彼その道を離れて立帰らずば、彼は己が不義によりて死すべし。されど汝は己が魂を救いたり。[5]
一〇　一〇されば汝人の子よ、イスラエルの家に云え、汝等はかく語れり、曰く、我等の不義、我等の罪は、我等の上にあり、我等は是によりて衰え果つ。されば我等いかで生くることを得んや、と。
一一　二彼等に云え、主なる天主云い給う、我は活く、わが望むは、不敬なる者の死することにあらずして、不敬なる者のその道を離れて立ち帰り、以て生くることなり。汝等立ち帰れ、汝等のいと悪しき道を離れて立ち帰れ。イスラエルの

4) 即ち もし改 心せず ば。
5) 本三・一七―一九

一二 家よ、汝等何として死せんとするぞ。6) 一三 されば汝人の子よ、汝の民の子等に云え、義なる者、いつの日にもあれ、罪を犯さんか、その義彼を救わざるべく、不敬なる者、いつの日にもあれ、その不敬を離れて立ち帰らんか、その不敬彼を害わざるべし。義なる者、いつの日にもあれ、罪を犯さんか、その義によりて生くることを得ざるべし。一三 実に、我義人に向かいて、汝必ず生くべしと云うとも、彼その義を恃みて不義を行うならば、その義はすべて忘れられ、彼はその行いたる不義によりて死せん。一四 また我不敬なる者に向かいて、汝正に死すべしと云うとも、彼その罪を離れて悔悛め、道と義とを行い、一五 その不敬なりし者質物を返し、その奪いし物を戻し、生命の掟のまに歩み、いかなる不義をも行うことなくば、彼必ず生くべし、死することあらじ。7) 一六 その犯したる罪は悉く彼に帰せられざるべし。彼は道と義とを行いたれば、必ず生きん。一七 汝の民の子等はまた、己が道義しからざるに、主の道8) は公平ならず、と云えり。一八 実に義人も、その義を離れて不義を行

6) 本一八・二三。
7) 全国民及びその国に天罰の下る時天主は御摂理によって各個人のためにはからい給う。
8) 主がカルデア人に勝利を与え給うたこと。

一九 わんか、それによりて死すべし。一九また不敬なる者も、その不敬を
二〇 離れて道と義とを行わんか、それによりて生くべし。二〇しかも汝等
は云う、主の道は正しからず、と。イスラエルの家よ、我汝等を各
二一 人その行状に応じて裁かん。9) 二一さて我等が引き行かれてより十
二年目の第十月、10) その月の五日のことなりき、イエルサレムを脱
二二 れ出でし者わが許に来りて、町は荒らされたり、と云えり。二二然る
にその脱れ出でし者のわが許に来る前の晩、主の御手我に下りて、
彼が翌朝わが許に来るまでにわが口を開けり。かくわが口の開かれ
二三 たるによりて、我最早黙さざりき。11) 二三時に主の御言我に下れり、
二四 曰く、二四人の子よ、イスラエルの地のかの廃墟に住める者は語りて
云う、アブラハムは一人なりしに、この地を嗣ぎて領せり。されど
二五 我等は多し。故にこの地は我等にも所領として与えられたるなり、
と。12) 二五されば彼等に云え、主なる天主かく云い給う、汝等血塗れ

9) 本一八・二五。
10) イエルサレムが占領されてから約一年五カ月後。
11) エゼキエルの口の開かれるのは彼の豫言したことがすでに成就したこと及び成就しつつあることを指摘する時。（ヒエロニモ）
12) イエルサレム陥落後同地に残っていたユデア人達は、自分達はアブラハムの子孫だから約束の地を領する権利があると思っていた。

の物を食し、13)　己が穢らわしき物14)を仰ぎ見、且血を流す者よ、汝等のこの地
二六　を嗣ぎて領することあらんや。汝等は己が劍を恃みとし、厭うべき事を行い、
二七　各々その近き者の妻を汚せり。されば汝等のこの地を嗣ぎて領することあらん
や。二七　汝彼等にかく云え、主なる天主かく云い給う、我は活く、それ、かの廃
二八　墟に住める者は劍に仆るべし。野におる者は獣に餌食として与えられん。また
塞や洞穴におる者は疫病に死すべし。二八　我この国を寂びれしめて、荒野となさ
二九　ん。その誇りし力は失せ去るべし。イスラエルの山々は、之を通り過ぐる者な
三〇　きによりて荒れ果てん。二九　かく我が凡て彼等の行いたる厭うべき事の為に、そ
三一　の地を寂びれしめ、荒れ果てしめん時、彼等我が主なることを知るべし。三〇　汝
人の子よ、汝の民の子等は垣のほとり、家の門にて、汝のことを噂し、互に語
り合い、各人その近き者に云う、いざ、我等天主より出る言のいかなるものな
るかを聴かん、と。三一　かくて彼等民の集うが如く、汝の許に来り、わが民とし
て汝の前に坐し、汝の言を聴く。しかれども彼等これを行わず。そは彼等これ

13) 殺された獣の血を食することは律法で禁じられていた。創九・四　利三・一七。七・二六以下参照。
14) 偶像

三二 を己が口ずさむ歌となし、その心貪慾に従うが故なり。
三三 汝は彼等にとりて、甘く快き声もて唱わるる節面白き歌の如し。彼等汝の言を聴けども之を行わず。15) 三三 さりながら預言せられたることの至らん時（実に見よ、そは至る）、その時彼等その中に預言者ありしことを知るべし。

15) 彼らは将来の復興に関するエゼキエルの予言は喜んで聞くが自分達のなすべきことは御免こうむる。

第三十四章

悪しき牧者に対する譴責—真の牧者メシアのこと

一 主の御言また我に下れり、曰く、 二 人の子よ、イスラエルの牧者等1)に就きて預言せよ、預言して牧者等に云え、主なる天主かく云い給う、己が身を牧うイスラエルの牧者等は禍なるかな。群こそ牧者等に牧わるるものならずや、2) 三 汝等は乳を食し、羊毛を纏い、肥えたるものを屠りしかど、3) わが群を牧わざりき。 四 汝等は弱きも

第三十四章 1) 「牧者等」とはただ司祭たちばかりでなく、御民の長老や勢力家として、その地位の高さによりイスラエルの道徳振興に影響を及ぼし得るすべての人々 2) 耶二三・一。本一三・三。 3) 御民はひどい課税や裁判における不法などによつて懲らされた。

のを強くせず、病めるものを癒さず、傷つけるものに繃帯を施さず、放れたるものを連れ帰らず、失せたるものを探し索めず、却つて厳しく暴力もて彼等を治めたり。五わが羊は牧者なきによりて散りぢりになり、諸々の野獣の餌食となりて散り果てたり。六わが群は諸々の山、諸々の高き丘に迷い入り、全地の面に散りたれども、これを探し索むる者なかりき、我云う、これを探し索むる者なかりき。七この故に牧者等よ、汝等主の御言を聴け。八主なる天主云い給う、我は活く、牧者なきによりて、わが群奪われ、わが羊諸々の野獣の餌食となりたれば、またわが牧者等わが群を探し索めず、牧者等ただ己が身を牧いてわが群を牧わざりしかば、九この故に牧者等よ、汝等主の御言を聴け、一〇主なる天主かく云い給う、見よ、この我牧者等を懲らし、その手よりわが群を求め、彼等を廃して、最早その群を牧うことなからしめん。かくて牧者等復己が身を牧うことなかるべし。我わが群を彼等の口より救い取るべければ、そは最早彼等の食物とならじ。一二それ、主なる天主かく云い給う、見よ、我自らわが羊を探ねて之を見まわらん。一三牧者がその散りたる羊の中にあらん日にその群を見まわる如く、我もわが羊を見まわり、

一三 曇れる暗き日にその散りたるすべての処よりこれを救い取らん。4) 一三我
彼等を諸民の中より連れ出し、国々より集めて、その国に導き入れ、5)
イスラエルの山の上、河川のほとり、及び国のあらゆる住所においてこ
一四 れを牧わん。6) 一四我彼等を豊沃なる牧場において牧わん。彼等の牧場は
イスラエルの高き山々の上にあるべし。其処にありて彼等は緑草の上に
一五 憩い、イスラエルの山々の上にて肥えたる牧場の草を喰まん。一五我わが
一六 羊を牧い、彼等をして臥さしめん。と主なる天主云い給う。一六我は失せ
たるものを探し索め、放れたるものを連れ帰り、傷つけるものに繃帯を
施し、弱かりしものを強くし、肥えて強かりしものを護り、7) 彼等を分
一七 別もて牧わん。一七主なる天主かく云い給う、また汝等わが群よ、見よ、
我羊と羊との是非、及び牡羊と牡山羊8) との是非を裁かん。一八汝等には
一八 善き牧場の草喰むのみにて事足るにあらずや。しかるに汝等はその上牧
草の残りを己が足もて蹂躙り、澄める水を飲みてはその残りを己が足も

4) 最高牧者たる天主が、その代理者の怠っている所をおん自ら補い給う。本三〇・三、一八参照。―5) 天主が牧者として最初になし給うたのは、異郷に囚れていた人々を帰国させること。
6) 治めん。
7) 本章四節参照
8) 勢力ある人々

一九　て濁せり。9）一九わが羊等、汝等がその足もて蹂躙りたるもの、
二〇　そを喰み、汝等の足の濁したる水、そを飲みぬ。二〇この故に
二一　主なる天主汝等にかく云い給う、見よ、我自ら羊の肥えたる10）と痞せたるとの是非を裁かん。二一汝等は弱き羊を悉く
二二　脇と肩ともて押しのけ、汝等の角もて突き、遂にこれを外に逐い散らすに至りたれば、二二我わが群を救い取らん。最早彼
二三　等の奪わるることなかるべし。我また羊と羊との是非を裁か
二三　ん。二三我彼等の上に、彼等を牧うべき一人の牧者を立てん。
二四　これわが下僕ダヴィドなり。11）彼、彼等を牧うべく、彼、彼
二四　等の牧者となるべし。二四主なる我、彼等の天主とならん。わ
二五　が下僕ダヴィド彼等の中にありて君たるべし。主なる我然云
二五　いたるぞ。二五我、彼等と平和12）の契約を結び、国の中より兇
二五　悪なる獣を絶やさん。されば荒野に住む者、森の中にて安ら

9）本三二・一三参照。
10）自分でうまい汁を吸ったために肥え太った者。
11）天主はメシアを立てて彼らの牧者となし給うであろう。その方はダヴィドの家から出で給う（母下七・一二以下。廖九・一一。賽九・六。一一・一参照）。また下僕というのは、主に選ばれて使命を託される方であるから。―12）すべての善いものを合せまとめたもの。エゼキエルは現世の祝福に平和その他無数の善の国として述べる。

二六　かに眠るべし。二六我またわが丘13)の周囲において彼等に祝福を与え、時に
二七　応じて雨を降らさん。そは祝福の雨たるべし。二七野の木はその実を結び、
地はその産物を出さん。彼等は何の危惧もなくその地に在るべし。しかし
て我が彼等の軛の絆14)を断ち切り、彼等をその圧制者の手より救い出した
二八　らん時、彼等我が主なることを知るに至らん。二八最早彼等は国々の民の掠
奪にあわず、地の獣も彼等を啖わじ。彼等は何の危惧もなく安らかに住む
二九　べし。二九我彼等の為に名ある芽15)を起さん。彼等は最早地上にて饑饉によ
三〇　り滅ることなく、また最早異邦人等の侮辱を蒙ることなかるべし。三〇かく
て彼等、主彼等の天主なる我が彼等と共にあり、イスラエルの家なる彼等
三一　がわが民なることを知るに至らん。主なる天主しか云う。三一さて汝等はわ
が群、わが牧場の群なり、汝等は人なり、我は主、汝等の天主なり、と主
なる天主云い給う。16)

13) シオン山。
14) 異端邪教や悪事。―15) ヘブレオ語本「植えつけ所」すべてが見事に芽を出して実を結ぶだろう。メシアの時代には、教理と秘蹟とによつて霊の糧が豊富にある
16) 約一〇・一一。

第三十五章

イドウメアがイスラエルを憎めるによりて蒙る天罰

一 主の御言また我に下れり、二 曰く、人の子よ、汝の面をセイル山の方に向け、之に就きて預言し、三 之に云え、主なる天主かく云い給う、セイル山よ、1) 見よ、我汝を責む、我汝の上にわが手を伸べ、2) 汝を寂びれしめ、荒れ果てしめん。四 汝の諸邑わが滅ぼす所となり、汝荒れ果つるに至りて、我が主なることを知るべし。五 汝は絶えず敵となりて、イスラエルの子等をその艱難の時、その不義の極まれる時、剣の手に付したれば、3) 六 この故に主なる天主云う、我は活く、我汝を血に付さん、血汝を追うべし、汝血4) を厭うにより、血汝を追わん。七 我セイル山を寂びれしめ、荒れ果てしめ、之より往く者復る者5) を絶やし、八 その山を殺されし人々もて埋めん。剣に屠られし者汝

第三十五章　1) イドウメア。セイルは死海の南端から紅海のエラニト灣の北端にまで至る山脈。—本二五・一二—一四及び三六・五参照。—2) ある人の上に手を伸べるとはその人に対して厳しい裁きを行うこと。—3) イエルサレム陷落後、その避難者はエドム人に殺された。—4) 血族の意。ヤコブの兄エサウの子孫であるエドム人。—5) 旅人。

九　の丘に、汝の谷に、汝の川に仆るべし。
　　我汝を恒久に寂びれたる所となさん、汝の諸市は住む者なかるべし。かくて汝等我が主なる天主たることを知るに至らん。一〇主そこに在したるに、汝、「二つの民、二つの国はわが有なり、我是等を嗣ぎて領せん」6) と云いたれば、一一ここの故に主なる天主云う、我は活く、我汝が彼等を憎みて表したる汝の怒と汝の妬とに従い汝になさん。我汝を裁きたらん時、彼等によりて知らるるに至るべし。7)
一二汝は主なる我が、汝のイスラエルの山に対し、「是等は荒れ果て、我等が併呑するに任されたり」と云いて吐きし冒涜の言を悉く聞きたることを知らん。一三汝等その口をもて我に立ち逆らい、その言葉をもて我を貶めたり、我これを聞きたるぞ。一四主なる天主かく云い給う、全地の喜ばん時、8) 我汝を荒地となさん。一五汝がイスラエルの家の嗣産の荒れたるを喜べるが如く、我も汝に然なさん。セイル山よ、汝は荒れ果つべし。イドウメアも悉く然ならん。かくて人々我が主なることを知るべし。

6) エドムはユダ、イスラエル両王国の人のいなくなつた地域を領有するつもりであつた。
7) われの天主であることが知られるようになる。
8) だれも汝に同情すまい。

第三十六章

イスラエルの復興はその功績にあらずして天主特別の御恵による

一　また人の子よ、汝イスラエルの山々に預言して云え、イスラエルの山々
二　よ、汝等主の御言を聴け。主なる天主かく云う、敵汝等に就きて、
三　「善哉、是等恒久の高処我等の嗣産の地となれり。」[1]と云いたれば、
　　に預言して云え、主なる天主かく云い給う、汝等は到る処踏み荒らされ、
四　残余の国民の嗣産とせられ、人々の口に上りて語り草となり、笑柄となり
　　たれば、[2]この故にイスラエルの山々よ、汝等主なる天主の御言を聴け、
　　主なる天主山に丘に、川に谷に、荒れ崩れたる石垣に、棄て去られたる諸
　　邑に、即ち周囲にある残余の国民に荒らされ嘲けられたるものに、かく云
五　い給う。されば主なる天主かく云い給う、それ、我はわが熱心の火を燃
　　やして、残余の国民のこと、イドウメア全地のことを語れり、是等は心の
　　底より、霊の底より、喜びつつわが地を取りて己が嗣産となし、これを掠

第三十六章
1) 敵の口にする嘲弄の語。
2) ユデア人が引き行かれて後、周囲の諸民族が四方八方からその領地に侵入した

六　め3)荒したれば、六これによりて汝イスラエルの地に就き預言し、山に丘に、峠に谷に云え、主なる天主かく云い給う、見よ、我わが熱心と憤怒とを以て語りたるは、汝等が異邦人より恥辱を蒙りたればなり。七これによりて主なる天主かく云い給う、我、汝等の周囲にある異邦人等に、自ら恥辱を蒙らしめんとて、わが手を挙げたり。4)八されどイスラエルの山々よ、汝等はわが民イスラエルの為に枝を出し実を結べ。その来ること、蓋し近きにあり。5)九実にも見よ、我汝等に至り、汝等に向かわん、汝等耕されて種子を播かるべし。一〇我汝等の上に人を多からしめん、そは皆イスラエルの家の属なり。諸市には人住み、廃墟は復興するに至るべし。一一我汝等を人と畜とをもて埋め尽さん。是等は殖え、かつ、生い立つべし。我最初の頃の如く汝等に人を住まわせ、汝等が始に受けしよりも大なる恩恵を汝等に与えん。一二汝等乃ち我が主なることを知るべし。一三我汝等の上に、わが民イスラエルの人々を連れ来らん。彼等は汝を得て嗣産となすべし。かく汝

3)エドム人はまだ残っていたイスラエル人を追い払った。―4)本三五・二参照。5)キルスが帰国を許すまでは、まだ五十年あったが、エゼキエルは全体としてその年月も長くないという。

一三 彼等の嗣産となり、この後最早彼等なくしてあらざるべし。一三主なる天
主かく云い給う、人々汝等に就きて、「汝は人々を啖い、汝の国民の息
一四 の根を止むる者なり。」[6] と云うにより、一四この故をもて汝再び人々を
啖うべからず、また最早汝の国民を殺すべからず、と主なる天主云い給
一五 う。一五我また汝に、最早国々の民の嘲りを聞かしめじ。汝再び民の侮
一六 辱を蒙ることなく、最早汝の国民を失うことなかるべし、と主なる天主
一七 云い給う。一六主の御言また我に下れり、曰く、一七人の子よ、イスラエル
の家その国土に住みおりし時、彼等己が行状を以て之を汚せり。彼等の
一八 道はその企図により、我にとりて月経の女[7]の穢れの如くなりき。一八彼
一九 等がこの国土に血を流し、またその偶像によりて之を汚したる故に、我
彼等に対してわが憤りを洩らし、一九彼等を諸国の民の中に逐い散らした
二〇 れば、彼等風のまにまに国々に散り行きたり。我彼等の行状と意向とに
応じて彼等を裁けり。二〇彼等その赴きし国々の民の中に入りしが、彼等

6) この非難はカナアンの地に対して。その理由は同地が不毛と思われていたからか、または旱魃などの結果しばしば饑饉に襲われたから。

7) 律法で甚だ汚らわしい者とされていた。本七・二〇。利一五・一九。養六四・六など参照。

に就き「これは主の民なり、然れども彼等彼の国より出で来れり。」と噂せら
二一 るるに至りて、わが聖なる名を流せり。[8] 二二 されど我はイスラエルの家がその
二三 入り行きし国々の民の中にて流したる、わが聖なる名を惜しめり。二三 故に汝イ
スラエルの家に云え、主なる天主かく云い給う、イスラエルの家よ、我が之を
なさんとするは、汝等の為にあらずして、汝等がその赴きし国々の民の中にて
流したるわが聖なる名の為なり。二三 我異邦人等の中にて流されたる、即ち汝等
が彼等の中にて流したる、わが大なる名を聖ならしめん。これ、我が彼等の前
にて汝等の中に、わが聖なる[9]ことを示さん時、異邦人等我が主なることを知
二四 るに至らんためなり、万軍の主爾云う。二四 実に我汝等を異邦人等の中より連れ
二五 出し、すべての国々より集め、汝等の国に導き入れ、二五 汝等に清き水を注が
二六 ん。汝等乃ちそのすべての汚れを滌がれて清くなるべし。我また汝等の偶像を
悉く除きて汝等を清めん。二六 我なお汝等に新しき心[10]を与え、汝等の衷に
新しき霊を吹き入れ、汝等の肉より石の心を取り去りて、肉の心を汝等に授

8) 賽五二・五　羅二・二四。
9) 上述の瀆聖をなくするために。本章二〇、二一両節参照。
10) もと異なる精神

二七 け、11）二七汝等の衷にわが霊を吹き入れ、汝等がわが掟のままに歩み、わが定め
二八 を守り行うようになさん。二八汝等は我が汝等の父祖に与えし地に住むべし。か
二九 くて汝等わが民となり、我汝等の天主とならん。12）二九我汝等の汚れを悉く除き
三〇 て汝等を救い、穀物をよび招きて之を殖やし、汝等に饑饉を下さず、三〇また樹
三一 の果と田畑に生ずる物とを多からしめん、そは汝等が最早諸国の民の中にて饑
饉の為に嘲笑を受くることなからんためなり。三一汝等乃ちその悪しき行状と善
からぬ心がけとを憶い出でん、汝等己が不義と罪悪とを悔ゆるに至るべし。
三二 三二主なる天主云い給う、我が然なさんとするは、汝等の為にあらず、汝等これ
三三 を知れかし。イスラエルの家よ、汝等の行状を恥じて赤面せよ。三三主なる天主
かく云い給う、我が汝等を清めてその不義を悉く除き、諸邑に人を住まわせ、
三四 荒れたる墟を復興せん日、三四曽ては路ゆくすべての人の目に、廃れて見えし荒
三五 地の耕されん時至らば、三五人々云うべし、この耕されざりし地は、歓楽の園13）
三六 の如くなれり。荒れ廃れ滅びたりし諸市は固くせられて14）人住めり、と。三六かく

11）本一一・一一九。
12）本一四・一一一。耶四・二四。七・亜八・八参照
13）ヘブレオ語本「エデン」。
14）石垣をめぐらして

て15)汝等の周囲に残りたる国々の民は、主なる我が毀たれしを建て直し、耕されざりし所に植えたるを知らん。主なる我しか云い、
三七 しかなしたるぞ。三七主なる天主かく云い給う、なおイスラエルの家は、我が彼等の為に然なすによりて、我を認むべし。我彼等を
三八 殖やして、人々の群の如く16)にし、三八聖なる群17)の如く、イエルサレムの祭の日における群の如くにせん。荒れたる諸市、かく人々の群に満たさるるに及びて、人々我が主なることを知るべし。

第三十七章

枯れたる骨の復活する啓視—ユダ及びイスラエル皆メシアの下に一国となるべし

一 一主の御手我に下り、主の霊にて1)我を導き出し、骨満てる野の
二 只中に我を置き、二我を伴いて、それらが周囲にある中を巡り給
三 いしが、そは野の面に甚だ多くして、いたく枯れたり。2)三時に主
我に曰いけるは、人の子よ、汝、是等の骨生くべしと思うや。我

15)本二五—二九章で彼らにつき告げられた天罰。—16)この喩は、戦争などでへつた人口の急速なふえ方を示すため。—17)供犠のためのこの群には多くの犠牲の獣がいた。殊に大祭日には多かつた。代下三五・七参照。

第三十七章 1)ヘブレオ語本「ヤーヴェわれを霊にて出でゆかしめ」、即ち脱魂させ。2)生命なし。

四　云いけらく、主なる天主よ、汝こそ知り給うなれ。3)　四彼また我に曰いけるは、
是等の骨に就きて預言し、彼等に云え、枯れたる骨よ、汝等主の御言を聴け。
五　主なる天主是等の骨にかく云い給う、見よ、我汝等の中に霊を入れん、汝等
乃ち生くべし。
六　我汝等の上に筋を備え、汝等の上に肉を生ぜしめ、汝等を皮
膚もて包み、汝等に霊を与えん、汝等乃ち生きて、我が主なることを知らん。
七　ここにおいて我彼の我に命じ給いし如く預言せしが、我が預言するにつれて
音起こり、4)　見よ、動き生じ、骨と骨と相近づきて、各々その関節を成せり。
八　さて我見しに、見よ、筋と肉とその上に生じ、皮膚その上に張りしが、霊未
だあらざりき。
九　時に彼我に曰いけるは、霊に預言せよ、人の子よ、預言して
霊に云え、主なる天主かく云い給う、霊よ、四方の風より来りて、是等の殺さ
一〇　れたる者の上にかかれ、さらば彼等再び生くべし。一〇　我また彼の我に命じ給い
し如く預言せしに、霊是等に入り、彼等生きて己が足もて立ち上り、甚だ多く
一一　の群衆となりぬ。二　彼乃ち我に曰いけるは、人の子よ、是等の骨は皆イスラエ

3) 人間には不可能だが、天主には可能。
4) 骨が互に近づこうと動く時立てる音。

一二　ルの家なり。彼等は云う、我等の骨は枯れ、我等の望は絶え、
我等は断たれたり、5) と。一三この故に預言して彼等に云え、主
なる天主かく云い給う、見よ、わが民よ、我汝等の墓を展き、6)
汝等をその奥津城より出し、汝等をイスラエルの地に導き入れ
ん。一三汝等の我が主なることを知るべきは、かくわが汝等の奥
一四津城を展きて、わが民よ、汝等をその墓より導き出し、一四汝等
の中にわが霊を入れたらん時なり。汝等は生くべく我は汝等を
その国土に憩わしむべし。かくて汝等、主なる我がかく語りか
一五くなしたることを知るに至らん、7) 主なる天主しか云う。一五主
一六の御言また我に下れり、曰く、一六さて人の子よ、汝一つの木片
をとりてその上に、ユダとその僚友イスラエルの子等との為と
書き、また一つの木片をとりてその上に、エフライムの木、ヨ
ゼフの為、及びイスラエルの全家とその僚友との為と書け。8)

5) イスラエルの民はバビロンに留まつている間政治的に死んだものであつた。しかし天主は今や彼らを再び選民の国家とすることがおできになる。

6) ここには墓とあるが、前述の「野にある」とは多数であることを示すため。

7) 人間の力ではイスラエル民族に復活をもたらすことはできない。それがおできになるのはただ天主だけ。大罪で超自然的生命を失つた霊魂の復活についてもその通り。

8) エゼキエルが取れと言われた二つの木片

一七　一七しかして是等を互に合せて一つの木とせよ、さらば是等は汝の手の中
一八　にて一つとなるべし。一八さて汝の民の子等、汝に語をかけて、汝これに
一九　よりて何を云わんと欲するか、我等に示さずや、と云う時は、一九彼等に
云え、主なる天主かく云い給う、見よ、我、エフライムの手にあるヨゼ
フの木及びこれと僚友なるイスラエルの支族をとり、是等を共にユダの
木と合せて一つの木となさん、さらば是等は彼の手の中にて一つとなる
二〇　べし。二〇かくの如く汝がその手もて書きつけたる木を、彼等の目の前に
二一　あらしむべし。二一さて汝彼等に云うべし、主なる天主かく云い給う、見よ、
我イスラエルの子等をその赴きたる国々より連れ出し、四方より彼等を
二二　集めて、これをその国土に導き至り、二二その地において彼等を一つの国
民となし、イスラエルの山々の上に置かん。一人の王9)彼等を悉く統べ
二三　治むべし。彼等は最早二つの国民となることなく、再び二つの王国に分
るることなからん。10)二三また彼等は最早その偶像や、その厭うべき事及
び

の中、一つは南の王国即ちユダならびにシメオン、ベンヤミンその他の諸族。もう一つは北の王国即ちヨゼフ即ちマナツセ、エフライムならびに北方の諸族をあらわす。

9) この王とは、本章二四節及び本三四・二三からわかるようにメシアにほかならない。

10) 約一〇・一六。

二四　びその諸々の不義によりて、躬を汚すことあらじ。我彼等を、その罪を犯したるすべての住処より11）救い出してこれを浄めん。かくて彼等はわが民となり、我は彼等の天主となるべし。二四その時わが下僕ダヴィド、12）彼等の戴く王とならん。彼等一同に牧者は唯一人あるべし。彼等はわが定めのままに歩み、わが誡命を守り

二五　てこれを行わん。13）二五彼等はわが下僕ヤコブに我が与えし地、汝等の父祖の住いし所に住むべし。彼等もその子等も、その子等の子等も、窮りなく其所に住わん。しかしてわが下僕ダヴィド永久

二六　に彼等の君たるべし。14）二六我彼等と平和の契約を結ばん。そは彼等との永遠の契約たるべし。我彼等を確く立たしめ、彼等を多か

二七　らしめ、彼等の中に幾久しくわが聖所を置かん。15）二七わが幕屋は彼等のうちにあるべし。かくて我彼等の天主となり、彼等わが民

二八　とならん。16）二八かくわが聖所幾久しく彼等の中にあるに至らば、

11）ヘブレオ語本「そのすべての不義より」。
12）本三四・二三とその註参照。―13）賽四〇・一一。耶二三・五。但九・二四。約一・四五
14）本三六・二八。
15）詩一〇九・四。一一六・二。約一二・三四
16）このおん約束がある程度成就したのは、ゾロバベルがイエルサレムの聖殿を復興した時。しかし完全な成就は、メシアがその教会設立後聖堂の聖櫃に住み給う時。

国々の民我がイスラエルを聖ならしむる主なることを知るべし。

異教の国々（ゴグとその同盟者）に対する天主終局の御勝利

第三十八章

一 主の御言また我に下れり、曰く、二 人の子よ、ゴグ、[1] マゴグの地、モソク及びトウバルの頭の君に汝の面を向け、彼に就きて預言し、三 これに云え、主なる天主かく云い給う、見よ、モソク及びトウバルの頭の[2] 君たるゴグよ、我汝を責む。四 我汝を追いまわし、汝の顎に轡をかけ、汝を引き出し、また汝の全軍、即ち馬と騎者、すべて鎧を着たる者、槍や楯や剣を執る者の大軍[3] をも然せん。五 ペルシャ人、エチオピア人、及びリビア人、彼等と共にあり、皆楯と兜

第三十八章　1) ゴグはマゴグの地、モソクとトウバルの最上の君。これらの国は黒海の東南の岸にあつた。ある釈義学者らの説では、マゴグという言葉は、ググ（暗黒）とマ（罪）というスメリア語から成り、従つて暗黒の地モソクとトウバルとの君たるゴグと解し、これはスキト人をさすとする。エゼキエルはこれを天主に敵対する諸勢力の象徴としている。―2) ヘブレオ語本「ロース、メセク、および」。―3) 天主の御民のすべての敵の連合軍。―ゴグの軍勢。これは東（ペルシヤ）、南（エチオピアとリビア）、北（ゴメルとトゴルマ、アラメニア）の諸国から連れて来たもの。

六　とを備う。4) 六ゴメルとそのすべての軍勢、トゴルマの一家、北の方なる国
七　々とそのすべての軍勢、その他多くの民汝と共にあり。七汝、用意せよ、
汝も汝の周囲に群り集えるすべての軍勢も仕度せよ、しかして汝彼等の総
八　帥となれ。八数多の日を経なば、汝訪れ5)を受くべし、多くの民の中よ
り久しく荒れたるままなりしイスラエルの山々に集まり来り、諸々の民の
中より引き出されて、皆安らかにその中に住まう剣を遁れたる国に、幾年
九　の後汝至らん。九そこへ汝攻め上り、嵐の如く来りて、雲の如く地を覆わ
一〇　ん、汝と汝のすべての軍隊及び汝に従う多くの民然すべし。一〇主なる天主
かく云い給う、その日には汝の心に思想6)浮かび、汝悪しき企画を廻らし
一一　て、云わん、我石垣なき国に攻め上り、安らかに事なく住める者の許に
一二　至らん、是等の者はみな石垣なくして住む、彼等には門も門もあらざる
一三　なり、と。一三かくて汝は物を奪い財を掠め、荒らされて後建て直されたる
ものと、国々の民の中より集まり来りて、漸く物を有ち、地の只中7)に住

4) メシアの御国はただ霊的力で武装しているだけなのに、この人々は甲冑や剣などで武装している。―5) 天罰。―6) ヴルガタでは sermones「話」。思想の表現という意味において。―7) イエルサレム。エゼキエルはそれを全地の中心と見てい

一三　むに至りしばかりなる民とに手をかけんとす。一三サバ、デダン、タルシスの商人等、及びそのすべての獅子、汝に云うべし、汝は物を取らんとて来れるか。見よ、汝は財を奪わん為に、即ち金銀を持ちゆき、家財道具を運び去り、限りなく物を奪わんとて、汝の軍隊を集めたり。一四この故に、人の子よ、汝預言してゴグに云え、主なる天主かく云い給う、わが民イスラエルの安らかに住むべきその日に、汝知らざらんや。8)

一五　一五汝は汝に従う多くの民と共に己が処を出でて北風の方9)より来らん、皆馬に乗る者にして、その軍隊は大に、その軍勢は猛し。一六しかして汝雲の如く地を覆うばかり、わが民イスラエルに攻め上らん。末の日頃に汝かく現るべく、我汝を招きてわが国に来り寇せしめん。ああ、ゴグよ、これ、国々の民が、その目の前に我が汝によりてわが聖なることを顕さん時、10)

一七　我を知るに至らんが為なり。一七主なる天主かく云い給う、実に汝こそは昔日我がわが下僕なるイスラエルの預言者等により て11)語りたる、その噂の主なれ。即ち彼等はその頃の日、わが汝をして彼等

る。意味は「万民の教師及び指導者なる教会」。

8) 今が攻撃の絶好機であることを。

9) 北。

10) 悪を罰する。

11) ヴルガタ原文 in manu 手にて。

一八　の許に来り寇せしむべき旨を預言せり。12）一八主なる天主云い給う、そ
一九　の日、即ちゴグがイスラエルの国に来り寇する日には、わが憤怒高ま
　　りて、我、猛り立つに至ることあるべし。一九我はわが熱心もて、わが
二〇　忿怒の火もて云えり、その日にはイスラエルの地に大なる動揺あらん、
　　二〇しかして海の魚、空の鳥、野の獣、地上に蠢くあらゆる匍うもの、
　　地の面にあるすべての人、わが面前において、震慄かん。また山々
二一　潰え、壁倒れ、13）石垣悉く地に崩れん、と。14）三主なる天主云い給
　　う、我なお剣をわがすべての山15）に招き来して彼を討たしめん。人各
二二　々その兄弟に刃を向くべし。二二我、疫病と血と激しき豪雨と巨大なる
　　石16）とをもて彼を裁き、彼とその軍勢と、彼に与する多くの国民との
二三　上に、火と硫黄とを降らさん。二三我かくしてわが偉大なることと聖な
　　ることとを顕し、多くの国民の目に我を認めしめん、されば彼等我が
　　主なることを知るべし。

12）番一・一四以下三・八以下。米四・一一―一三。五・一四参照。
13）ヘブレオ語本「崖倒れ」。―14）石垣とは、人々が自分の都市を守るために建てめぐらした周壁。―マテオ二四・二九。路二一・二五。―15）イスラエルの地。
16）ヘブレオ語本「雹」。本一三・一一。出九・二四書一〇・一一など参照。

ゴグに対する天罰

第三十九章

一　また人の子よ、汝ゴグに向かい預言して云え、主なる天主かく云い給う、見よ、モソク及びトウバルの頭[1]の君なるゴグよ、我汝を責む、
二　我汝を追いまわし、汝を引き出して、[2]北風の方より上らしめ、汝をイスラエルの山々に導き至り、
三　汝の左の手にある弓を打ち折り、汝の右の手にある矢を落ちしめん。
四　汝とその全軍、及び汝に従う汝の民は、イスラエルの山々において仆るべし。我汝を猛き獣、鳥、すべて飛ぶもの、及び地の獣に、餌食として与えたり。
五　汝は野の面に仆るべし、それ、我は爾云いたるぞ、と主なる天主云い給う。
六　我またマゴグと安んじて島々に住める者[3]とに火を遣さん、彼等乃ち我が主なることを知るべし。
七　我わが民イスラエルの中に、わが聖なる名を知らしめん、最早わが聖なる名を涜さしめじ。[4]かくて国々の民、我が主にしてイスラエ

第三十九章 1)本三八・三とその註参照。―2)本三八・四、一五参照。―3)ゴグの同盟者で、三八章にまだ記してなかつた者。4)天主は罪悪や暴虐の行われるのを罰し給わぬなら、御名を汚さしめ給うのである。

八　ルの聖なる者たることを知るべし。八主なる天主云い給う、見よ、そは
九　来る、そは成れり、是、わが云いたる日なり。5)九その時イスラエルの諸
市より住民等出で来り、武具、楯、槍、弓矢、手棒、手槍を燃やして
一〇　焼き、かくて七年の間6)これを火の燃料となさん。一〇彼等木を野より持
ち来らず、また森より伐り出さじ、そは、武具もて火を燃やすべきに由り
てなり。7)彼等なお奪いし者より奪い、掠めし者より掠むべし、主なる
一一　天主爾云う。一一その日には我イスラエルにおいて、名ある8)処をゴグに
墓として与うることあらん。そは海9)の東にある旅人の谷にして、通行
人を驚かすべし。人々ゴグとその全軍とを其処に埋めん。かくてそはゴ
一二　グの群衆の谷と称ばるべし。一二イスラエルの家の地を清めんとて、10)彼
一三　等を埋むること、七月11)に亘らん。一三国の民挙りて彼を埋め、そは彼等
にとりて我が栄光を顕したる名誉の日となるべし。主なる天主爾云う。
一四　一四彼等絶えず国を巡り歩く人々を定め、これをして地の面を清めしめん

5) 本三八・一七以下参照。
6) 長い間。
7) 敵は二度と来襲しないだろう
8) ヘブレオ語本では「そこの或る所（サーマ）」
9) 死海。
10) ユデア人の考えによれば、屍体を日光にさらすと太陽が汚れる。民一九・一一以下参照。
11) 長い間。

ために、そこに遺れる者を探ね出して葬らしめん。七月の後彼等探ぬることを始むべし。一五即ち彼等国を巡り歩きて、人の骨を見かくるや、その傍に標を立て、埋葬者等が之をゴグの群衆の谷に埋むるまで然せん。

一六また都市の名もアモナ12）と称せられん、彼等かく国を清むべし。一七されば人の子よ、主なる天主かく云う、汝、すべて翼あるもの、あらゆる鳥に向かい、また野のあらゆる獣に向かいて云え、汝等集い来れ、我汝等の為にイスラエルの山の上にて大なる犠牲13）を屠れば、そのわが犠牲に四方より急ぎ来りて、肉を食い血を飲め。一八汝等勇者等の肉を食い、地の君等の血を飲むべし、牡羊、小羊、牡山羊、牡牛、すべて肥えて膏に富めるもの14）を然せよ。一九汝等我が汝等の為に屠るべき犠牲より、飽くまで脂を食い、酔うまで血を飲むべし。二〇さらば汝等わが食卓に向かいて、馬と騎者の勇士とすべての軍人とに飽くべし、と主なる天主云い給う。二一かく我国々の民の中にわが光栄を顕さん、すべての国人わが行いたる審判と、我が

12）軍隊。一一節、一五節にあるゴグの群衆をかくいう

13）天主の義と聖とが顕われるために屠られたものであるから。

14）ヘブレオ語本「バサンの肥えたるもの」。詩二一・一三参照。

二二 彼等の上に下したる手とを見るべし。二三 またその日より後イスラエルの家
二三 は、我が主にして彼等の天主なることを知らん。二三 更に国々の民は知るべ
し、イスラエルの家が我を棄てしによりて、その不義の為にわが面を彼等
に隠し、彼等をその敵の手に付したれば、彼等皆或は捕え行かれ、或は
二四 剣に仆れしことを。二四 我彼等をその不浄と罪悪とに応じて扱い、彼等にわ
二五 が面を隠せり。15) 二五 この故に主なる天主かく云い給う、我今わが聖なる名
の為、熱心を起こし、イスラエルの全家を憐み、ヤコブの俘虜等を帰らし
二六 めん。16) 二六 彼等は己が恥辱と、そのすべて我に背きたる不忠の行為とを負
二七 うべし、17) そは彼等が誰をも怖れずその国に安らかに住まわん時、二七 即ち
我が彼等を民等の中より連れ帰り、その敵の国々より集め、彼等によりて
二八 多くの国民の目にわが聖なることを示したらん時なり。二八 かくて彼等我が
主にして彼等の天主なることを知るに至らん、そは我彼等を国々の民の中
に捕え移さしめしが、またその国に集めて、彼等の中の一人だに彼処に残

15) 日をかけることをやめ、もはや助けてやらぬ。
16) 天主がイスラエルを帰国させ給うことからも、彼らを囚われの身とならぬよう守る力のおありになつたことがわかる。
17) 後悔するだろう。

二九　さざりしによりてなり。18）　二九　我イスラエルの全家にわが霊を注ぎたれば、19）　最早彼等にわが面を隠さじ、主なる天主爾云う。

18）イスラエルは天罰からも恩寵からも、天主の御導きを悟るべきである。—19）この預言が完全に成就するのは、全教会に天主の霊が注がれる時。本三六・二六以下参照。

第四十章

エゼキエル啓視の中に聖殿の復興を見る—その数部の寸法

一　一　我等が移されてより1）二十五年目、町2）が撃ち滅ぼされてより十四年目に当る年の初の月3）の十日、その日に主の御手我に下り、我を彼処に携え行けり。　二　天主はその幻の中に、我をイスラエルの地に携え行き、甚だ高き山4）の上に置き給いしが、その上には南に向かいて町の如くに建てるものありき。　三　彼我を伴いてそこに入り給いしに、見よ、一人の人の、その面貌

第四十章　1）ヨアキム王及びエゼキエル自身が捕らえ行かれてから。—2）イエルサレム。3）ニサンの月。現今の三月後半と四月前半と に当たる。出一二・二参照。—4）第一義はサロモンの聖殿が建つていたモリア山。しかしこれは高さが数百メートルしかないので、この語は、賽二・二にあるメシアの御国の新聖殿が建てらるべき理想の山をさすのであろう。モリア山はその前表に過ぎないのである。それでここの「高き」は「崇高な」の意。

四　青銅を見るが如き[5]が、麻縄とはかり竿と[6]を手にして門に立てり。
四　その人我に云いけるは、人の子よ、汝己が目もて見、己が耳もて聞き、我が汝に示さんとするすべての事に意を留めよ、そは汝の此処に連れ来られたるは、是等を汝に示さん為[7]なればなり。汝の見る事は、すべて之をイスラエルの家に告げよ、と。
五　また見よ、家を繞りて外にあまねく石垣あり、その人の手にせるは六クビト[8]と一手幅の測竿にして、彼その建てる物の幅を測りしに一竿あり、高さもまた一竿なりき。
六　次いで彼東の方に向かえる門に至り、その階段を昇りて門の敷居の幅を量りしに一竿あり、即ち一つの敷居は幅一竿なり。
七　一部屋[9]は長さ一竿、幅一竿。部屋部屋の間は五クビト、また内の門の廊の傍にある、門の敷居も一竿あり。
八　彼なお量りしに、門の廊は八クビト、その張出し[10]は二クビトあり。その門の廊は内にありき。
九　また東に向かえる門の部屋は此方に三つ、彼方に三つありて、三つながら寸法同一なり。その張

5) 光輝に包まれた一位の天使。
6) 広い所は麻なわで、狭い所はかり竿で、測量するために。
7) エゼキエルが将来の教会の制度を象徴によつて示される啓視
8) 普通の一クビトは〇・四八三メートルの長さ
9) レヴイ人の守衛室。
10) 入口の両側にある支柱。

一一　出しも両側共に寸法同一なり。一二彼また量りしに、門の敷居の
一二　幅は十クビト、門の長さは十三クビトあり。一三部屋の前に手
　　摺[11]あり、一クビトにして、その手摺は両側共に一クビトなり。
一三　また部屋は此方にあるも彼方にあるも六クビトなりき。一三次に
　　彼この部屋の屋根よりかの屋根まで門を量りしが、入口より入
一四　口までの間隔二十五クビトあり。[12]一四前面は六十クビトに作れ
一五　り。門の周囲にあまねく庭ありて前面にまで至る。一五門の正面
一六　より内の門の廊の前面に至るまでは五十クビト。一六部屋と門の
　　内側の周囲にあるその前面とには傾斜せる[13]窓あり、廊の内側
一七　にも亦同じく周囲に窓あり、前面には棕櫚の模様あり。[14]一七彼
　　次いで我を外庭に伴い行きしに、見よ、庭の周囲に部屋と石畳
一八　とあり、石畳の周囲に三十の室[15]あり。一八門の前なる石畳は門
一九　の長さに相当し、下にありき。一九彼、下の門の前面より、内庭

11) 番する人が部屋にいて様子を見張る間、その身を庇護するための柵。
12) 一へやの屋根の端から反対側のへやの屋根の端までの、歩廊の全長。
13) 外の方が広くて内の方が狭いのか、またはその反対か、言つてない。ある解釈者達の説では、雨の入るのを防ぐため前者であると。
14) サロモンの聖殿にあつたような棕櫚の彫刻。王上六・二九
15) レヴイ人代下三・五参照。庭が二つあつた。
の勤務室。

二〇 の外の前までの広さを量りしに、東にも北にも百クビトあり。三〇また
二一 外庭の北に向かえる門も、長さならびに幅を量れり。三その室は此方
に三つ、彼方に三つあり、その張出しとその廊とは前の門の寸法に同
二二 じく、長さ五十クビト、幅二十五クビトなり。16) 三その窓と廊と彫刻
とは、東に向かえる門の寸法に同じ。その昇り口は七段の階にして、
二三 その前に廊ありき。三内庭の門は北と東との門に対せり。彼門より門
二四 まで量りしに、百クビトあり。二四彼また我を南の方に伴い行きしに、
見よ、南に向かえる門あり、その張出しとその廊とを量りしが、前の
二五 寸法に同じ。二五廊はこれと共に、周囲に他の窓の如き窓を有し、長さ
二六 五十クビト、幅二十五クビトありき。二六七段の階によりて之に昇れ
り。その入口の前に廊あり。その張出しには、此方に一つ、彼方に一
二七 つ、棕梠の彫刻ありき。二七内庭に南向きの門あり、彼、門より門まで
二八 南の方を量りしに、百クビトあり。17) 二八彼我を伴いて南の門より内庭

16) 六節以下参照。
17) 即ち外庭へゆくのは東門、北門、南門の三つの門からで、これらは同じ様式、同じ寸法で出来ていた。これらと相対し百クビト離れてまた別に三つの門がありこれからは内庭にゆけた。もう一つの門、即ち西門はなかつた。それは西側に聖殿の建物があつたから。

二九 に入り、その門を量りしが、前の寸法に同じかりき。二九その室も、その張
出し[18]もその廊も、他と同じ寸法なり。その窓と周囲にあるその廊とも然
三〇 り。長さは五十クビトにして、幅は二十五クビトなりき。三〇周囲の廊は長さ
三一 二十五クビト、幅五クビト。三一その廊は外庭に至る。その張出しには棕梠あ
三二 り。八段の階によりて之に昇れり。三二彼また我を伴いて、東の方より内庭に
三三 入り、その門を量りしが、前の寸法に同じかりき。三三その室も、その張出し
もその廊も、前の如し。その窓と周囲の廊とも亦然り。長さは五十クビトに
三四 して幅は二十五クビトなりき。三四その廊は即ち外庭に至る廊なり。その張出
三五 しには此方彼方に棕梠の彫刻あり、之に昇るは八段の階による。三五彼また我
を伴いて北に向かえる門をくぐり、之を量りしが、前の寸法に同じかりき。[19]
三六 三六その室、その張出し、その廊、周囲なるその窓も亦然り、長さは五十クビ
三七 トにして、幅は二十五クビトなりき。三七その廊は外庭に向かえり、その張出
三八 しには此方彼方に棕梠あり、之に昇るは八段の階による。三八いずれの室[20]に

18) 九節と同様。
19) 二八節以下及び三二節以下と比較せよ。
20) これらの室は内の柱廊の入口のすぐそばにあり、特別な戸口を有していた。

三九　も、門の張出しの所に入口あり、其処にて人々燔祭の牲を洗いしなり。21)

四〇　三九門の廊には此方に二つの卓、彼方に二つの卓あり、その上にて燔祭、罪祭、愆祭22)の牲を屠るべし。

四一　四〇北に至る門の口に上る外側にも二つの卓、他の側にも門の廊の前に二つの卓あり。

四二　四一此方に四つの卓、彼方に四つの卓あり、されば門の傍に八つの卓あり、その上にて屠りしなり。

四三　四二また燔祭の牲に用いる四つの卓あり、四角の石にて組立てられ、23)長さ一クビト半、幅一クビト半、高さ一クビトにして、その上に燔祭その他の牲を屠るべき道具を置けり。

四四　四三是等の縁は一手幅にして、内側に背りて周囲を繞れり。この卓の上に献げの肉をおくなり。

四五　四四内の門の外に歌手の室ありき。北に向かう門の脇なる内庭にありて、その向きは南の方をさす。また東の門の脇にも一つありて、之は北の方に向かう。

四五　彼我に云いけるはこの南に向かえる室は、聖殿の守衛に当たる24)司祭等の為のものに

21) 利一・九により、犠牲のある部分は、祭壇にのせる前に洗わねばならなかつた

22) 利一・三—一七。四・三以下。五・一五。七・一参照。

23) 前記八つの卓は木製であつたらしい。本節の四つは石ので即ち総計卓は十二となる。—

24) 犠牲に直接関係のないいろいろな仕事。例えば香や油の調製、燈明や供えのパンの仕度など。

四六　して、四六また北に向かえる室は祭壇の務に当たる司祭等の為のものなり。即ち是等の者は、レヴイの子等の中にて主に近づき之に仕う

四七　る、サドク25）の子等なり、と。四七さて彼その庭を量りしに、長さ百クビト、幅百クビトありて四角なりき。また聖殿の正面の前に祭

四八　壇26）あり。四八彼更に我を伴いて聖殿の廊に入り、その廊を量りしが、

四九　此方も五クビト、彼方も五クビトあり、門の広さは此方三クビト、彼方三クビトなりき。四九また廊の長さは二十クビト、幅は十一27）クビトあり、八段28）の階を昇りて之に至れり。なおその前には、此方に一つ、彼方に一つ、柱ありき。

第四十一章

聖殿とその各部との叙述

一　一彼また我を伴いて聖殿に入りしが、幕屋1）の前面の幅を量りしに、

二　此方六クビト、彼方六クビトあり、二門口の幅は十クビトにして、

25）エレアザルの家から出た。—26）南門や北門の前で祈る人々にはこれが見えた。27）七十人訳の「十二」の方がよし。—28）七十人訳「十段」。外庭へは七段、内庭へは八段、聖殿そのものへは十段の階段を上るのである。

第四十一章　1）説明のため書き加えたも

三　門の脇は此方五クビト、彼方五クビトありき。彼なお量りしに、その長さは四十クビト、幅は二十クビトあり。2)次いで内に入りて量りしに、門の張出しは二クビト、門は六クビト、門の幅は七クビトあり。

四　更に量りしに、その長さ二十クビト、聖殿正面の幅二十クビトあり。彼我に云いけるは、是、至聖所なり、と。

五　彼家の壁を量りしに、六クビト3)あり、家の周囲の脇屋の幅は四クビトなり。

六　また脇屋は、一間また一間と相接して、三十三宛二列をなし、突き出でて、家の側を繞る壁に入り、之に連る如くなれど、聖殿の壁に触れたるにはあらず。4)

七　なお周囲に広き通路あり、螺旋状をなして上に昇り、繞りつつ5)聖殿の高間に至れり。されば聖殿6)は上ほど広くして、かく下より中を経て上に昇れるなり。

八　我見しに家の周囲に高く築きしものあり、脇屋の基にして、その寸法は一竿、即ち六クビトの

ので、ヘブレオ語本にはない。―2)王上六・二以下参照。―3)これは一階の各部屋の壁の厚さで、二階のそれは一クビトずつ短かく、最上階のそれは四クビトであつた。

4)さればそのゆかの横木は聖所の壁で支えられ、部屋々々は上の階へゆくほどその壁の厚さが一クビトずつへるにつれて一クビトずつ幅が広くなつていたのである。―5)螺旋階段。王上六・八参照

6)部屋々々を有する三階建の脇屋。

九　長さなり。7）九脇屋の外の壁の厚さは五クビト。内なる家は家の脇屋に囲

一〇　まれたり。8）一〇室の間には、普く家

一一　の周囲に、二十クビトの間隙あり。

一二　二脇屋の戸は祈る所9）に向かい、一つの戸は北の方に、今一つの戸は南の方にあり。祈る所の広さは周囲五

一三　クビトなり。一三海10）を望む方に向かえる離れ屋は、幅七十クビト。またその建物の壁は五クビトの厚さを以て繞り、その長さは九十クビトなり。一三彼家の11）長さを量りしに百クビトあり、12）離れ屋とその壁とは長

7）聖所とその脇屋との土台の役をする、六クビトだけ高い外の石垣。―8）故にこれらは南側と北側とにあつた。9）ヘブレオ語本「空きたる所」即ち部屋の前の廊下。10）地中海、即ち西の方にあたる。これらは至聖所のうしろにある特に広い建物で、燔祭用の薪や犠牲のけものをおく所であつたらしい。―11）主要建築物副建築物をすべて合わせた聖殿の。―12）東から西へのが二つと、南から北へのが二つと、合計四つの測量結果が記してある。ここにあるのは東から西への一回目の測量で、これをまとめると次のようになる。廊の壁（四〇・四八）……五クビト―廊（四〇・四九）……一二クビト―聖所の壁（四一・一）……六クビト―聖所（四一・二）……四〇クビト―至聖所の壁（四一・三）……二クビト―至聖所（四一・四）……二〇クビト―聖殿の壁（四一・五）……六クビト―脇屋（四一・五）……四クビト―その部屋々々の壁（四一・九）……五クビト―合計……一〇〇クビト

一四　さ百クビトなり。13)　一四また家の正面及び
一五　離れ屋の東正面は幅百クビトなり。14)
一五　彼なお後にあるかの離れ屋の正面の壁
の長さを両側より量りしが、いずれも百
クビトありき。15)　更に内殿と内庭の廊と、
一六　一六三方にある敷居と、傾斜せる窓と、周
囲の壁とをも量れり、各々の敷居に対し
て、周囲にあまねく木の羽目板あり、床
より窓にまで及べり。戸口の上なる窓は
一七　閉されたり。一七かく内なる家も、外も、
周囲にあるすべての壁の内外も、量りし
一八　通りなりき。一八また彫りたる智天使と棕
梠とあり、智天使と智天使との間に一本

13)二回目の測量（やはり東から西へ）―空いている所……二〇クビト―いわゆるギズラ（離れ屋）の東の壁……五クビト―ギズラの幅……七〇クビト―ギズラの北の壁……五クビト―合計……一〇〇クビト

14)三回目の測量（南から北へ）―聖所の幅（四一・二）……二〇クビト―その壁の厚さ（四一・五）……一二クビト（六クビト＋六クビト）―脇屋（四一・五）……八クビト（四クビト＋四クビト）―その部屋々々の壁（四一・九）……一〇クビト（五クビト＋五クビト）―部屋の前の廊下（四一・一一）……一〇クビト（五クビト＋五クビト）―庭の空いている所（四一・一〇）……四〇クビト（二〇クビト＋二〇クビト）―合計……一〇〇クビト。―15)四回目の測量（背後の建物と周囲の壁）―建物の長さ（四一・一二）……九〇クビト―壁の厚さ……一〇クビト（五クビト＋五クビト）―合計……一〇〇クビト

―以上はフイリオン及びアルントによる。

一九　の棕梠あり、各々の智天使は二つの面を具えたり。16）一九此方よりは人の面棕梠に向かい、彼方よりは獅子の面棕梠に向かう。家の周囲にす

二〇　べてかく設えられたり。二〇この智天使と棕梠とは、聖殿の壁に彫刻ま

二一　れて、床より戸の上部にまで及べり。二一聖所の敷居は四角にして、そ

二二　の正面もその様、相似たり。17）二二祭壇は木製にして高さ三クビト、そ

の長さは二クビトなり。その隅18）も、その表面も、その側壁も、木製

二三　なり。彼我に云いけるは、これ主の御前の食卓なり、と。二三聖殿及び

二四　聖所に、二つの戸口ありき。二四その両側にある二つの戸口には、それ

ぞれ互いに相合する二つの小さき扉19）あり、即ち戸口のいずれにも、

二五　二つずつ小扉あるなり。二五聖殿の戸にも智天使彫まれたり、また棕

二六　梠の彫刻もあり。壁に設えられたるが如し。この故に外の廊の前部は

板厚くなれるなり。20）二六その上に傾斜せる21）窓あり、また廊の横の此

方彼方に、家の横及び壁の面におけるが如く、棕梠の模様ありき。

16）この智天使達は本一・一〇にある四つの顔の内人の顔と獅子の顔との二つだけが見えるように（一九節）表わしてある。

17）前節の智天使と棕梠との彫刻ある壁面と。―18）隅にある角であろう。

19）観音開きの扉。

20）浮きぼりがあるからであろう。

21）本四〇・一六とその註参照。

第四十二章

庭、室、その他聖殿に附属せる諸処に就きて

一 彼また我を北に至る道より外庭に伴い出で、離れ屋と北向きの建物と
二 に向かえる室に導き入れり。1) 二北の戸口の正面は、縦百クビト、横五十
三 クビト、三内庭の二十クビトある処に向かい、外庭の石を敷きたる鋪道
四 に向かう、そこに一の廊下ありて、三層の廊下に連なれり。四室々の前
五 に、幅十クビトの歩道あり。内の方に一クビトの道あり。その戸口は北
六 に向かう。五そこにある室々は、上のは下のより狭し。そは之を支うる
七 廊下、建物の下部及び中部より突き出でたればなり。2) 六即ちそは三階に
八 して、庭の柱の如き柱を具えず、この故に是等は下部及び中部より突き
出でて、地を離るること五十クビト3) なり。七室々に沿いて外垣あり、
室の前を外庭の方に至れり。その長さは五十クビトありき。八外庭の室
々の長さは五十クビトにして、聖殿の正面に向かう長さは百クビト。

第四十二章

1) 聖所の両側、即ち北と南とに一つずつあつた他の二つの建物

2) ヘブレオ語本「上の室は狭くなれり、そはその廊下のためにその場を削られたればなり」。

3) ヘブレオ語本及び七十人訳にはなし。

九　是等の室の下には、東より入る口ありて、外庭より之に入る人々の為なり。一〇　東の方に向かえる庭の外垣の広き所に、離れ屋に面して建物の前に室々あり。一一　北の方にありし室々と同様、その前に道あり、その長さもその広さも前記の如く、すべてその入口も、作り方も、戸も同じにして、一二　南の方にある室々の戸の如し。道の頭に戸あり、この道は、東の方より入る時は、離れの廊の前にあるなり。一三　彼我に云いけるは、離れ屋[4]の前にある北の室々と南の室々とは、是、聖なる室なり、聖の聖なることを行わんと主に近づき奉る司祭等、そこにて食し、聖の聖なる物、[5]罪祭と愆祭との供物を其処に置くべし、そは聖なる所なればなり。[6]一四　また司祭等入りたらん時は、聖所より外庭に出ずべからず、務を行う衣を其処に置くべし。そは聖なればなり。しかして他の衣を着し、[7]一五　かくて民の許に出でゆくべし。一五　さて彼内の家を測量ることを終うるや、我

4) ヘブレオ語「ギズラ」。本四一・一〇参照。―5) 利二・二―一〇。六・二五。
6) これによつてエゼキエルは、教会においても、祭壇に仕える人は祭壇のもので生活すべしという原則の行われることを見たのである。哥前九・一三参照。
7) 犠祭用の聖なる祭服を着たりぬいだりするための部屋で、カトリック聖堂の納室のようなもの。

を伴いて東の方に向かえる門の道より出で、あ
一六 まねく周囲を量れり。一六彼量竿もて東を量りし
一七 に、周囲その量竿にて五百竿8)あり。一七北側を
一八 量りしに、周囲その量竿にて五百竿あり。一八南
一九 側を量りしに、その量竿にて五百竿あり。一九ま
た西側をも量りしに、その量竿にて五百竿あり
二〇 き。二〇彼その石垣をめぐりてあまねく四方より
量りしが、長さ五百クビト、幅五百クビトあり、
こは聖所と民衆の処とを分つものなり。9)

第四十三章

新聖殿の聖別とその規定

一 一それより彼我を導きて、東に向かえる門に至
二 れり。二然るに見よ、イスラエルの天主の栄光、1)

8) この測量計数によれば聖殿全部の地所は約百五十万平方クビトになるが、これはサロモンの聖殿にも聖なる幕屋にも合わないので、ここでもヴルガタの二〇節にあるように、「竿」を「クビト」とすべきだという説がある。もしこの記事の通りとすれば、この寸法は象徴的に解すべきで、即ちエゼキエルが幻のなかで見たことを前表とする教会においては、聖俗の間に少なからぬへだたりがなければならぬということを、これによつて表わすのである。—9) ヘブレオ語本「聖なる所と俗なる所とを分かつためなり」。

第四十三章　1) 本書のはじめの二章に記してあつたかの栄光。

東の方より入り来りしが、その声大水の声の如く、地はその威光に輝きたり。
三 我その幻象を見しに、彼がこの市を滅ぼさんとて来り給いし時にわが見たる状の如く、また彼の状はコバル河の畔にてわが見たる如くなりしかば、我平伏しぬ。
四 かくて主の威光東に向かえる門の方より2)聖殿に入れり。
五 時に霊我を挙げ我を携えて内庭に入りしに、見よ、家には主の栄光満ちたり。3)
六 我、聞きしに、家の中より我に言をかくる者あり、またわが傍に立てる人あり、
七 彼我に曰いけるは、人の子よ、ここはわが玉座のある処、わが足の裏の踏む処なるぞ、我ここにありて窮なくイスラエルの子等の中に住む。4) イスラエルの家は、彼等もその王等も、最早その私通により、その王等の腐敗により、5) また高き処6)により、わが聖なる名を涜すことなかるべ

2) それが消え去つた（本一一・二二以下）東の方から。―3) このように主の栄光はかつて聖幕屋（出四〇・三二―三六）の上に留まり、またサロモンの聖殿（王上八・一〇、一一）にも満ち渡つた。これによつて聖殿は始めて天主のお住居となる。
4) これは、バビロンから帰還後建てられ、後またも破壊されるに至つた聖殿をさすのではなくて、ただ聖会においてのみ成就された。―5) ヘブレオ語本「王たちの屍により」。もとは聖殿の近くに王たちの墓があつた。
6) 高い所における偶像礼拝。

八　し。八彼等はその敷居をわが敷居の側に、その柱をわが柱の側に設けたり、我と彼等との間にありしは壁一重のみ。7）然るに彼等厭うべき事を数々行いて、
九　わが聖なる名を涜せり。この故に我怒りて彼等を滅ぼしたるなり。九されば今、彼等をしてその私通と、その王等の腐敗とを、わが許より遠ざけしめよ、然ら
一〇　ば我窮まりなく彼等の只中に住まわん。一〇また人の子よ、汝イスラエルの家にこの聖殿8）を示し、彼等をしてその不義を慚じしめ、且この建物を量らしめ
一一　よ。一一彼等当にそのなしたることを悉く慚ずべし。この家の形とその作り方、出口入口、その全体の設計、その一切の規定とそのすべての秩序とそのあらゆ
一二　る法則とを、彼等に示せ。しかして彼等がその全体の形とその規定とを守りて之をなすを得ん為、その目の前にて之を録すべし。一二山の頂上にある家9）の法
一三　則は、その周囲の地域がすべて聖なる上にも聖なること、是なり。次はすなわちその家の法則なり。一三祭壇の寸法は大なるクビト、即ち一クビトと一手幅なるを用うれば次の如し。その底は一クビト、幅は一クビトあり、その縁は端ま

7）彼らは聖殿にさえ偶像の神々の祭壇を設けた
8）理想の聖殿
9）これについての記述は本四〇章から始まる。

一四　で一手幅にして周囲をめぐれり。祭壇の溝もまた是の如し。一四土につける
底より最も下の継台までは二クビト幅一クビト、小なる継台より大なる継
一五　台までは四クビト幅一クビトなり。一五アリエル10)は高さ四クビト、アリエ
一六　ルより上に向かいて四つの角あり。一六アリエルは長さ十二クビト幅十二ク
一七　ビトにして、各辺等しき四角形なり。一七その継台は四辺ながら長さ十四ク
ビト、幅十四クビト、その周囲の縁囲いは高さ半クビト、その底は周囲一
一八　クビト、その階段は東に向かえり。11)　一八彼我に云いけるは、人の子よ、主
なる天主かく云い給う、いつにもあれ、燔祭を献げ血を注がんとて祭壇を
一九　設くる日には、祭壇の典礼次の如し。12)　一九汝、サドクの一族にして我に近
二〇　づく司祭たちレヴィ人等に、群の中より牡の犢を与え、13)　我に罪祭を献げ
しむべし。主なる天主しか云う。二〇汝またその血の一部を取りて、之をそ
三一　の四つの角と、台の四隅と、周囲の縁とに塗け、かくして之を清め、その
汚れを去るべし。三一次いで汝罪祭に献げらるる牡の犢を取り、聖所の外、

10) アリエルとは炉のこと。
11) 祭壇は西の方、即ち聖殿の至聖所の方に向かっていた。それで階段は東の方に向かっていた
12) 燔祭壇の聖別。―13) 利四・三参照。

二二　家の離れたる処にて之を焼くべし。14）二三　二日目には汝珈なき牡山羊を罪祭に献ぐべし。また彼等祭壇の汚れを去ることは、牡の犢とをもてその汚れを去りし如くにすべし。二三　さて汝その汚れを去ることを終えなば、牛群の中より珈なき牡の犢一頭を、また羊群の中より珈なき牡羊一頭を、献ぐべし。二四　汝是等を主の御眼前に供うべし。司祭等は是等に塩を振りかけ、15）之を燔祭として主に献ぐべし。二五　汝七日の間日毎牡山羊を一頭ずつ罪祭に献ぐべし。彼等また牛群の中より牡の犢一頭と、羊群の中より牡羊一頭と、いずれも珈なきものを献ぐべし。二六　七日の間彼等祭壇の汚れを去りて之を清め、その手を満たすべし。16）二七　是等の日満ちなば八日目より後は、司祭等汝等の燔祭及び和祭の牲をその祭壇の上に供うべし。我汝等に対して忿怒を解かん、主なる天主しか云う。

14）利四・一二と同様
15）塩を加えるのは利二・一三による。また可九・四八参照。
16）聖別される司祭は指定された犠牲のある部分を手に持っていなければならなかった（出二九・二四参照）。それで「手を満たす」とは聖別することをいう。

第四十四章

司祭の義務と権利

一 彼[1]また我を伴いて、聖所の東向きなる外門の道に向かいしに、そは閉
二 鎖され居たり。時に主我に曰いけるは、この門は閉鎖しおくべし、開く
べからず。何人もここを通るべからず。そは主イスラエルの天主、ここよ
三 り入りたるに由りてなり。[2]是を閉鎖しおくべきは、君侯に対しても然し
り。[3]されど君侯は主の御前にてパンを食する為、この内に坐する事を得。
四 彼は門の廊の道を経て入りまたそれを経て出ずべし。彼更に我を導きて、
北門の道より家の前に至れり。我見しに、見よ、主の栄光主の家に満ちた
五 り。我乃ち平伏したるに、主我に曰いけるは、人の子よ、主の家の一切い
の典礼に就き、またそのすべての規定に就き、我が汝に告ぐることを悉く
六 汝の心に留め、汝の目に視耳に聴き、且聖殿の道ならびに聖所のあらゆる
出口を心に留めよ。しかして汝、我に逆らいたるイスラエルの家に云う

第四十四章
1) 本四〇・三参照。―2) 本四三・一以下参照。―3) 典礼では主しか出入りできないこの門に、童貞女で天主の御母である聖マリアが譬えてある。

七　べし、主なる天主かく云い給う、イスラエルの家よ、汝等、己が諸々の悪しき行為もて足れりとせよ。七即ち汝等は心にも割礼なく肉にも割礼なき外国人を導き入れ、以てわが聖所に居らしめわが家を涜さしめ、4）なおわがパンと脂と血とを献げ、汝等の諸々の悪しき行為もて

八　わが契約を破れり。八汝等はわが聖所の規定を守らずして、恣にわが

九　聖所にわが規定を守る者を立てたり。5）九主なる天主かく云い給う、すべてイスラエルの子等の中に居る外国人、心に割礼なく肉にも割礼な

一〇　き外国人は、誰もわが聖所に入るべからず。一〇なおまたレヴィ人も、イスラエルの子等が迷いし時、我を離れ、その偶像のあとを追いて彷

一一　徨い、我より遠ざかり、その不義を負える者は、一一わが聖所における守衛となり、家の門番となり、家の僕となりて、6）民の燔祭及び犠祭

一二　の牲を屠り、民の眼前に立ちて之に仕うべし。一二彼等はその偶像の前にて民に仕え、イスラエルの家の為に不義への躓きとなりたれば、我

4）異邦人は聖所で礼拝することも（王上八・四一以下）、犠牲を献げてもらうことも（利一七・八。民一五・一三―一五）、許されていた。しかし供犠の行為はただ司祭の職務に限られていたからそれは行うことができなかった。

5）下級の職務即ち守衛の役を異邦人にさせていたのである。―6）左遷。

その故に彼等に向かいてわが手を挙げたり、7）主なる天主しか云う、彼等は
一三　その不義を負うべし。一三彼等はわが為司祭の職務を行わんとて、わが許に近
づくべからず、また聖の聖なる者の傍にある、わがすべての聖物に近よるべ
一四　からず。その恥辱とその行いたる悪しき事とを躬に負うべし。一四我彼等を家
の門番となして、そのすべての務、その中にて行わるる一切の事に当たらし
一五　めん。一五されどサドクの子等なるレヴィ人8）にして、イスラエルの
子等が我を離れ迷いし時、わが聖所の典礼を守りし者は、我に事うる為我に
近づき、脂と肉とを我に献ぐる為わが眼前に立つべし、主なる天主しか云う。
一六　一六彼等こそ我に事え、わが典礼を守らん為、わが聖所に入り、わが食卓に近
一七　づくべけれ。一七彼等内庭の門を入らんとする時は、亜麻衣を着るべし、また
内庭の門及び中にて職務を行わんとする時は、毛衣を身に纏うべからず。
一八　一八彼等頭には亜麻帽を戴き、腰には亜麻袴を穿くべし、汗ばむほどに装うべ
一九　からず。9）一九彼等外庭に出でて民の許に至らんとする時は、その着して以て

7）厳粛な誓いのしるし。
8）一五節以下は司祭の職務に関する規定。
9）道徳的な清さばかりでなく、体の清潔までも要求されている

二〇　転務を行いし衣を脱ぎ、之を聖所の納室に蔵めて他の衣を着るべし。その衣を以て民を聖ならしむべからず。10）二一　なお彼等はその頭を禿に剃るべからず、またその髪を伸ばすべからず、ただその髪を刈るべし。11）二二　凡て司祭たる者は、内庭に入るべき時、葡萄酒を飲むべからず。12）二三　彼等は、寡婦にも離別せられたる女にもあらずして、ただイスラエルの家の裔なる処女を娶りて妻となすべし。但し司祭に死に別れたる寡婦は、之を娶るも可なり。13）二三　彼等はわが民に、聖なる物と俗なる物との区別を教え、潔き物と汚れたる物との差別を示すべし。二四　論争あらば、彼等わが定めに従い、起ちて裁くべし。彼等わが諸々の祝祭日にはわが法と掟とを守り、わが安息日を聖ならしむべし。二五　彼等は汚れを受けざらん為、死人の許に入るべからず。但し己が父母、子女、兄弟、または

10）民は聖衣に触れると聖なる者となり、清めの掟を守らなければならなくなるがそれは不可能だから。
11）髪をかむろに剃る異教の神官の風習に倣ってもいけないし、髪をのばすような無益なことともしてはならない。―12）利一〇・九参照。
13）利二一・一四。―律法で大司祭に指定されていることは、ここで司祭にも課せられるが、ただ司祭はやもめを娶ってもいいという点だけ緩和されている。

二六 他の14)夫なき姉妹、是等の為には汚れを受くるも可なり。二六かかる
二七 者の為には、その潔められたる後、更に七日を加算すべし。二七彼聖
所にて我に転務をなさんとて、聖所に入り、内庭に至る日には、己
二八 の為に罪祭を献ぐべし、主なる天主しか云う。二八また彼等には遺産
あるべからず、我こそその遺産なれ。汝等イスラエルの中にて彼等
に所有物を与うべからず、蓋は我こそその所有物なればなり。15)
二九 二九彼等の食するは罪祭及び愆祭の牲たるべし。イスラエルにおける
三〇 誓願の献物は、悉く彼等の有たるべし。三〇あらゆる初生の初物、16)
及びすべて献げられたる物の神酒は皆司祭の有たるべし。汝等己が
糧食の初物を司祭に与うべし、これ彼が汝の家に祝福を下さんた
三一 めなり。17)三一鳥にても獣にても、凡そ自ら死したるもの、もしくは
獣に捕られたるものは、司祭等之を食すべからず。18)

14)「司祭以外の」の意。この語へブレオ語本になし。―15)申一八・一。―16)初なりの物の中で一ばんいいもの。―17)出二二・九。―司祭たちは民に霊的なものを与え、民は司祭たちにその生活に必要なものを提供する。18)申一四・二一。

第四十五章

聖所と都市と君とに対する土地の新しき割当て―供犠に関する新規定

一　一汝等籤にて土地の分配を始めんとする時は、1)土地の一部、長さ二万五千、幅一万2)なるを聖なるものとし、初穂として主の為に別つべし、是はその周囲の地域遍く聖なるべし。3)二この全部の中より、五百に五百、周囲四角なるを取りて、聖所の為に宛つべし、また五十クビトを空地としてその周囲に繞らすべし。

三　汝かく量りて、聖殿と聖の聖なる所とを中に置かんために、4)長さ二万五千、幅一万なるを量るべし。四土地の聖なるこの地域は、聖所に勤めて、奉仕のため主に近づく司祭等の有たるべし、即ちそは彼等の家5)や厳かなる聖所の為に用うる所となすべきなり。五また長さ二万五千、幅一万の地域は家に勤むるレヴイ人等に供すべし。彼等は二十の室6)を有すべし。

第四十五章　1)バビロンの囚れから帰国して新たに土地の割当てを始める時。書一四・二以下参照　2)単位はクビト。―3)新イスラエルにおいて、聖所は精神的、社会的、政治的、一切の生活の中心となるべきもの。―4)一節に述べてある測量の通りにして。―5)バビロンに移される前、司祭達は全国に散在していた。6)初物などの貯蔵室。

六　六汝等次に聖所の為に別ちたる処に準じて、幅五千、長さ二万五千の地域を都市の所有地とし、イスラエルの全家に供すべし。

七　七また君に与うる処は、聖所の為に別ちたる処と、都市の所有地との両側にあり、即ち聖所の為に別ちたる処に相対し、邑の所有地に相対し、海の方は海に及び、東の方は東に及ぶものとす。その長さはいずれの部分を取りても、西の極より東の極に至る。

八　八土地の中、是をイスラエルにおける彼の所領とすべし。君等は最早わが民より物を奪い取ることなく、イスラエルの家に対し、それぞれの支族に土地を与うべし。

九　九主なる天主かく云い給う、イスラエルの諸侯よ、汝等、以て足れりとせよ。不義と掠奪とをやめ、公平と正義とを行え。汝等の領地をわが民より別かて、7)

一〇　一〇主なる天主しか云う。汝等正しき秤、正しきエファ、正しきバトを用うべし。

一一　一一エファとバトとは等しくして8)同一量たるべし、

7)土地の割当ては次の如し。中央に聖所（二節）、その周囲に市街（六節）、市街地の東と西とは諸侯の領地（七節）、南と北とは司祭やレヴィ人の居住地（本四四・二八参照）そのまた南と北とに残りの支族がならぶ（本四八・一以下参照）。

8)バトは液体を、エファは乾燥した物を量る桝目で同一量。ヘンネによればその一桝は三六・四四リットル。ファイリオンによれば三八・八リットル。

即ちバトも一コルの十分の一、エファも一コルの十分の一を容るるようにするなり。是等の量は一コルの量に準じて等しくすべし。一二またシクル9)は二十ゲラ10)なり、しかして二十シクル、二十五シクル、十五シクルにて一ミネ11)となる。一三汝等が取り除くべき初穂は次の如し、小麦一コルに対して一エファの六分の一、大麦一コルに対して一エファの六分の一。一四また油の量は、油の一バトにして、是は一コルの十分の一なれば、十バトにて一コルとなる、即ち十バトにて一コルを満たすなり。一五なお犠祭、燔祭、及び和祭の為にイスラエルが飼えるものの中より、二百頭の畜群毎に牡羊一頭を出して、12)人々の罪の贖いに当てよ、主なる天主しか云う。一六国の民みな是等の初穂をイスラエルの君に納むる義務あるべし。一七また君たる者は、祭日、新月、安息日、及びイスラエルの家の諸々の祝日に、燔祭、素祭、灌祭を献げ、イスラエ

9) 聖所の一シクルはアルントによれば一四・五五グラム。ヘンネによれば一六・八三グラム。利二七・二五参照
10) ヴルガタ原語「オボル」。
11) 一ミネが六十シクルであつたのか、一ミネに二十五シクルのと二十シクルのと十五シクルのと三通りあつたのか不明。
12) これによれば取れた油の百分の一と、穀物の六十分の一（一三節）と家畜二百頭毎に一頭（一五節）とを出せというのである。

一八 ルの家の罪の贖いに、罪祭、燔祭、和祭を行うべし。一八主なる天主かく云い給う、13）第一月来らば、その月の一日に、汝牛群の中より玷なき牡の犢

一九 一頭を取りて、聖所の汚れを去るべし。一九司祭は罪祭の牲の血を取りて、

二〇 之を家の柱に、祭壇の台の四隅に、また内庭の門の柱に塗るべし。二〇汝ま

二一 た月の七日には、凡て知らずして過失を犯したる者の為にかくなし、家の

二二 為に贖いをなすべし。二一第一月には、その月の十四日に、汝等過越の祝い

二三 を行い、七日の間酵なきパンを食すべし。二三その日には君たる者、己が為

二四 及び国のすべての民の為牡の犢を罪祭として献げ、二三また七日の祝いの間、

二五 牡の犢七頭と牡羊七頭との玷なきものを、七日の間日毎燔祭として主に献げ、なお日毎牡山羊一頭を罪祭に供すべし。二四彼更に素祭として、犢一頭を毎に一エファを、牡羊一頭毎に一エファを、一エファ毎に油一ヒン14）を献ぐべし。二五第七月には、その月の十五日の祝祭に、彼また七日の間、罪祭ならびに燔祭素祭、及び油に就きて、上に述べたる如くなすべし。

13）本節はモイゼの儀式とかなり変わっている。ユデア人はこの新規定を理想的で全く象徴的と見ていたのでそれを実行したことが曾てなかった。

14）一バトの六分の一。

第四十六章

君に対する定めと犠祭に対する規定

一　主なる天主かく云い給う、内庭の東に向かえる門は、仕事をなす六日の間閉鎖しおき、1)安息日に開くべく、その上また新月の日にも開くべし。二　君たる者は外より門の廊の道を経て2)入り、門3)の敷居に立つべし。司祭等は彼の燔祭及び和祭を献ぐべし。彼は門の敷居の上にて礼拝して出ずべし。されど門は暮まで閉鎖すべからず。三　国の民は安息日及び新月に、その門の口において主の御前に礼拝すべし。4)四　君が主に献ぐる燔祭は次の如し、安息日には、玷なき小羊六頭と、玷なき牡羊一頭。五　素祭は牡羊一頭につき一エファ、また小羊に対する素祭としては、その手の出さんと欲するだけを以てし、一エファ毎に油一ヒン5)を添うべし。六　また新月の日には牛群の中より玷なき牡の犢一頭、それに六頭の小羊と牡羊6)との玷なきものたるべし。七　素

第四十六章　1)外庭の門のことが記してある本四四・一参照。—2)その門そのものを通らずに。本四四・二、三参照。—3)内庭の門の。—4)君がまず礼拝してから5)本四五・二四とその註参照。6)ヘブレオ語本「一頭の牡羊」。

祭としては、牡の犢一頭につき一エファ、牡羊一頭につき一エファを献ぐべし。但し小羊に対してはその手の出さんと欲するだけを以てし、一エファ毎に油一ヒンを添う。

八　君は入らんとする時には門の廊の道より入り、また同じ道より出ずべし。七）九　国の民祭日に主の御眼前に入らんとする時は、礼拝せんとて北門より入る者は、南門の道より出ずべく、南門の道より入る者は、北門の道より出ずべし。その入りたる門の道より帰るべからず、その反対側より出ずべし。一〇　君は彼等の中に居り、その入る時に入り、その出る時に出ずべし。二　祝日祭日には、牡の犢一頭につき一エファ、牡羊一頭につき一エファの素祭を献げ、小羊に対してはその手の出さんと欲するだけを素祭とすべし。また一エファ毎に油一ヒンを添うべし。一二　なお君たる者、その志による燔祭、またはその志による和祭を主に献げんとする時は、東に向かえる門を彼の為に開くべし。八）彼は毎も安息日になす如く、その燔祭と和祭とを献げて出ずべし。しかしてその出でたる後には門を閉鎖すべし。一三　彼また日毎当歳の玷なき小羊一頭

7）君の席は司祭達の庭と民の廊との隔壁の所にある。

8）外の廊の門（本四・一四以下参照）ではなくて、内の廊に至る門

一四　を、燔祭として主に献ぐべし。是は毎も朝に行うべし。一四彼なおその上に朝な朝な、9）素祭を献ぐべし、そは一エファの六分の一と、良き麦粉に混ずべき油一ヒンの三分の一とにして、恒久に廃ることなき法による、

一五　主に対する献げものなり。一五かく彼朝な朝な小羊と素祭と油とを献げて、恒久の燔祭を行うべし。10）

一六　一六主なる天主かく云い給う、君もしその子の一人に贈物をなさば、その相続権はその子孫に及び、彼等承け伝えて之を所有すべし。一七されど彼その家産の中より遺物をその臣僕の一人に与うる時は、そは大赦の年11）までその人の有たるべく、後君に帰るべし。

一七

一八　ただ彼の家産のみその子孫のものたるべきなり。一八君たる者民の家産に、またはその所有に、属するものを暴力もて奪い取るべからず。ただ己が所有の中より、その子等に家産を伝うべし。これ、わが民が各々その所有を離れて散ることのなからんためなり。一九彼更に我を導きて、門の横にある入口より入り、聖所にある北に向かえる司祭等の室に至りしに、

一八

一九

9）この毎朝の犠祭の規定は、天主の御前に毎日の、殊に朝の犠祭がいかに貴いものであるかを示す。―10）ヘブレオ語本では一三―一五節は君たちに関してでなく、一般にイスラエルに対していう言葉。

11）五十年毎に回つてくるヨベルの年。利二五・二八以下参照。

二〇 其処に西に向かえる処ありき。二〇彼我に云いけるは、此は司祭等が罪祭及び愆祭のもの[12]を煮炊し、素祭のものを調理すべき処なり。そは即ち彼等がそれを外庭に持ち出して、民を聖ならしむることなからん為なり。[13]

二一 三彼また我を導きて外庭に出で、庭の四隅を通りて我を連れ廻りしが、見よ、庭の隅にまた一つの小さき庭あり、庭の隅々に各々小さき一つの庭ありき。

二二 三庭の四隅に設けられたる小さき庭は、長さ四十クビト、幅三十クビトにして、寸法は四つとも同一なりき。

二三 三しかして一つの垣その四つの小さき庭の周囲を繞り、周囲の柱の廊の下には煮炊の場設備えられたり。

二四 二四彼また我に云いけるは、是は主の家に勤むる人々[14]が民の犠牲を煮炊すべき庖屋なり、[15]と。

第四十七章

聖殿の下より出る聖なる水の幻—国土を新たに十二族に分つべき境界

一 一かくて彼我を伴いて家の門[1]に向かいしに、見よ、家の敷居の下よ

12) 罪祭及び愆祭のものの中から司祭達の分となるもの
13) 本四四・一九とその註参照。
14) レヴィ人たち。
15) 酬恩祭や和祭などの際には、奉献者はいわば天主の食卓に列するように、献げたものの一部をもらう。

第四十七章 1) 聖所

二　り東に流れ出でたる水あり、蓋し家の正面は東に向かえるなり。その水は流
れ下りて聖殿の右側、祭壇の南に至れり。二彼また我を導きて北門の道より
出で、我をまわらしめて外門の外の道、東に向かえる道に至らしめしに、見
三　よ、右側より水滴々と湧き出でたり。三その人度縄を手に持ち東に出るや、
四　一千クビトを度り、我をして水を渡らしめしが、そは踝までありき。四次に
五　彼また一千[2]を度り、我をして水を渡らしめしに、膝までありき。五彼また一
千を度り、我をして水を渡らしめしに、腰まであり、更に一千を度りしに、
其は激流にして我渡ること能わざりき。即ち水かさまさりて深き河となりし
六　により、渡ること能わざりしなり。[3]六時に彼我に云いけるは、人の子よ、汝
確に之を見たるぞ、と。しかして我を導き出し、我を河の岸に回らしめた
七　り。七さて我回りたるに、見よ、河の岸には両側に甚だ多くの樹木あり。
八　八彼我に云いけるは、東の方砂山さして流れ出で、荒れたる平地に落つること
九　の水は、海[4]に入りてまた出でんに、その水癒ゆべし。[5]九凡そこの河の到る

2) 単位は三節同様クビト。
3) この河は天主がメシア時代に新約の教会に与え給う心の傷病をいやす秘蹟などのかたどり。
4) 死海。
5) 死海の水の塩分は生物が

所、匍い動く生きとし生けるもの、悉く生きん。この水到らんか、その後には魚甚だ多かるべし。この河の到らん所、万の物癒えて生くべきなり。一〇漁師その滸に立ち、エンガッディよりエンガリム6)に至るまで、その網を乾さん。その魚の種類は、夥しくして、大海の魚の如く、甚だ多かるべし。一一これどその岸辺と沼地とにおいては、癒ゆることあらざるべし、7)そは塩田となるべければなり。一二河の畔、その岸の両側には、果を結ぶ諸々の樹生えん。その葉は落ちず、その果は絶えざるべし。そは月毎に新なる果を結ばん、その水聖所より出ずべければなり。その果は食物となり、その葉は薬となるべし。8)一三主なる天主かく云い給う、汝等がイスラエルの十二族に所領として土地を与うべき、その境界次の如し。それ、ヨゼフは二区を領す。9)一四汝等各々その兄弟と同等に

生存出来ないほど多い。
6) エンガッデイは死海の西南の岸に、エンガリムはヨルダン河がそれに注ぐその北の地点にある。―7) 生命を与える水が流れてゆかぬ所では、みのることがない。―8) 湧く水の量が次第に増すのは、教父達の説によれば、福音の拡まる象どりであるともいう。水によつて聖寵のはたらく象どりであるともいう。
9) ヨゼフは、子孫としてエフライム及びマナッセの両族を出しているので、二倍の領地をもらう。

之を領すべし。そは我之に向かいわが手を挙げて、之を汝等の父祖に与えたればなり。かくてこの地は汝等の所有に帰すべし。一五さて国の境は次の如し。北の方は大海[10]よりヘタロンを結てセダダ、一六エマト、ベロタ、ダマスコの界とエマトの界との間にあるサバリム、アウランの界に近きティコンの家に至る。一七また海よりエノンの屋敷に至る境界は、ダマスコの境界をなして、北の此方より北の彼方、エマトの境界に及ぶべし、北の方は是の如し。一八東の方は、アウランとダマスコとの間、更にガラードとイスラエルの地との間を、ヨルダン分ちて東の海[11]にまで及ぶ。汝等東の方をかく量り定むべし。一九また南の方は、南に向かいてタマルよりカデスの抗論の水に至り、更に河[12]を経て大海[13]に及ぶ。南の方は南に向かいてかくの如し。二〇海の方は、大海にして、真直にこの境界よりエマトに至る。海の方はかくの如し。二一汝等イスラエルの支族毎に、この地を汝等の間に分つべし。二二即ち汝等籤にて之を分ち、汝等の為、また汝等に附き、汝等の中にて子等を儲くべき異邦人等の為の嗣産とすべし。かかる

10) 地中海。
11) 死海
12) リノコルラ河。
13) 註一〇を見よ。

二三　者は汝等にとりて、イスラエルの子等の間に生れたる同国人の如く見なすべきなり。彼等もイスラエルの支族の中にて、汝等と領地を分つべし。14) 二四 異邦人いずれの支族の中に在らんも、其処において汝等之に所領を与うべし、主なる天主しか云う。

14) こうしてエゼキエルは、天主の新しい御国にはイスラエル人でない者も入れることを告げる。

第四十八章

聖地の新たなる配分

一 一 支族の名は次の如し。北の境界よりヘタロンの道の傍を、エマトに至り、北に向かいてダマスコの境界にあるエナン[1]の屋敷に至り、エマトの道の傍に及ぶ。この東の方より海までは、ダンの一領分にして彼の有なり。二 ダンの境界に接して、東の方より海の方までは、アセルの一領分なり。三 アセルの境界に接して、東の方より海の方までは、ネフタリの一領分なり。四 ネフタリの境界に接して、東の方より海の方までは、マナッセの一領分なり。五 マナッセの境界に

1) ヘブレオ語「ハザル・エノン」。

六　接して、東の方より海の方までは、エフライムの一領分なり。六エフライ
七　ムの境界に接して、東の方より海の方までは、ルベンの一領分なり。七ルベ
八　ンの境界に接して、東の方より海の方までは、ユダの一領分なり。2)八ユダ
　　の境界に接して東の方より海の方までは、汝等初の分として別になしお
　　くべし。その幅は二万五千、3)その長さは各領分の如く東の方より海の方
九　までにして、聖所はその中央に設くべし。九汝等が主の為に別になしおく
一〇　べき初の分は、長さ二万五千、幅一万なるべし。一〇是等聖所に対する初の
　　分は司祭の有たるべく、北の方は長さ二万五千、海の方は幅一万、東の方
　　もまた幅一万、南の方は長さ二万五千にして、その中央に主の聖所を設く
一一　べし。4)二聖所は、サドクの子等の中わが典憲を守り、イスラエルの子等
　　が迷いし時、レヴィ人等も迷いし如く5)迷わざりし司祭等の有たるべし。
一二　三かく地の初の分の中の初の分、聖の聖なるを彼等の有とすべし、そはレ
一三　ヴィ人等の境界に接するなり。一三なおまたレヴィ人等も同様に、司祭等の

2)故に聖殿の北には七族が居住するわけである。ヨゼフの子孫は二族に数えられる。―3)単位はクビト。
4)聖殿は司祭レヴィ人の領地と共に中央にあり、その東西両側は君たちの所領。
5)本四四・一〇参照。

境界に接して、長さ二万五千、幅一万を有すべし。すべて長さは二万五千にして幅は一万なり。一四彼等その中より売るべからず、取り換うべからず、またその土地の初生の物を譲り渡すべからず。そは主に献げられし聖なるものなればなり。一五されどかの二万五千に接して残れる幅五千は俗地にして、6)邑の有たり、住宅に宛て郊地となすべく、その中に都市を設くべし。一六その広袤次の如し、北の方四千五百、南の方四千五百、東の方四千五百、西の方四千五百。一七また都市の郊地は、北二百五十、南二百五十、東二百五十、海の方二百五十なるべし。一八なお聖所の為の初の分の傍にある長さの残余は、東へ一万西へ一万にして、聖所のための初の分の如くなるべく、その収穫は都市に仕うる人々の糧とすべし。一九都市に仕うる人々は、イスラエルのすべての支族より出でて之に仕うべし。7)二〇されば初の分はすべてにて二万五千に二万五千の四角をなし、聖所の為の初の分、及び都市の所有地として取りのけおくべし。二一また聖所の為の初の分と都市の所有地との両側に残れる処は、君の属となすべし。即

6) 俗人の住む所に宛て。
7) 市の行政、司法、敵の防禦などに当たる人々

ち初の分の二万五千の地に対し東の境界に至る所、及び海の方に向かいて、その二万五千の地に対し海の境界に至る所を、同様に君の領分となすべし。これ聖所の為の初の分にして、聖殿の聖所は、その中央にあるべし。

二二 二三 更に君の分の中間にあるレヴィ人等の所有地と都市の所有地とより、ユダの境界とベンヤミンの境界とに至る間もまた君に属すべし。

二四 残余の支族は、東の方より西の方まで、ベンヤミンの一領分。

二五 ベンヤミンの境界に対して、東の方より西の方まで、シメオンの一領分。

二六 シメオンの境界に接して、東の方より西の方まで、イッサカルの一領分。

二七 イッサカルの境界に接して、東の方より西の方まで、ザブロンの一領分。

二八 ザブロンの境界に接して、東の方より海の方まで、ガドの一領分。8)

二九 ガドの境界に接して、南の方は南に向かい、タマルよりカデスの抗論の水9)までを境界として、大海に至る所を嗣業の地とすべし。

二九 是汝等が籤にて10)イスラエルの支族に分つべき地なり、是等の分かくの如し、主なる天主しか云う。

8) 故に聖殿の南には五族が居住するわけである。

9) 民二〇・二四参照。

10) くじは十二族の領分を定めるためではなく、各族領内で各人の取り分を定めるため。

三〇　三〇都市の出口11)は次の如し。汝北の方に四千五百を度る
三一　べし。三一都市の門はイスラエルの支族の名に因む。北に
ある門は三つにして、ルベンの門一つ、ユダの門一つ、
三二　レヴィの門一つ。三二東の方も四千五百にして、門三つあ
り、ヨゼフの12)門一つ、ベンヤミンの門一つ、ダンの門
三三　一つ。三三汝南の方にも四千五百を度り取るべく、門三つ
あり、シメオンの門一つ、イッサカルの門一つ、ザブロ
三四　ンの門一つ。三四西の方も四千五百にして、その門三つあ
り、ガドの門一つ、アセルの門一つ、ネフタリの門一
三五　つ。13)三五その周囲は一万八千にして、都市の名はその日
より、14)主其処に在す、と称すべし。15)

11)境界。―12)一つの門にレヴイの名をつけたので（三一節）、十二の数を保つために、マナツセ、エフライム両族に対してはその先祖であるヨゼフの名をつけた門ただ一つとした。―13)默二一・一二―二一参照。―14)新秩序の定められた時から。―15)この言葉でエゼキエルが、すでにキリストの「さて我は世の終りまで日々汝らと共に居るなり」という御言葉を予知していたことがわかる。